第十條　煙草賣捌規則第一條第一項但書ニ依リ煙草元賣捌人ニ對シ他ノ煙草元賣捌人ヨリ製造煙草ヲ買受クルコトヲ認許スヘキトキハ第三號書式ノ認許書ヲ交付スヘシ

第十一條　煙草小賣人指定ノ必要ヲ認メタルトキハ指定申請者ニ付左記各項ヲ調査シ煙草賣捌規則第四條ノ二規定ノ順序ニ依リ指定ノ手續ヲ爲スヘシ

一　煙草賣捌規則第四條第一項第二號乃至第四號ノ一ニ該當ノ有無

二　煙草元賣捌人、之ト同一ノ家ニ在ル者又ハ煙草元賣捌人ノ同居者ニアラサルヤ否ヤ

三　煙草保存上忌ムヘキ兼業ヲ有スルモノニアラサルヤ否ヤ

四　煙草耕作者、之ト同一ノ家ニ在ル者又ハ煙草耕作者ノ同居者ノ指定申請ニ付テハ指定カ取締上弊害ヲ生スル虞ナキヤ否ヤ

前項各號ノ事實アルコトヲ認メタルトキハ申請書却下ノ手續ヲ爲スヘシ

第十一條ノ二　煙草小賣人支店ノ設置許可ヲ申請シ許可スヘキモノト認メタルトキハ申請者ニ對シ支店一箇所毎ニ第四號書式ノ二ノ許可證ヲ交付シ臺帳ニ登記スヘシ

第十一條ノ三　煙草小賣人ヨリ煙草自働發賣機設置ノ許可ヲ申請シタルトキハ其ノ構造左記各號ニ該當シ位置竝發賣スヘキ煙草ノ種類適當ナリト認メタルモノニ對シ許可スヘシ

一　自働作用完全ナリト認メラルルモノ

二　賣切ノ際其ノ旨ヲ需要者ニ了解セシムル裝置アルモノ

三　煙草ノ品質保存上缺點ナシト認メラルルモノ

四　發賣スル煙草ノ品名、定價竝發賣機ニ適合セル貨幣ノ種類ヲ機面ニ標記セルモノ

前項ニ依リ許可スヘキ者ニハ自働發賣機一個毎ニ第四號書式ノ三ノ許可書ヲ交付シ臺帳ニ登記スヘシ

第十二條　煙草小賣人ヨリ營業所又ハ煙草自働發賣機位置變更許可申請書ヲ提出シタル場合ニ於テ許可ノ必要ヲ認メタルトキハ指定書又ハ許可書ヲ訂正交付シ臺帳ニ登記スヘシ

前項ノ申請カ他地方專賣局所管販賣區域內ヘ移轉セムトスルモノナルトキハ豫メ移轉先地方專賣局長ニ協議シ其ノ同意アル場合ニ限リ前項ニ依リ許可シ其ノ旨移轉先地方專賣局長ニ通知スヘシ

煙草自働發賣機ノ構造變更許可ヲ申請スル者アリテ許可スヘキモノト認メタルトキハ許可シ申請者ニ其ノ旨ヲ通知シ構造ノ變更カ發賣スル煙草ノ種類名稱ニ異動ヲ及ホストキハ臺帳ニ登記スヘシ

第十三條　煙草賣捌人死亡シ相續人ヨリ營業繼續ノ申告書ヲ提出シタル場合ニ於テ其ノ相續人カ煙草賣捌規則第三條但書ニ該當セス又ハ同條第二項、第六條ニ牴觸セサルトキハ指定書ヲ訂正交付シ臺帳ヲ整理シ煙草元賣捌人ニ在リテハ營業承繼年月日、營業區域、死亡者竝相續人ノ住所、氏名ヲ報告スヘシ

親等ヲ同クスル二人以上ノ遺產相續人ヨリ同時ニ營業繼續ノ申告書ヲ提出シタルトキハ家督相續ノ例ニ準シ承繼者ヲ決定スヘシ但シ此ノ例ニ依リ營業ヲ承繼スヘキ者カ承繼ノ意思ヲ拋棄シタルトキハ次順位者ノ申告ヲ受理スヘシ

營業承繼申告者カ煙草賣捌規則第三條但書ニ該當シ又ハ同條第二項、第六條ニ牴觸シ若ハ前

項ニ依リ承繼ヲ拒否スヘキ者ナルトキハ其ノ申告書ヲ却下スヘシ

第十四條　煙草元賣捌人廢業又ハ死亡申告書ヲ提出シタル者アルトキハ臺帳ニ登記シ其ノ廢業又ハ死亡年月日、住所、氏名ヲ報告スヘシ

煙草元賣捌人營業所廢止申告書ヲ提出シタルトキハ左記各項ノ調書ヲ添ヘ意見ヲ付シテ稟申シ指揮ヲ受クヘシ但シ該營業所存置ノ必要ヲ認メタルトキハ第四條ニ依リ稟申スヘシ

一　營業所廢止ノ理由竝廢止後ノ煙草配給方法

二　當該營業所從來ノ煙草配給區域竝區域內各町村ニ至ル現在及廢止後ノ供給營業所ヨリノ距離

三　前項區域內ノ人口、小賣人員竝最近一箇年間ノ店賣、出賣別賣上代金額

四　最近一箇年間ニ於ケル當該元賣捌人ノ煙草元賣捌業ニ關スル收入支出調書

第十四條ノ二　煙草元賣捌人ニ對シ煙草賣捌規則第二十五條第二項ニ依リ其ノ營業廢止ヲ許可スヘキトキハ申請者ニ對シ第四號書式ノ四ノ許可書ヲ交付シ臺帳ニ登記シ其ノ許可竝廢止年月日、營業所、氏名ヲ報告スヘシ

第十四條ノ三　煙草元賣捌人煙草賣捌規則第二十五條第二項ニ依ル營業所廢止許可申請書ヲ提出シタルトキハ意見ヲ付シテ稟申シ指揮ヲ受クヘシ

前項指揮ノ結果營業所廢止ヲ許可スヘキトキハ前條ニ準シ處理シ申請者ニ對シテハ第四號書式ノ五ニ依ル許可書ヲ交付スヘシ

第十五條　煙草小賣人死亡、廢業、營業所廢止又ハ煙草自働發賣機撤廢ノ申告書ヲ提出シタルトキハ相當調査ノ上臺帳ニ登記スヘシ

第十六條　煙草元賣捌人指定取消ノ必要ヲ認メタルトキハ左記各項ノ調書ヲ添ヘ稟申スヘシ

一　指定ヲ取消スヘキ事由

二　當該煙草元賣捌人ノ從來營業ノ成績

三　煙草賣捌規則第二十七條第二項ノ場合ニ於テハ指定取消ヲ必要トスル事由

第十七條　煙草元賣捌人指定取消ノ承認ヲ受ケタルトキハ第五號書式ニ依ル指定取消書ヲ確實ニ送達シタル後臺帳ニ登記シ取消年月日、營業所位置、氏名ヲ報告スヘシ

第十八條　煙草小賣人指定又ハ煙草自働發賣機設置許可取消ノ必要ヲ認メタルトキハ相當調査ノ上指定又ハ許可取消ノ處分ヲ爲スヘシ

前項ニ依リ指定又ハ許可ヲ取消スヘキ者ニハ第五號書式ノ一ノ指定又ハ同號書式ノ二ノ許可取消書ヲ確實ナル方法ニ依リ送達シ臺帳ニ登記スヘシ

第十九條　（削除）

第二十條　煙草賣捌人ヨリ返納ノ指定書ハ之ヲ取纏メ隨時燒却處分ヲ爲スヘシ

第二十一條　煙草賣捌人煙草元賣捌人營業區域竝煙草自働發賣機ニ關スル事項ハ第六號樣式ノ臺帳ヲ設ケ整理スヘシ

第二十二條　（削除）

第二十三條　所管內ニ於ケル煙草小賣人ノ異動及現在數ハ第七號書式ニ依リ毎年四月及十月ノ十日限リ各前月迄六箇月間ノ成績ヲ報告スヘシ

煙草自働發賣機ノ異動及月末現在數ハ前項ニ準シ報告スヘシ

第二十四條　他地方專賣局管轄區域內ニ營業區域ヲ有スル煙草元賣捌人ニ關スル左記事項ハ處分後直ニ管轄地方專賣局ニ通知スヘシ

一　指定、指定取消、廢業又ハ死亡ハ各其ノ年月日、營業所位置及氏名

二　營業承繼ハ承繼年月日、營業所位置、死亡者竝承繼者ノ氏名

三　會社代表社員ノ更迭ハ更迭年月日、會社名及新舊代表社員ノ氏名

四　氏名變更ハ營業所位置、新舊氏名

五　營業所又ハ荷置場ノ設置、移轉又ハ廢止ハ各其ノ年月日、位置及氏名但シ他地方專賣局管轄區域內ニ在ルモノニ限ル

他地方專賣局所屬ノ專賣局製造葉卷煙草及輸入製造煙草販賣區域內ニ生シタル前項第一號乃至第四號及第五號中營業所ノ廢設移轉ニ關スル事項ハ前項ニ準シ所屬地方專賣局ニ通知スヘシ

第二十五條　本章規定ノ煙草賣捌人ニ關スル事務ハ煙草賣捌規則第三十一條別表ノ區域ニ依リ所屬地方專賣局長ニ於テ之ヲ管掌スヘシ但シ第九條、第十三條及第二十條中各煙草小賣人ニ關スル規定竝第十條、第十一條ノ二、第十二條及第十五條規定ノ事務ハ之ヲ出張所長ニ委任處理セシムルコトヲ得

煙草小賣人指定申請書ノ却下ニ付テハ地方專賣局長ニ於テ豫メ明確ナル一定ノ標準ヲ設ケ該標準ニ該當スルモノニ限リ出張所長ニ委任處理セシムルコトヲ得

前項ノ標準ヲ定メントスルトキハ豫メ稟申シ承認ヲ受クヘシ

第二章　煙草賣渡

第二十六條　煙草販賣官署ノ所屬煙草販賣區域ハ煙草賣捌規則第三十一條別表ノ區域ニ依ルヘシ

第二十六條ノ二　煙草販賣官署ニ於テ賣渡用ニ供スヘキ製造煙草ハ本局ニ於テ之ヲ配賦スヘシ

前項配賦額ヲ增減スルノ必要アルトキハ煙草販賣官署長ハ第八號書式ニ依リ申請スヘシ

第二十七條　煙草ノ供給上必要ナルトキハ地方專賣局長ハ管內本支署間若ハ支署相互間ニ於テ配賦ヲ受ケタル製造煙草ヲ融通スルコトヲ得

前項ノ融通ハ決定ト同時ニ第九號書式ニ依リ報告スヘシ

第二十八條　煙草販賣官署長及販賣事務ヲ取扱ハサル煙草製造官署長ハ每月煙草ノ過不足高ヲ調査シ第十號書式ニ依リ紙卷、刻煙草ハ一月分及三月分ハ前月二十日迄ニ其ノ他ノ月ハ前月二十三日迄ニ本局到達ノ豫定ヲ以テ內地葉卷及輸入製造煙草ハ當月一日迄ニ報告スヘシ

第二十九條　（削除）

第三十條　沒收、拾得、收容等ニ依リ受入レタル製造煙草、不用ニ歸シタル見本煙草又ハ試製煙草ニシテ販賣用ニ充ツヘキモノハ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

一　當該煙草ヲ販賣スル官署ニ在リテハ直ニ其ノ賣渡用ニ充ツヘシ

二　當該煙草ヲ販賣セサル官署ニ在リテハ之ヲ販賣スル最近ノ販賣官署ニ回送シ送付ヲ受ケタル販賣官署ニ於テ賣渡用ニ充ツヘシ

第三十一條　本局製造ノ紙卷煙草及刻煙草ハ木箱ヲ以テ賣渡ヲ爲スヘシ但シ地方專賣局長ニ於テ端數賣渡ノ必要ヲ認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條　製造煙草ノ賣渡ヲ請求スル者アルトキハ第十二號書式ノ煙草賣渡票ニ依リ賣渡ヲ決議スヘシ

第三十三條　賣渡代金卽納ノ場合ニ於テハ賣渡決議後直ニ代金納入告知書ヲ發シ其ノ納入濟ナルコトヲ確メタル後現品ノ引渡ヲ爲シ賣渡票ニ領收證印ヲ爲サシムヘシ

第三十四條　賣渡代金延納ノ場合ニ於テハ擔保提供濟ナルコト又ハ據置擔保殘存價格ノ不足ナキコトヲ確メタル後賣渡ノ決議ヲ爲シ直ニ代金納入告知書ヲ發シ現品ヲ引渡シタルトキハ賣渡票ニ領收ノ證印ヲ爲サシムヘシ

煙草賣渡代金延納期間ハ現品引渡豫定ノ日ヨリ起算シ一口ノ賣渡煙草ヲ數日ニ引渡ストキハ其ノ最終引渡豫定ノ日ヨリ起算スヘシ

第三十五條　煙草ノ賣渡高ハ第十四號書式ニ依リ報告スヘシ

第三十六條　煙草賣捌規則第十五條第二項ニ依リ支給スヘキ製造煙草運搬費ハ左ノ區分ニ依リ支給スヘシ

一　葉卷煙草、輸入煙草ニ在テハ運搬ニ要シタル實費額

二　紙卷煙草（一木箱八千本入以上）及刻煙草ニ在テハ煙草元賣捌人營業所所在地市町村每ニ豫メ決定シタル一木箱當金額

三　紙卷煙草（一木箱六千本入以下）ニ在テハ前號決定金額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

四　紙卷煙草、刻煙草ノ一木箱ニ滿タサル端數ニ在テハ當該煙草ノ一木箱裝置數量ト前二號ノ金額トノ割合ヲ以テ算出シタル金額

前項第三號、第四號ノ金額ハ錢位ニ止メ其ノ未滿ハ之ヲ切捨ツヘシ

第一項ノ運搬費ハ煙草賣渡代金ト相殺スルコトヲ得

第三十七條　前條第一項第二號ノ金額ハ別ニ內示スル標準ニ據リ地方專賣局長ニ於テ決定スヘシ但シ金額ニハ厘位ヲ附スヘカラス

前項ノ決定ヲ爲シタルトキハ煙草元賣捌人ニ告知シ且別紙第十五號書式ニ據リ本局ニ報告スヘシ

第三十八條　前條ノ決定ヲ爲シタルモノアルトキハ每年一月、四月、七月、十月五日限リ前三箇月分ヲ會計檢査院ニ通報スヘシ

第三十九條　煙草販賣官署ハ第十六號樣式ノ運搬費臺帳ヲ設備シ其ノ異動ヲ登記スヘシ

第四十條　煙草賣捌規則第十五條第三項ニ依リ運送業者ヲ指定セムトスルトキハ二年以上運送ノ業ニ從事シ資產信用確實ナリト認ムル希望者ヨリ運搬賃見積書ヲ徵シ調査ノ上指定スヘシ

運送業者ヲ指定シタルトキハ第十七號書式ノ請書ヲ提出セシメ其ノ要領ヲ煙草元賣捌人ニ告知シ運送業者ノ住所氏名ヲ報告スヘシ

第四十一條　地方專賣局長ハ前年度間ニ於ケル指定運送業者業務ノ成績ヲ每年四月二十日限リ報告スヘシ

第四十二條　前六條ノ規定ハ煙草賣捌規則第十五條第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十二條ノ二　支局ハ第十七號書式ノ二ニ依リ前年度中煙草賣捌人ニ支給シタル製造煙草運搬費ノ實蹟ヲ調査シ毎年四月三十日限リ報告スヘシ

第四十三條　煙草販賣事務上電信ヲ發スル場合ハ左記符號ヲ用フヘシ

符號		符號	
フ	不二	ホ	ほまれ
シ	敷島	スイ	水府
ヤ	大和	サツ	薩摩刻
ア	朝日	フク	福壽草四十匁
カ	カメリヤ	（フ二）	同　二十匁
ナイ	ナイル	（フ五）	同　五匁
アル	アルマ	シラ	白梅四十匁
オ	オリエント	（シ二）	同　二十匁
ス	スター	（シ五）	同　五匁
チ	チエリー	サ	さつき四十匁
リ	リリー	（サ二）	同　二十匁
コ	ゴールデンバット	（サ五）	同　五匁
コテ	蝴蝶	アメ	あやめ四十匁
オタ	オリエンタレス	（ア二）	同　二十匁
ロ	ロンドレス	（ア五）	同　五匁
セ	セニヨリタス	ハキ	はぎ四十匁
コク	國華	（ハ二）	同　二十匁
ヤヨ	やよひ	（ハ五）	同　五匁
フヨ	芙蓉	ナ	なでしこ四十匁
ヤク	八雲	（ナ二）	同　二十匁
タ	たつ田	イムペリアルス	（内國製）イムペリアルス
（ナ五）	なでしこ五匁	ヘ	ペルフエクトス
フキ	富貴煙	レ	レガリヤ
プ		プ	プリンセサス

第四十四條　輸出用又ハ移出用製造煙草ノ賣渡ニ關スル手續ハ別ニ定ムル所ニ依ルヘシ

第三章　煙草ノ引替竝買戻

第四十五條　煙草賣捌規則第二十二條又ハ第二十三條ニ依リ引替製造煙草ノ檢査ヲ請求スル者アルトキハ速カニ當該官吏ヲシテ現品又ハ其ノ所在地ニ就キ檢査ヲ行ハシムヘシ

檢査請求者ニ交付スヘキ引替煙草檢査證明書ハ第十八號書式ニ依ルヘシ

檢査證明書ヲ付與シタル製造煙草ニハ封印ヲ施シ置クヘシ

第四十六條　檢査ノ爲包裹ヲ開披シタル製造煙草ニシテ品質惡變ノ事實ナキモノハ包裹破損

品トシテ處理スヘシ

前項ノ場合ニ於テ檢査ヲ請求セル同種類ノ煙草中品質惡變セルモノアルトキハ前項ノ包裹開披品ニ就テハ買受人ノ責ニ歸スヘカラサルモノトシテ處理スヘシ

第四十七條　煙草引替ノ請求ヲ爲ス者アルトキハ檢査證明書餘白引替請求欄ニ記名捺印シ現品ト共ニ提出セシムヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ書類竝現品ヲ審査シ引替ノ原因カ買受人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ其ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ納付セシメタル後引替品ヲ引渡シ領收ノ證印ヲ爲サシムヘシ

引替官署ニ引替請求ノモノト同一裝置品ノ在庫ナキトキハ請求者ニ於テ異議ナキ場合ニ限リ同品種ニシテ定價ノ同一ナル異裝置品ヲ以テ引替ヲ爲スコトヲ得

引替請求品ト裝置區分又ハ品種ヲ異ニスルモノヲ以テ引替ヲ請フ者アル場合ニ於テ相當事由アリト認メタルトキハ引替請求品ノ賣渡價格ニ相當スル價格ノ他品ヲ交付スルコトヲ得

第四十八條　煙草小賣人煙草賣捌規則第二十三條ニ依リ煙草ノ引替ヲ請求セントスルモ其ノ買受先煙草元賣捌人ノ死亡、廢業又ハ資格消滅ニ因リ引替ヲ受クルコト能ハサル場合ニ於テ煙草小賣人ヨリ直接ニ引替ノ請求ヲ爲シタルトキハ前條ニ準シ處理スヘシ

第四十九條　煙草引替ノ請求アル場合ニ於テ引替ノ原因カ買受人ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ生シタルトキハ引替官署ヨリ請求者ノ營業所所在地ニ至ル迄ノ運搬費ハ其ノ請求ニ依リ賣渡ノ場合ニ準シ之ヲ支給スヘシ

請求者ニ於テ現品ヲ提出スル費用ハ引替ノ原因カ政府ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタル場合ニ限リ前項ノ例ニ準シ之ヲ支給スヘシ

第五十條　引替ノ爲受入レタル製造煙草ニシテ包裹ノ破損若ハ汚染シタルモノハ同種類ノ煙草ヲ製造スル最近ノ煙草製造官署ニ回送スヘシ但シ受入官署カ同種類ノ煙草製造官署ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ回送スヘキ製造煙草ニシテ其ノ數量僅少ナルトキハ同種類ノ煙草ヲ製造スル便宜ノ製造官署ヨリ必要ナル材料品ノ送附ヲ受ケ更裝スヘシ

第五十一條　引替ノ爲受入レタル製造煙草ニシテ品質ノ惡變シタルモノハ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

一　再製原料ニ使用ノ見込ナキコトヲ確認シ得ルモノハ直ニ廢棄ノ手續ヲ爲スヘシ

二　再製原料ニ使用ノ見込アルモノ若ハ技術者ノ鑑定ヲ要スト認ムルモノハ前條第一項ニ準シ處理スヘシ

第五十二條　引替ノ爲拂出ス製造煙草ハ賣渡用トシテ配賦ヲ受ケタルモノヲ以テ之ニ充テ現在品ナキトキハ第二十七條第二項ニ依リ申請スヘシ

第五十三條　煙草賣捌規則第二十九條、第三十條ニ依リ煙草ノ買戻ヲ請求スル者アルトキハ第十九號書式ノ煙草買戻請求書ニ必要ナル事項ヲ記入シ捺印提出セシムヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ事實竝現品ヲ調査シタル後買戻ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十四條　煙草賣捌規則第三十條第一項ニ依リ煙草ノ買戻ヲ請求セントスル煙草小賣人カ

其ノ買受先煙草元賣捌人ノ死亡、廢業又ハ資格消滅ニ因リ買戻ヲ受クルコト能ハサルカ爲直接ニ買戻ノ請求ヲ爲シタルトキハ前條ニ準シ處理スヘシ但シ此ノ場合ニ於ケル買戻價格ハ當該製造煙草ノ煙草元賣捌人ニ對スル現行賣渡價格トス

第五十五條　引替ノ請求ヲ受ケタル製造煙草カ製造廢止品又ハ輸入停止品ニシテ引替ヲ行フコト能ハサルトキハ第五十三條ニ準シ買戻ノ手續ヲ爲スヘシ但シ第四十七條第四項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十六條　煙草引替ノ場合ニ於テ請求者ヲシテ納付セシメ又ハ煙草買戻ノ場合ニ於テ拂戻金額ヨリ控除スヘキ製造煙草ノ價格減少金額ハ左ノ標準ニ依リ算定スヘシ

一　品質惡變ノ結果廢棄スヘキモノニ付テハ當該品種ノ賣渡價格

二　再製品ノ原料ト爲スヘキモノ又ハ更裝スヘキモノニ付テハ當該品種ノ賣渡價格ヨリ大正二年十一月十七日甲第一八〇五號達回送製造煙草損害要償額計算方ニ關スル規程第三條第一號乃至第三號ノ殘存價格ヲ控除シタル金額トス但シ該規程中ノ煙草元賣捌人ニ對スル賣渡價格ハ本條ノ場合ニ於テハ當該煙草賣捌人又ハ消費者ニ對スル賣渡價格トシ豫定生產費ハ引替又ハ買戻請求當日ノ所屬年度分ニ依ル

第五十七條　煙草ノ引替高ハ第二十號書式買戻高ハ第二十一號書式ニ依リ報告スヘシ

第四章　煙草賣捌狀況調査

第五十八條　地方專賣局長ハ其ノ所管煙草販賣區域內ニ於ケル煙草商況ニ付左記事項ヲ調査シ每年度四月ヨリ九月迄ヲ前半期トシ十月ヨリ三月迄ヲ後半期トシ前半期分ハ十月十日限後半期分ハ四月十日限報告スヘシ

一　各種煙草賣行ノ狀況竝其ノ需要供給ノ過不給

二　煙草回送ノ狀況竝其ノ煙草賣行上ニ及ホセシ影響

三　煙草ノ品質、包裹、裝置、製造時期、定價、割引步合、賣渡時期、賣渡手續、販賣區域、元賣捌人營業區域、支給運搬費等ニ關スル煙草賣捌人及消費者ノ意嚮竝此等ノ關係ニ依リ煙草ノ需要ニ變動アルトキハ其ノ狀況

四　地方ニ於ケル金融竝經濟狀態等煙草ノ賣行ニ影響ヲ及ホセルモノアルトキハ其ノ狀況

第五十九條　地方專賣局長ハ必要ニ應シ其ノ所管煙草販賣區域內ニ於ケル煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人其ノ他ニ付左記事項ヲ調査シ其ノ成績ヲ報告スヘシ

一　煙草賣捌人竝其ノ營業所配置、店舗設備、煙草保存方法、備付煙草種類數量ノ適否竝帳簿ノ整否ニ關スル狀況

二　煙草賣捌人出賣ノ狀況竝元賣捌人小賣人間ノ取引方法、取引步合

三　前年度ニ於ケル各種煙草賣行ノ狀況竝將來ニ於ケル賣行豫想

四　煙草販賣區域、元賣捌人營業區域ノ適否竝支給運搬費ノ過不足

五　其ノ他必要ト認メタル事項

第五十九條ノ二　前條調査施行ノ場合ニ於テハ煙草元賣捌人ニ付左記事項ヲ調査シ第二十二號書式ニ依リ報告スヘシ

一　資產信用ノ現況

二　法令及指示事項遵行ノ狀況
三　處罰又ハ處分ヲ受ケタル事實ノ有無
四　政黨關係

第六十條　煙草賣捌狀況調査ノ結果煙草販賣上ニ關スル現在ノ施設ヲ改正スルノ必要ヲ認メタルトキハ意見ヲ附シ稟請ノ手續ヲ爲スヘシ

（書式省略）

第四項　直接賣渡

煙草は販賣官署より元賣捌人に賣渡し、元賣捌人は之を小賣人に卸賣し、小賣人は一般消費者に賣捌くを以て販賣の經路と爲すことは既に述べたる所の如くなるが、特別の場合に於ては斯かる機關に依るを得ず、又は依るを必要とせざることあり。斯かる場合に於ては政府は消費者に對して直接賣渡を爲すものとす。

政府が煙草の直接賣渡を行ふ場合に四種あり。其の一は帝室御料品にして、右は專賣實施以前は特定の製造人に命じ宮內省に於て製造せしめしものなるが、專賣法實施以後は此の手續に依るを得ず、而も尙ほ一般製品と同一の製造方法に依るを得ざるものあり。然るに此の製品は宮內省のみの需要品にして、一般の販賣機關を經由するの要なきを以て、直接賣渡の特例を採用することとせり。其の二は外國製造煙草中特殊の種類に屬するものにして、專賣制度實施以前は煙草業者各製造元と特約して一手に販賣せるものなるが、專賣實施後も引續き販賣せんとするに當り、其の種類にして一般の需要なきときは、一々販賣機關を經由せしむる必要なきを以て、從前の輸入者をして其の輸入を取扱はしめ、該煙草を直に申請者に賣渡すこととせり。其の三は陸海軍酒保の需要煙草なり。陸海軍酒保は軍隊の直接經營に係るものと請負に係るものとあるも、共に軍隊の日用品を下士以下の者に廉價を以て販賣せしむるを目的と爲すものなるを以て、煙草も亦軍隊優遇の趣旨に依り特別定價を以て酒保に直接賣渡すこととせり。其の四は出征軍隊の需要煙草なり。出征軍隊の需要は其の額莫大に上り、而も成る可く其の購買方を便宜にし、且つ其の價格を低廉ならしめざるべからざるを以て、之に對しても亦直接賣渡の途を開きたり。

以上の如き理由に依り此等四種の場合に對しては直接賣渡の特例を開くことと爲し、專賣法實施の初めに於て左の如く省議を決定したり。

「　製造煙草特別價格直接賣渡の件（明治三十七年七月八日省議決定）

左の場合に於ては特に定めたる價格を以て直接に賣渡をなすの必要を認め候に付、御決定相成度。

一　帝室御料等の需用に供すべき煙草は、請求に依り定價を以て直接に賣渡すこと。

二　外國製造の煙草にして煙草元賣捌人の手を經ざるを便利とし、又煙草元賣捌人に於ても之を取扱はざるを便利とする場合は、煙草小賣人に對し定價の百分の九十を以て直接に賣渡すこと。

三　陸海軍の酒保に於て販賣する煙草は、當該酒保を代表し其酒保に於てのみ販賣する煙草小賣人に對し、定價の百分の九十を以て直接に賣渡すこと。

四　戰爭中出征軍人の需用に充つる爲め、陸海軍省より注文の煙草は定價の百分の八十五を以て直接に賣渡すこと。

五　陸海軍隊の酒保（請負酒保にあらざる）に於て、其需用に充つる爲め當該酒保代表委員より注文の煙草は、定價の百分の八十五を以て直接に賣渡すこと（同年十二月十七日追加）。

六　野戰酒保に於て其の需用に充つる爲め、當該酒保代表委員若しくは其指名者より注文の煙草は、定價の百分の八十五を以て直接に賣渡すこと（同年十二月十七日追加。）』

此の賣渡價格は一般公衆に關するものにあらざるを以て別に公示することなく、同年七月十九日其の旨を會計檢査院に通知するに止めたり。而して其の賣渡の手續に就ては、其の需要あるときは販賣官署に賣渡の申込を爲さしめ、代金を納付して引渡を受けしむること一般の手續に準ずるものとす。

爾後軍隊酒保に對する直接賣渡に關しては、其の取扱に就き各地方より照會又は請求し來るもの一再ならず、專賣局は此等に對して一々適宜の處置を爲し來りしが、大正十一年五月に至り之を綜合して酒保に對する直接賣渡の件を定め、左の如く、販賣官署長に通牒したり。

『　陸海軍所屬酒保に煙草直接賣渡の件（大正十一年五月八日事業部長依命通牒）

陸海軍所屬の酒保に對し特別價格を以て直接製造煙草賣渡の儀は、自今左記の通決定相成候條、右に依り御取扱相成度。

一　直接煙草賣渡を爲すべき陸海軍酒保左の如し。

(一)　陸海軍隊酒保

(各聯隊、大隊酒保、各軍艦酒保、各海兵團、水雷團酒保、各敎設隊酒保、各敎導團酒保等)

(二)　陸海軍所屬の官衙、學校及病院内に軍隊の編成、服務に關する規程に準據して組織したる（主として下士卒）團體あるものにして其の團體又は團體の集合體に專屬せる酒保

(三)　前二條に該當せざるも從來既に煙草賣渡を爲し居る陸海軍所屬の酒保

二　各販賣官署に於て從來煙草賣渡を爲し居らざる陸海軍所屬酒保にして、前項第一號若は第二號該當と認め得べきものより新に煙草賣渡の請求ありたるときは、本局に經伺の上許否を決定すること。』

尋いで昭和二年二月九日に至り、前記通牒第一項第一號の場合に、其の請求者が之に該當する酒保なることを確認せらるるときは、自今販賣官署に於て賣渡を決行して差支なきことと決定通牒したり。

第二款　販賣機關

第一項　緒　言

煙草の製造が政府の專權に歸したる以上、其の販賣も亦政府の獨占たるべきは自明の理なりと雖も、之が販賣に當りては、政府自ら機關を設けて之を賣捌くと、民間業者を指定して販賣せしむると、或は又兩者を併置して之に當らしむるとは固より政府の隨意にして、要は製造煙草の供給を圓滿ならしむるに在るのみなり。

始め政府が煙草製造專賣を計畫するや、販賣機關の組織に就ては先づ全國各郡市（東京は每區、大阪・京都・名古屋の如き大都會は數區）に分ちて元賣捌區域となし、各區域に官設販賣所又は元賣捌所一箇所づつを置き、元賣捌人は政府より製造煙草の交付を受けて之を小賣人に賣渡すものとし、小賣人は現在人員を標準として普く全國に配置せんとしたり。而して元賣捌人の選定は原則として競爭入札に依らしむるも、專賣法施行の際に限り舊營業者保護の見地より、製造業者・葉煙草賣買業者・製品仲買業者中より競爭入札せしめ、落札者には一定期間其の元賣捌を爲さしめ、又小賣人の選定は本法發布の際の營業者又は前記の業者中元賣捌人とならざる者の中より、申請に依りて之を指定するものとし、且つ專賣事業の漸次整備するを待ちて、元賣捌人制度は之を廢して官設販賣所に代らしむるの方針なりき。

此の計畫は爾後數次の修正を經たる後、結局明治三十六年煙草問題特別調査委員會に於ては、右の計畫中元賣捌人の競爭制を削除すると共に、其の販賣區域をも除き、製品の仲買業者及製造業者中一定の條件を具へたる者の中より、年限を指定して元賣捌人たらしむることに改め、委員會は之に基き案を具して政府に報告したり。而して此の報告に對して時の總務長官は更に左の如き注意を加へたり。

（一）公平を缺かざる限り成るべく重なる仲買人のみを元賣捌人に指定することを要す。

（二）一箇年賣捌高成るべく五萬圓以下の者を除く方針を採るべし。

（三）現金賣は金高の大なる場合は差支あるを以て、現金又は公債保證を取り掛賣を認むるの必要あるべし。

玆に仲買人を特に重視したる所以は、彼等が從來製品の取引に慣熟し、既に一定の販路を有し、元賣捌人たるの資格を具備せるに依れども、他方彼等は製造業者と異なり交付金を受くることなく、且つ法實施と共に營業を喪失し、從來掛賣に係るものも取立困難となり、延いて不測の損害を蒙ることあるべきを以て、之を救濟せんとしたるものなり。

斯くして販賣機關の組織に關する大綱は玆に確定し、煙草專賣法の實施と共に右計畫通り販賣機關の設置行はれたり。爾後元賣捌人の指定方針には多少の變更ありたれども、組織の根本には毫も變改なく、卽ち製品は之を政府の販賣官署より元賣捌人に、元賣捌人より小賣人に、小賣人より一般消費者に販賣するの順序は玆に確立したり。

第二項　販賣官署

煙草販賣官署は最初煙草製造官署を以て之に充つる計畫なりしも、專賣法實施の初年に於ては卷煙草の製造のみなりしを以て、製造所は全國僅に五箇所に過ぎず。仍て地理の遠近に應じて各製造所に附屬する藏置所を置き、製造所の吏員を派して之に在勤せしめて、販賣に關する事務を取扱はしめ、以て煙草の需給に便ならしめたり。其の製造所及藏置所名は左の如し（明治三十七年六月二十三日大藏省令第二十九號）。

煙草製造所名稱	所屬煙草藏置所名稱及位置
東京第一	仙臺（仙臺市）　青森（青森市）　函館（函館區）　米澤（米澤市）
東京第二	小出雲（新潟縣中頸城郡新井町）　松本（長野縣東筑摩郡松本町）

京　都	名古屋（名古屋市）　金　澤（金澤市）
大阪第一	廣　島（廣島市）　米　子（鳥取縣西伯郡米子町）
鹿兒島	福　岡（福岡市）　熊　本（熊本縣飽託郡黑髮村）

而して之と同時に各製造所及藏置所毎に其の販賣區域を定め、各其の販賣區域内に於ける元賣捌人に限りて、煙草の賣渡又は拂戻・買戻を行ふことと爲したり。

明治三十八年四月より刻煙草の製造を開始することとせしが、刻煙草の需要は廣汎なるを以て、販賣官署を增加するに非ざれば其の需給を普ねからしむる能はず。故に製造所の外に其の分工場をも販賣官署となし、同時に藏置所を廢して更に販賣所を置き、之を獨立の官署となして、共に販賣事務に當らしむることとしたり。即ち同年三月七日煙草販賣所名稱位置を定め、四月一日より之を開所したり。販賣所名稱は左の如し。

東　京	仙　臺	青　森	函　館	長　岡	名古屋
金　澤	京　都	大　阪	岡　山	熊　本	福　岡
下　關	鹿兒島				

尋いで同年四月二十五日葉卷煙草に限り其の販賣區域を全國共通とし、東京・大阪・函館・下關・長崎の五販賣所を以て之に充て、內地製葉卷煙草及輸入製造煙草の販賣を行はしめたり。蓋し葉卷煙草の需要は未だ普からず、各販賣所に分配して賣渡さしむることは不便なるが故に、需要最も多き地の販賣所を以て之に充て、其の他は共通を以て買受くることを得しむるを以て便宜としたるものなり。其の後十月二十五日葉卷煙草の販賣官署に橫濱分工場を加へたり。是れ亦上記の理由に基くものなり。

斯くて明治三十八年度末に於ける全國の販賣官署數は、製造所二十四箇所、同分工場五十五箇所、特設販賣所十四箇所、合計九十三箇所の多數に上りたり。而して各種製造煙草中刻煙草のみは、此等の各販賣官署に於て販賣せしめたるも、其の他の紙卷煙草・葉卷煙草・輸入製造煙草に就ては、配給上必要と認むる地方の販賣官署に於てのみ之を販賣せしむるものと爲し、各種別毎に其の販賣區域を定めたり。

爾後漸次製造作業の集約に伴ひ、製造所又は分工場の廢合行はれしが、他方從來の製造所及分工場は主として煙草の生產地に設置せられし爲め、販賣官署としては其の配置適當ならず、往々同一地方に多數の販賣官署並置せらるるの結果を來せしが故に、其の中將來存置の必要なしと認めたるものは、明治四十二年度中其の販賣事務を近隣官署に合併整理し、又從來の特設販賣所は四十一年度限り全部之を廢止して、其の事務を製造所・其の支所（支所中には例外として製造を爲さず、販賣事務のみを取扱ふものあり）又は專賣支局に合併したり。斯くして四十二年度末現在の販賣官署數は製造所二十箇所、同支所二十七箇所、專賣支局一箇所、同出張所二箇所、合計五十箇所となれり。其の後屢官制改正及行政整理等行はれし結果、名稱・位置及箇所數に種々變遷增減あり、昭和元年度末に於ては、販賣官署は地方專賣局十七箇所、同出張所二十九箇所、合計四十六箇所となりたり。

又既述の如く最初販賣官署は煙草の種別に依り之を區別するの方針を採り、即ち內國製葉卷及輸入煙草の販賣官署、內國製紙卷煙草の販賣官署、內國製刻煙草の販賣官署の三種の別を存せしが、大正二年七月以降內國製紙卷煙草及刻煙草の販賣を同一官署に統一し、尋いで大正九年四月以降は全國各販賣官署を通じ、內國製品及輸入製品の全部を取扱ふこととなせり。

販賣官署及其の販賣區域は、明治三十九年七月の煙草賣捌規則改正以降、同規則の附表として掲載せられたり。而して其の改廢は固より一にして足らざれども、茲には煩を避け昭和元年度末の現在を掲ぐるに止むべし。

販賣區域表

煙草販賣官署	區域
東京地方專賣局	東京府（南多摩郡（町田町、南村、忠生村、堺村）を除く）　埼玉縣（秩父郡（大椚村、槻川村、大河原村を除く）、兒玉郡、大里郡を除く）　千葉縣（鹿島郡（若松村、矢田部村、東下村）、稻敷郡（本新島村）、結城郡、猿島郡、北相馬郡）　靜岡縣（賀茂郡、田方郡（熱海町、多賀村、網代町、伊東町、字佐美村、小室村、對島村））
同　横濱出張所	東京府（南多摩郡（町田町、南村、忠生村、堺村））　神奈川縣（足柄上郡（清水村大字川西、湯觸ヶ谷）を除く）　沖繩縣（島尻郡（沖大東島））
同　甲府出張所	山梨縣
水戸地方專賣局	茨城縣（那珂郡（椿澤村、八里村、樂郷村）、鹿島郡（若松村、矢田部村、東下村）、稻敷郡（本新島村）、結城郡、猿島郡、北相馬郡を除く）　福島縣（石城郡（川前村、三坂村を除く））
宇都宮地方專賣局	群馬縣（利根郡（赤城根村大字利根字砥澤、東村大字平川字平瀧）、山田郡（矢場川村、毛里田村）、邑樂郡）　茨城縣（那珂郡（椿澤村、八里村、樂郷村））　栃木縣（足利郡（菱村）を除く）
高崎地方專賣局	埼玉縣（秩父郡（大椚村、槻川村、大河原村を除く）、兒玉郡、大里郡）　群馬縣（利根郡（赤城根村大字利根字砥澤、東村大字平川字平瀧）、山田郡（矢場川村、毛里田村）、邑樂郡を除く）　栃木縣（足利郡（菱村））　長野縣（上田市、南佐久郡、北佐久郡、小縣郡、埴科郡（坂城町、中之條村、南條村））
同　松本出張所	長野縣（松本市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、西筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡、更級郡、埴科郡（坂城町、中之條村、南條村を除く）、上水內郡（北小川村、南小川村、津和村、水內村、榮村））
同　新潟出張所	新潟縣（新潟市、北蒲原郡、中蒲原郡、西蒲原郡（國上村の內信濃川分水路以南を除く）、東蒲原郡、岩船郡、佐渡郡、三島郡（大河津村の內信濃川分水路以北））
同　長岡出張所	新潟縣（長岡市、南蒲原郡、三島郡（大河津村の內信濃川分水路以北を除く）、中魚沼郡、刈羽郡、東頸城郡（神見村、牧村を除く）、西蒲原郡（國上村の內信濃川分水路以南））
同　小出雲出張所	新潟縣（高田市、東頸城郡（神見村、牧村）、中頸城郡、西頸城郡）　長野縣（長野市、上高井郡、下高井郡、上水內郡（北小川村、南小川村、津和村、水內村、榮村を除く）、下水內郡）
郡山地方專賣局	福島縣（石城郡（川前村、三坂村を除く）、雙葉郡（川內村を除く）、相馬郡（飯曾村、石橋村、新館村を除く））
仙臺地方專賣局	宮城縣　福島縣（雙葉郡（川內村を除く）、相馬郡（飯曾村、石橋村、新館村を除く））　岩手縣（膽澤郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、氣仙郡）
同　盛岡出張所	岩手縣（膽澤郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、氣仙郡を除く）　青森縣（三戸郡）
同　青森出張所	青森縣（三戸郡を除く）　秋田縣（北秋田郡、鹿角郡）
同　山形出張所	山形縣（西置賜郡（小國本村、津川村、南小國村、北小國村））
同　土崎出張所	秋田縣（北秋田郡、鹿角郡を除く）
函館地方專賣局	北海道（函館市、室蘭市、磯谷郡、歌棄郡、壽都郡、島牧郡、瀨棚郡、大檜郡、奥尻郡、久遠郡、爾志郡、檜山郡、上磯郡、龜田郡、茅部郡、山越郡、松前郡、虻田郡（虻田村、洞爺村、辨邊村）、有珠郡（德舜瞥村字オロウエンシリベツ、ソーケシュオマベツを除く）、ロウエンシリベツ、ソーケシュオマベツを除く）、沙流郡（右左府村を除く）、幌別郡、白老郡、勇拂郡（古冠村、似灣村大字穗別村「字下穗別」を除く）、新冠郡、靜內郡、三石郡、浦河郡、樣似郡、幌泉郡、廣尾郡）
同　小樽出張所	北海道（札幌市、小樽市、旭川市、札幌郡、上川郡（石狩國）、上川郡（天鹽國）、中川郡（天鹽國）、小樽郡、高島郡、忍路郡、余市郡、古平郡、雨龍郡、空知郡、夕張郡、樺戸郡、千歲郡、厚田郡、濱益郡、石狩郡、幌別郡、古宇郡、岩內郡、虻田郡（虻田村、洞爺村、辨邊村を除く）、有珠郡（德舜瞥村字オロウエンシリベツ、ソーケシュオマベツ）、勇拂郡（古冠村、似灣村大字穗別村「字下穗別を除く」）、沙流郡（右左府村）、枝幸郡、宗谷郡、苫前郡、利尻郡、禮文郡、天鹽郡、留萌郡、增毛郡）

同釧路出張所	北海道	（釧路市、十勝郡、中川郡（十勝國）、河西郡、河東郡、上川郡（十勝國）、川上郡、阿寒郡、足寄郡、白糠郡、釧路郡、厚岸郡、花咲郡、國後郡、色丹郡、根室郡、野付郡、標津郡、目梨郡、斜里郡、網走郡、常呂郡、紋別郡）
同樺太出張所	樺太	
名古屋地方專賣局	三重縣	（津市、四日市市、桑名郡、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡、河藝郡、安濃郡、一志郡、阿山郡、名賀郡）　愛知縣　（豐橋市、北設樂郡、南設樂郡、寶飯郡、渥美郡、八名郡を除く）
	岐阜縣	（大野郡（山ノ口村を除く）、吉城郡、益田郡（朝日村、高根村）を除く）
同豐橋出張所	靜岡縣	（豐田郡（浦川村大字浦川字川上、吉澤）　愛知縣　（豐橋市、北設樂郡、南設樂郡、寶飯郡、渥美郡、八名郡）
同見付出張所	靜岡縣	（賀茂郡、田方郡（熱海町、多賀村、網代町、伊東町、宇佐美村、小室村、對島村）、磐田郡（浦川村大字浦川字川上、吉澤）を除く）　神奈川縣　（足柄上郡（清水村大字川西、湯觸ヶ谷）
同宇治山田出張所	奈良縣	（吉野郡（上北山村、下北山村）　三重縣　（宇治山田市、飯南郡、北牟婁郡、多氣郡、度會郡、志摩郡）
同彦根出張所	滋賀縣	京都府　（宇治郡（山科村字毘茶屋町、八軒町）、愛宕郡（久多村）、）　福井縣　（敦賀郡、三方郡、遠敷郡、大飯郡）
金澤地方專賣局	福井縣	（敦賀郡、三方郡、遠敷郡、大飯郡を除く）　石川縣　富山縣　（高岡市、射水郡、氷見郡、東礪波郡、西礪波郡）
同富山出張所	岐阜縣	（大野郡（山ノ口村を除く）、吉城郡、益田郡（朝日村、高根村）　富山縣　（高岡市、射水郡、氷見郡、東礪波郡、西礪波郡を除く）
大阪地方專賣局	京都府	（宇治郡（山科村字毘茶屋町、八軒町）、愛宕郡（久多村）を除く　大阪府　兵庫縣　（尼崎市、武庫郡（山田村、西灘村、西鄕町、六甲村を除く）、川邊郡、有馬郡、多紀郡、氷上郡、朝來郡、養父郡、城崎郡、出石郡、美方郡、津名郡、三原郡）　奈良縣　（吉野郡（上北山村、下北山村）を除く）　和歌山縣
	沖繩縣	（島尻郡（南大東島、北大東島））

同神戸出張所	兵庫縣	（尼崎市、武庫郡（山田村、西灘村、西鄕町、六甲村を除く）、川邊郡、有馬郡、多紀郡、氷上郡、朝來郡、養父郡、城崎郡、出石郡、美方郡、津名郡、三原郡を除く）
岡山地方專賣局	岡山縣	廣島縣　（深安郡（山野村））
同米子出張所	鳥取縣	島根縣　（飯石郡（赤名村、來島村、志々村、頓原村）を除く）　山口縣　（阿武郡（田萬崎村、小川村、彌富村、嘉年村、德佐村、地福村）
廣島地方專賣局	島根縣	（飯石郡（赤名村、來島村、志々村、頓原村）　廣島縣　（深安郡（山野村）を除く）　山口縣　（大島郡、久玗郡、熊毛郡、都濃郡、佐波郡）
同松山出張所	愛媛縣	（宇和島市、新居郡、宇摩郡、周桑郡、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡、南宇和郡を除く）
德島地方專賣局	德島縣	
同高知出張所	高知縣	
坂出地方專賣局 高松出張所	香川縣	愛媛縣　（新居郡、宇摩郡、周桑郡）
福岡地方專賣局	長崎縣	（壹岐郡、上縣郡、下縣郡）　福岡縣　（門司市、小倉市、若松市、八幡市、戶畑市、大牟田市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穗郡、企救郡、田川郡、京都郡、筑上郡を除く）
	大分縣	（玖珠郡、日田郡、佐賀郡（大託間村）
同門司出張所	山口縣	（大島郡、玖珂郡、熊毛郡、都濃郡、佐波郡、阿武郡（田萬崎村、小川村、彌富村、嘉年村、德佐村、地福村）を除く）　福岡縣　（門司市、小倉市、若松市、八幡市、戶畑市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穗郡、企救郡、田川郡、京都郡、筑上郡）　大分縣　（下毛郡）
同大分出張所	愛媛縣	（宇和島市、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡、南宇和郡）　大分縣　（玖珠郡、日田郡、下毛郡を除く）
同長崎出張所	長崎縣	（北松浦郡（福島村）、南高來郡、壹岐郡、上縣郡、下縣郡を除く）

同　佐賀出張所	佐賀縣（佐賀郡（大託間村）を除く）	長崎縣（北松浦郡（福島村））
熊本地方專賣局	長崎縣（南高來郡）福岡縣（大牟田市、三池郡）熊本縣　宮崎縣（西臼杵郡）鹿兒島縣（出水郡（東長島村、西長島村））	
鹿兒島地方專賣局	宮崎縣（都城市、南那珂郡、諸縣郡、西諸縣郡、北）鹿兒島縣（出水郡（東長島村、西長島村）を除く）	
同　宮崎出張所	宮崎縣（宮崎市、宮崎郡、東諸縣郡、兒湯郡、東臼杵郡）	
同　那覇出張所	沖繩縣（島尻郡（神大東島、南大東島、北大東島）を除く）	

第三項　元賣捌人

元賣捌人は販賣官署より一定の割引歩合を以て製造煙草の賣渡を受け、主として之を小賣人に賣渡す機關にして、大藏大臣に依り指定せられ、其の指定要件は煙草賣捌規則中に定めらるる所なり。而して事業創始の際に於ける元賣捌人の指定は、從來の煙草製造業者にして轉業交付金の受領を棄權したる者及從來の製造煙草仲買業者に對し、悉く優先の資格を與へしを以て、實施當初の元賣捌人の數は全國を通じて合計千七百三十九人の多數に上れり。從つて之が配置は地方に依り著しく厚薄の差を生じ、其の密集せる地方に於ては年を經るに從ひ漸次競爭の弊を釀し、其の結果產を破り資金を枯渴する者あるに至り、延いて煙草の供給を阻害するの虞れありたり。仍て之が救濟策として政府は斯かる地方に對しては、漸次勸誘して組合又は會社を組織せしむるの方法を講じ、以て之が整理を圖りたり。

元賣捌人の指定營業期間は煙草賣捌規則に依り五箇年と定められしが、明治四十二年六月に至り恰も右第一期の指定期間滿了せしを以て、政府は此の機に乘じて元賣捌人の充分なる整理を遂げんことを期し、同年七月一日より實施の改正煙草賣捌規則に於ては、新に元賣捌人の營業區域を定むることと爲し、即ち豫め當該地方の交通運輸の便否竝に商取引上の關係を調査して、全國を四百五十區に分ち、一區域に元賣捌人一人若くは一會社を配置し、區域內必要の地には其の支店を設置せしめ、以て配給を圓滿ならしむるの方針を定め、尙ほ之と同時に元賣捌人の指定期間を改めて、之を三箇年に短縮したり。

斯くて此の方針に從ひ現在同一區域內に多數の元賣捌人を存する地方は、同年六月迄に合同又は廢業せしめて悉く一區域一人たらしめ、同年七月一日より更に之を元賣捌人に指定したり。此の整理の結果元賣捌人の數は從來に比して約三分の一に減少したり。右の如くにして元賣捌人の整理は一段落を告げしが、他方政府は元賣捌人の會社制度は一般に營業機能に敏活を缺き、業務に對する熱心の度を減少するの弊あるを認め、一旦成立したる會社も漸次之を解體せしむるの方針を採ることと爲し、社員中資力を有し且つ商機に敏なる者を選びて當該會社の營業權を買取らしめ、以て再び從來の個人營業制に還元せしめたり。

第二期元賣捌人の指定期間は明治四十五年六月末日を以て滿了したるが、今回に於ては幾分營業區域の廢合を行ひたる外、大體現狀を維持することとなし、七月一日より三箇年の期間を以て之を指定したり。爾後三箇年毎に（大正十年六月賣捌規則改正せられ五箇年以內と定められしも、實際上元賣捌人は依然三年目に更新せられたり）指定の更新を行ひしが、其の都度總て從來の方針を持續し、從來の元賣捌人は其の

申請を俟たずして之を指定したり（大正四年五月二十日大藏省令第十六號、同七年五月二十三日同上第二十二號、同十年五月十八日同上第十五號、同十三年五月八日同上第十二號）。

元賣捌人に對しては右の如く明治四十二年以後其の營業區域を定め、區域內に於ける煙草配給上の責任を負擔せしむると共に、其の營業區域を確保したるが、他方に於ては此の爲め却て獨占に陷り供給の圓滿を缺くの虞れなきにあらざるを以て、更に營業の監督を嚴重にするの必要を生じたり。仍て當局は煙草賣捌規則中に元賣捌人の店舗の設備、煙草保存の方法、常時店舗に備へ置くべき種類及數量（普通一週間の賣渡高に相當する數量）、竝に煙草の配給方に就き販賣官署長に於て指示監督を爲し得るの規定を設け、相當の制裁を付して之が勵行を圖れり。

尙ほ元賣捌人及次項に述ぶべき小賣人に關しては、前款に揭載したる煙草賣捌規則等に詳細に規定する所あり。宜しく之を參照すべし。又元賣捌人の增減消長に關しては便宜上次項に於て小賣人の增減と共に之を一括表揭すべし。

第四項　小賣人

煙草小賣人は元賣捌人（或特殊の煙草に就ては直接政府）より一定の價格を以て製造煙草を買受け、定價を以て之を消費者に販賣する機關にして、大藏大臣の指定に依りて營業資格を得るものなり。而して其の指定期間は元賣捌人と同じく第一期は五箇年なりしが、第二期以降は三箇年に改められ、尋いで又大正十年五月の指定更新に當り、再び五箇年に延長せられたり。

小賣人の指定も實施の當初に於ては元賣捌人と同一の理由に基き、從來煙草製造又は製造煙草の仲買を業としたるものにして元賣捌人に指定せられざる者、製造煙草の小賣を業とせる者、及葉煙草の賣買を營みし者に對し優先の指定を爲したり。斯くて明治三十七年度末に於ける全國小賣人の總數は、二十三萬千九百九十四人に達したり。爾來小賣人の指定に就ては、煙草配給の圓滿を圖らんが爲め、特に制限を加へざりしを以て其の數漸次增加し、四十年度末に於ては遂に三十五萬八千七百八十人の多數に上り、平均人口百三十六人に對し一人の割合となるに至れり。

然るに斯くの如く小賣人の激增を來したる結果、往々同一地方に多數の小賣人密集して互に競爭濫賣を事とし、又同業者多數なるが爲め自然營業上の收益を減少し、從て店舗の設備、煙草の備付等を怠る者あるに至り、延て煙草の供給を害し、消費者の不便を招くの弊を生じたり。茲に於て政府は小賣人に對しても適當の整理を加へ、其の配置を平均せしむるの必要を認め、明治四十一年六月之に關する大體の方針を定めて漸次全國に實行せしめしが、翌四十二年六月第一期指定期間の滿了を機として、現在の小賣人中實際營業を爲さざる者、其の他小賣人として不適當なる者を淘汰したる結果、全國小賣人中約三分の一を整理することを得たり。爾來諸種の機會に於て之が整理を續行し來りしが、尙ほ其の配置過多なるを免れざりしを以て、明治四十五年六月の第三期指定を機とし、從來の營業成績著しく不良なる者、犯則處分を受けたる者等を更に淘汰したる結果、約一萬三千三百四十人を減ずるを得て、同年度末の現在人員は十六萬九千八百七十七人となり、茲に漸く整理の完成を見たり。其の後年に依りて若干の增減ありと雖も、大體に於て增加の趨勢を辿れるは、之れ社會の進運及人口の增加に伴ふ自然的發展に基くものにして、其の一人當平均人口は常に三百人乃至三百四十人を上下するの狀態に在りとす。

前記の如く小賣人を整理し其の配置を適當ならしむると共に、之が營業上に就ても元賣捌人と同じく適當の監督を加ふるの必要あり。故に明治四十二年改正の賣捌規則中に於て、販賣官署長をして小賣人の店舗の設備、常時店舗に備へ置くべき煙草の種類及數量（普通一週間の賣渡に相當する數量）を指示せしむるの規定を設け、引續き之を實行せしめたる結果、爾來各地方共小賣人の營業成績頗る良好にして、煙草の配給も亦大に圓滑なるに至れり。

今元賣捌人及小賣人の年々の増減消長、竝に昭和元年度末に於ける其の配置狀況を示せば左の如し。

（一）各年度末現在煙草賣捌人表

年度	元賣捌人 人員	元賣捌人 營業所數	小賣人員	一元賣捌營業所當小賣人員	一元賣捌營業所當平均人口	小賣人一人當平均人口
明治三七	一、七六四人	？箇所	二三一、九九四人	一三二人	二六、七五六人	二〇三人
三八	一、七一五	？	二八四、二九一	一六五	二七、八〇一	一六八
三九	一、五〇六	？	三四五、〇九五	二二二	三一、九八二	一四〇
四〇	一、三六四	？	三五八、七八〇	二六三	三五、七九二	一三六
四一	五八九	一、〇三七	三三三、五七〇	三二二	四七、八一九	一四五
四二	四四九	一、〇一二	一九九、九七八	一九八	四九、六五九	二五七
四三	四四六	一、〇一四	一九〇、四一〇	一八八	五〇、二八一	二七〇
四四	四四五	一、〇〇六	一八三、六〇九	一八二	五一、四六〇	二八二
大正元	四三六	九八七	一六九、八七七	一七二	五二、四五〇	三〇五
二	四三六	九七〇	一七〇、七四七	一七六	五三、三八八	三〇三
三	四三六	九六七	一六九、七〇〇	一七五	五七、〇五〇	三二五
四	四四一	九六〇	一六二、九七〇	一六六	五六、七〇九	三三四
五	四三九	九五七	一六五、九九五	一七六	五七、七六五	三三三
六	四五二	九五二	一六八、一八六	一七七	五八、九一一	三二六
七	四四一	九四三	一六八、二八六	一七九	六〇、三五八	三二五
八	四四一	九四二	一七〇、七一九	一八一	五九、七九五	三三九
九	四四一	九四五	一七二、〇五八	一八二	五九、三三〇	三二六
一〇	四四二	九四四	一六九、七四四	一八〇	五九、三七三	三三〇
一一	四四二	九四三	一七一、八七四	一八二	六一、二八三	三三六
一二	四四二	九四三	一七四、一三五	一八五	六一、一四一	三三一
一三	四四二	九四三	一七七、四一一	一八八	六二、八五六	三三四
一四	四四三	九四三	一八〇、九七三	一九二	六三、五六三	三三一
昭和元	四四七	九三九	一七八、〇七二	一八九	六四、六六九	三四一

（備考）一、明治四十年度以前は元賣捌人營業所數不明なるを以て、平均人員は一元賣捌人に對するものを示す。
二、大正十一年度末現在數には推定を加へたるものあり。

（二）昭和元年度末現在煙草賣捌人配置表

販賣官署別	元賣捌人 人員	元賣捌人 營業所數	小賣人員	一元賣捌營業所當小賣人員	一元賣捌營業所當平均人口	小賣人一人當平均人口
東京 直轄	三五人	九八箇所	二六、四〇八人	二六九人	七五、四六四人	二八〇人
東京 横濱	七	二三	四、八六二	二一一	六二、六八五	二九六
東京 甲府	五	一三	二、一六四	一六六	四六、二〇五	二七七
東京 計	四七	一三四	三三、四三四	二四九	七〇、四三二	二八二
水戸直轄	九	二三	五、一九四	二二五	五七、一八九	二八二

縣	徳	坂	廣	岡	大	金
岡大長門直計	島高直 田高計	島松直 計	山米直 計	阪神直 計	澤富直 計	麥
賀分崎司藩	知藩松	山藩	子藩	戸藩	山藩	銀

第一章 綿糸麻布

第十二節 製造綿糸の既實

名古屋	面	仙	鄕	高	宇都宮直	第七圖
宇治山田直計	館林小直計	土山青蓮直計	山直計	小長新松直 田計		麥
付藩藩	大路藩藩	崎形養岡藩藩		雲岡淵本藩藩		

賀(上)

| | | |

| | | |

山口	一八人	一八、〇人	三、四二五人	三二人
徳島	一五	二、二七四	一五一	三〇五
香川	一二	二、一四三	一七八	三二八
愛媛	一五	二、八三四	一八八	三九〇
高知	九	一、八五八	二〇六	三七一
福岡	二五	七、二一八	二八八	三二二
佐賀	一三	二、一〇五	一六一	三二六
長崎	二〇	三、四七八	一七三	三三六
熊本	三〇	四、一九六	一〇六	三一二
大分	一六	二、八八五	一八〇	三二一
宮崎	一二	一、七一五	一四二	四〇七
鹿兒島	二五	三、七一九	一四八	五九九
沖繩	五	一、〇六七	二一三	五一九
樺太	六	七九三	一三二	二一一
合計	四七、四三九	一七八、〇七二	一八九	六四、六六九	三四一

第三款　賣渡價格

第一項　緒言

製造煙草を消費者に販賣するには必ず定價に依らしむるは專賣制度の根本方針にして、右定價は製品發賣の際政府に於て決定公示するものなることは既に述べたる所の如し。而して前述の如く煙草の販賣には政府と消費者との間に、元賣捌人及小賣人の二種の機關を介在するものなるを以て煙草の販賣價格を定價に依らしむる以上、政府が元賣捌人に對して煙草を賣渡すに當りては、別に價格割引の制度なかるべからず。之れ即ち賣渡價格なり。而して此の賣渡價格を決定するの方法として、政府は定價に對して一定の割引歩合を定むることとしたり。

元賣捌人に對する割引歩合は、葉卷煙草及輸入煙草を除き、專賣局製造の紙卷煙草及刻煙草に對しては、品種の如何に拘らず原則として總て同一の歩合を定むるものにして、而も其の歩合は明治年間に於ては全國總て一律なりしが、明治四十五年五月以後は元賣捌人を數種の等級に分ち、右等級に從ひ各、其の割引歩合を異にすることと爲したり。

當初は特別に割引歩合の如きものを設くることなく、元賣捌人及小賣人間の自由なる契約に放任せしが、明治四十二年四月煙草賣捌規則の改正に際して、元賣捌人の卸賣價格に制限を加へ、元賣捌人が小賣人に賣渡す價格は、原則として政府より買受けたる價格に定價の百分の三を加へたるものを超過するを得ざるものと定めたり。後四十五年五月の賣捌規則改正に際し、此の卸賣制限額は別に之を定むることとし、即ち元賣捌人に對する割引歩合と同時に右制限額を公示し、原則として定價の千分の八百九十と定めたり。尙ほ政府より小賣人又は消費者に直接賣渡を爲す場合に於ては、特定の價格を以て賣渡を行ふものにして、其の都度適宜に之を定めたるも、概して元賣捌人に賣渡す際の割引價格に依れるものとす。

以上の如く煙草の賣渡價格の決定方法には前後相異なる所あるを以て、以下便宜上明治四十五年五月に於ける割引歩合制度の改正を界とし、明治時代及大正時代に分ちて、製造煙草の割引歩合の決

定方法を記述すべし。

第二項　明治時代の割引歩合

煙草製造專賣制度の創設に當りては、政府は既述の如く製造煙草の定價は從來の民製品の價格を基準と爲し、之に戰時增收の爲め約二割を加算することと決定せしが、此の製造煙草を元賣捌人に賣渡す場合の割引價格に就ては、專賣局は從來製造元より卸賣せし場合の割引價格を參酌して、之を定價の一割五分引と爲すこととし、左の如く發議決定したり。

『　煙草賣渡價格の件（明治三十七年五月十三日決議）

現時煙草の賣渡價格は製品の品類に依り又は賣渡數量の多寡に依る等、其の割引歩合に等差なき能はずと雖も、結局小賣價格に對しては一割二分乃至一割七八分の間に在り。本局にありても施行の成績に鑑み、他日或は品類等に依り多少の割引額に等差を設くるの必要を生ずることあるべしと雖も、此際先づ其割引額は總て之を均一にし、其額は現時製造業者の割引額を參酌し、定價に對し一割五分引即ち八割五分を以て賣渡價格と定めらるべきや。又元賣捌人の小賣人に賣渡す價格は賣買者相互の協定に一任し、別に規定を設くるの必要なしと認む。』

右は即ち政府が八十五を以て賣渡すとき、元賣捌人は之を九十を以て小賣人に賣渡し、小賣人は定價百を以て一般消費者に賣渡すものとして、小賣人は十、元賣捌人は五の利益を得ることを豫想したるものなり。而して此の際元賣捌人より小賣人に賣渡す場合の利益歩合を制限せざりし所以は、蓋し此の兩者間の取引は需要供給の原則に基き、相互の自由なる契約に委するを適當と認めしものなり。

右の如く割引歩合の方針決定したるを以て、之に從ひ同年六月大藏省告示第八十一號を以て、先づ紙卷煙草の定價と共に其の割引歩合を公示し、尋いで翌三十八年刻煙草の製造開始と共に同年四月大藏省告示第八十九號を以て、更に刻煙草の定價及其の割引歩合を公示したり。爾後新製品の追加に從ひ、其の定價及割引歩合を公示せしも、割引歩合は總べて最初決定のものと同じく百分の十五と爲せり。然るに明治三十九年二月に至り刻煙草の割引歩合に一部變更を加へ、包裹區分の大小に應じて其の割引歩合に差等を設くることと爲し、即ち五匁包は百分の十五、二十匁包及十匁包は百分の十七、百匁包及四十匁包は百分の十九と定めたり（大藏省告示第百九十五號）。但し此の改正は大包裹の賣捌促進を目的としたるものにして、最初より當分の間の豫定なりしを以て、翌四十年四月一日より五匁包の定價を增加すると同時に、割引歩合も亦包裹の大小に拘らず、一樣に百分の十五の舊制に復したり（四十年二月九日大藏省告示第二十三號）。尋いで同四十二年五月十一日大藏省告示第七十一號を以て兩切紙卷煙草中ナイル及アルマに限り、其の割引歩合を百分の二十に改め、以て之が賣渡の促進に努めたり。

次に內地製葉卷煙草及輸入各種煙草は、內地製紙卷及刻煙草と異なり其の需要は一般的ならず、概して其の賣行緩慢にして資金の回收容易ならざるものあるを以て、之が割引歩合も特別に之を定めたり。即ち先づ明治三十七年八月一般販賣用に輸入したる葉卷煙草に就き其の割引歩合を定め、元賣捌人に對して賣渡を爲す場合は、百本の定價八圓以上の煙草は百分の二十五、同八圓未滿のものは百分の二十とし、小賣人に對して直接賣渡す場合は百本の定價八圓以上のものは百分の二十、同八圓

未滿のものは百分の十七と爲したり（明治三十七年九月五日大藏省告示第百三十號）。八圓前後を以て割引率を區分したるは、其の間自ら賣行に遲速あるを以てなり。翌三十八年五月紙卷煙草輸入の際も同一の割引歩合を定め（同三十八年五月二十七日大藏省告示第百七十號）、又同月專賣局製造葉卷煙草の販賣を開始するに及び、其の割引歩合を右輸入諸煙草と同樣に定めたり（同三十八年五月十日大藏省告示第百三十六號）。後四十年三月に至り、此等內國製葉卷煙草及輸入諸煙草の割引價格を一括公示することゝ爲し、同時に小賣人へ直接賣渡を爲す場合の割引價格に改正を加へ、百本八圓未滿の葉卷煙草及輸入刻紙卷其の他煙草に對する從前の割引歩合百分の十七を改めて、百分の十五と爲し、四月一日より之を施行したり（同四十年三月二十日大藏省告示第四十八號）。

尙ほ元賣捌人より小賣人に製品を賣渡す場合は、前述の如く相互の自由契約に委せしが、明治四十二年五月賣捌規則の改正に當りて、元賣捌人の利益率を制限するの方針を採用し、卽ち元賣捌人は政府よりの買受價格に定價の百分の三を加へたる價格を超過して、煙草を小賣人に賣渡すことを得ざるものとせり。但し專賣局長官が地方の狀況、例へば山間の僻地或は離島等の如き交通不便の箇所又は煙草の種類に依り已むを得ずと認めて承認を與へたるときは、更に右の利益歩合を增加することを得るものにして、斯かる場合には大體前記利益歩合の最高限に、更に百分の一乃至二を增加せしむるものとせり。

今明治末年に於ける元賣捌人に對する割引歩合竝に元賣捌人の得べき利益歩合を表示すれば左の如し。

區別	元賣捌人に對する割引歩合	元賣捌人の利益歩合
內國製紙卷及刻煙草（ナイル及アルマを除く）	定價の百分の一五	定價の百分の三以下
ナイル及アルマ	同二〇	同五以下
葉卷煙草（百本當定價八圓以上のもの）	同二五	同上
同上（百本當定價八圓未滿のもの）	同二〇	同上
輸入紙卷及刻其他煙草	同二〇	同上

第三項　大正時代の割引歩合

明治四十五年五月十八日大藏省令第十一號を以て煙草賣捌規則の改正あり、其の第十條を『政府ヨリ賣渡ス製造煙草ノ代金ハ別ニ定ムルトコロノ煙草元賣捌人ノ等級ニ應シ又ハ煙草ノ種類ニ從ヒ其ノ定價ニ對シ一定ノ割引歩合ニ依リ之ヲ定ム』、第十六條を『煙草元賣捌人ノ煙草小賣人ニ賣渡ス煙草ノ價格ハ別ニ定ムルトコロノ制限額ヲ超ユルコトヲ得ス』と改め、卽日之を施行したり。而して之に基き同日大藏省告示第六十八號を以て、割引歩合及制限價格を左の如く告示したり。

大藏省告示第六十八號（明治四十五年五月十八日）

明治四十二年四月大藏省令第二十七號煙草賣捌規則第十條ノ煙草元賣捌人等級、割引歩合同第十六條ニ依ル制限額及同第一條ノ特定價格左ノ通相定メ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條　煙草元賣捌人ハ專賣局長官ノ指定シタル別表營業區域ノ等級ニ依リ其ノ等級ヲ區分ス

第二條　煙草賣捌規則第十條ニ依ル割引歩合及同規則第十六條ニ依ル制限額左ノ如シ

煙草元賣捌人等級	割引歩合	制限額
第一級	定價ノ千分ノ百二十五	定價ノ千分ノ八百九十
第二級	同　百三十	同
第三級	同　百三十五	同
第四級	同　百四十	同
第五級	同　百四十五	同
第六級	同　百五十	同

第三條　輸入製造煙草及專賣局製造葉卷煙草竝兩切紙卷煙草中ナイル、アルマハ煙草元賣捌人ノ等級ニ拘ハラス左ノ割引歩合及制限額ニ依ル

種類	割引歩合	制限額
輸入葉卷煙草及專賣局製造葉卷煙草ニシテ百本ノ定價八圓以上ノモノ	定價ノ千分ノ二百三十	定價ノ千分ノ八百十
輸入葉卷煙草及專賣局製造葉卷煙草ニシテ百本ノ定價八圓未滿ノモノ竝葉卷煙草以外ノ輸入製造煙草	同　百八十	同　八百六十
專賣局製造兩切紙卷煙草ナイル、アルマ	同　百八十	同　八百六十

第四條　煙草賣捌規則第一條第三項ニ依リ政府カ直接消費者ニ賣渡ス煙草ノ價格ハ定價ノ千分ノ八百七十五トシ前條ノ煙草ヲ直接煙草小賣人ニ賣渡ス價格ハ其ノ制限額トス

（別表省略）

茲に於て從來元賣捌人に對する割引歩合を全國一律に定むる制度は廢止せられ、各元賣捌人に就き其の營業區域内に於ける人口の疎密・交通の便否・販賣官署よりの距離・面積の廣狹・營業所數・賣上高等を斟酌して元賣捌人を六等級に分ち、此の等級に應じて政府より賣渡價格に差等を設くることとなし、以て元賣捌人の收益の均衡を圖らんことを期したり。之れ賣渡價格決定の制度に關する大改革にして、煙草販賣上一新紀元を劃せるものと云ふべし。

右告示は爾後數次の改正行はれ、其の都度元賣捌人に對する割引歩合の變更を見たり。但し元賣捌人の小賣人に對する賣渡制限額には何等の改正も之れ無かりしものとす。今割引歩合に關する毎次の改正を一括表示すれば左の如し。

種類及等級	明治四十五年五月十八日告示第六十八號	大正七年五月二十三日告示第八十四號	同九年五月一日告示第六十五號	同十三年七月一日告示第百十九號
紙卷煙及刻煙草 第一級	定價の千分の一二五	定價の千分の一二〇	定價の千分の一二〇	定價の千分の一一八
第二級	同　一三〇	同　一二五	同　一二六	同　一二三
第三級	同　一三五	同　一三〇	同　一三一	同　一二五
第四級	同　一四〇	同　一三五	同　一三七	同　一三〇
第五級	同　一四五	同　一四〇	同　一四二	同　一三五
第六級	同　一五〇	同　一五〇	同　一五三	同　一四〇
第七級	—	—	—	同　一五〇
第八級	—	—	—	同　一六〇
內地製及輸入葉卷煙草にし				

て百本の定價八圓以上のもの*	定價の千分の	二三〇
同上百本の定價八圓未滿のもの、及葉卷煙草以外の輸入製造煙草*	同	一八〇
ナイル及アルマ	同	一八〇
—	定價の千分の	二三三
—	同	一八三
—	同	一八三
**	定價の千分の	二四〇
(***	同)	一九〇

（備考）一、*大正九年六月九日告示第九十八號を以て、種類中に移入煙草を追加す。

二、**其の種類を「輸入葉卷煙草・同紙卷煙草・移入葉卷煙草・同紙卷煙草及專賣局製造葉卷煙草にして、百本の定價八圓以上のもの」と改む。

三、***其の種類を「輸入葉卷煙草・同紙卷煙草・移入葉卷煙草・同紙卷煙草及專賣局製造葉卷煙草・同刻切紙卷煙草にして、百本の定價二圓以上八圓未滿のもの、並に葉卷・紙卷以外の輸移入製造煙草」と改む。

尙ほ煙草賣捌規則第一條に依り政府が直接消費者に賣渡す特定價格は、前掲明治四十五年五月の告示に於て、定價の千分の八百七十五と定められしが、後大正十年六月二十五日に至り更に千分の八百八十と改められたり（大藏省告示第八十四號）。

又告示中別表として掲げられたる元賣捌人營業區域の等級表は、制定以後一再ならず改正せられしも、頗る煩雜に亙るを以て總て之を省略す。

第十二節　附表

第一表　製品別賣渡高表

年度	內國製品 口付	內國製品 刻切	內國製品 葉卷	內國製品 刻	內國製品 代金合計	外國製品 紙卷	外國製品 葉卷	外國製品 刻其他	外國製品 代金合計	合計 紙卷	合計 葉卷	合計 刻其他	合計 代金合計
明治三七	三、四〇三、三五八、九〇〇 本	一、四四三、八九六、六〇〇 本	一、七三、六五〇 本	五、七六、三二五 貫	一三、三五六、七六七 円	二、六四八、〇〇〇 本	九、二四六、〇〇〇 本	二、一七 貫	一三、三五六、九九五 円	四、九四七、〇〇〇 本	一、三、三五九、四五八 円	二、一七 貫	一三、三五六、九九五 円
三八	五、四〇五、四〇六、九〇〇	二、一四八、八五〇、七〇〇	六、七六三、四三五	二、七六、六〇四、六九一	六六、九六、六二四	四八、〇〇〇、二六〇	三、四七、二六三	二、〇五、九	六六、九六、六二四	四八、〇〇〇、二六〇	三、四七、二六三	二、〇五、九	六六、九六、六二四
三九	五、八八八、三五九、六六〇	一、〇五、九五、九五八、九三〇	一、〇五、九五、九五八、九三〇	三、四〇四、五四五	二五、〇、一七五	七、二五、九六四、九一一	二、六四、九、一一	一、〇五五	七、二五、九六四、九一一	二、六四、九、一一	一、〇五五	一、〇五五	七、二五、九六四、九一一
四〇	七、二七七、三三五、六四〇	一、三〇九、五五五、二七〇	一、三〇九、五五五、二七〇	二、七六、六〇四、六九一	五、三三、五、八〇三	五、四八、七三、三	九、三、二、七五	二、九一、二、七五	五、四八、七三、三	九、三、二、七五	二、九一、二、七五	二、九一、二、七五	五、四八、七三、三
四一	五、四五五、七九三、〇四〇	一、〇〇九、一九三、五六〇	一、〇〇九、一九三、五六〇	五、七六、三三五	六、六八、〇、〇八三	七、二、六三六、二四八	一、〇四三、六四九、三、三〇六	一、九八、八三五	六、六八、〇、〇八三	一、〇四三、六四九、三、三〇六	一、九八、八三五	一、九八、八三五	六、六八、〇、〇八三
四二	四、七九、一〇四、六六〇	一、一、九七、七六三、二六〇	一、一、九七、七六三、二六〇	三、九六、九、一〇〇	六、〇五、六三、八	六、六五、二、二九、一	六、六五、二、二九、一	六、〇五、六三、八	六、六五、二、二九、一	六、〇五、六三、八	六、六五、二、二九、一	六、〇五、六三、八	六、六五、二、二九、一
四三	四、九九二、六四四、七四〇	一、三四三、九〇〇、三四〇	一、三四三、九〇〇、三四〇	九二四、一〇〇	七、二、二五五、一四八、〇、八五九	六、八四九、六七一	七、二七、九九六、四九四、八〇一	九二四、一〇〇	七、二七、九九六、四九四、八〇一	七、二七、九九六、四九四、八〇一	九二四、一〇〇	九二四、一〇〇	七、二七、九九六、四九四、八〇一
四四	四、九八七、四一八、七八〇	一、三五一、〇一〇、四九〇	一、三五一、〇一〇、四九〇	八五八、六九〇	六五九、五九、八〇、六九	七三、八五五、三六四	六、八〇五、九四八	八七、五五三、八七〇	六、八〇五、九四八	七三、八五五、三六四	六、八〇五、九四八	八七、五五三、八七〇	六、八〇五、九四八
大正元	四、九五七、三四一、八一〇	一、六五九、五〇七、〇五八	一、六五九、五〇七、〇五八	四〇、一、九四四、三三七	八七、五七三、八九〇	六、四〇二、三三、九四七	八、七九、三九七	四〇、一、九四四、三三七	八、七九、三九七	六、四〇二、三三、九四七	八、七九、三九七	四〇、一、九四四、三三七	八、七九、三九七
二	四、四四、一七、一三〇	一、八七五、五六一、五九〇	一、八七五、五六一、五九〇	八五四、八〇九	六、九三五、七〇三	八、九五三、八九〇	一、九九、一、七一一	五九、六六〇	一、九九、一、七一一	八、九五三、八九〇	一、九九、一、七一一	五九、六六〇	一、九九、一、七一一
	二、二、三八、一、七八三	七、一三四、一六三	七、一三四、一六三	三八、三、三五、五三二	八、三、三八、八四、九、八四	七三、八五五、三六四	七四、八四九、六、六二	二、九、九、七	七三、八五五、三六四	七四、八四九、六、六二	二、九、九、七	二、九、九、七	七三、八五五、三六四
	一七、三三、六、六、六六	一、六、一五五、一、六二	一、六、一五五、一、六二	二、三四、五、三五、五三、二	二、九、二、九、六、六、八、八	一、八、一、三、六、八、八	一、九、六、六、一、三、六、四	二、九、九、七、四、一、三	一、九、六、六、一、三、六、四	一、八、一、三、六、八、八	一、九、六、六、一、三、六、四	二、九、九、七、四、一、三	一、九、六、六、一、三、六、四
	二、九、二、六、九、五	一、五一、一、七、一	一、五一、一、七、一	五九、六六〇	五五、九、七、二、二	二、二、八、六	四九、三、二、四	五〇、四、一、三、七	四九、三、二、四	二、二、八、六	四九、三、二、四	五〇、四、一、三、七	四九、三、二、四
	二、九、六、九、一、三、三、五、五、八、八、八	一、六、一、五、五、一、六、一、六、六、四、一、三	一、六、一、五、五、一、六、一、六、六、四、一、三	二、一、八、六、六、八、八	五六、九、三、四	一、九、三〇	四七、七、一三〇	二、一、八、六、六、八、八	四七、七、一三〇	一、九、三〇	四七、七、一三〇	二、一、八、六、六、八、八	四七、七、一三〇
	二、九、六、九、一、三、三、五、五、八、八、八	一、六、一、五、五、一、六、一、六、六、四、一、三	一、六、一、五、五、一、六、一、六、六、四、一、三	二、一、八、六、六、八、八	五六、九、三、四	一、九、三〇	四七、七、一三〇	二、一、八、六、六、八、八	四七、七、一三〇	一、九、三〇	四七、七、一三〇	二、一、八、六、六、八、八	四七、七、一三〇

年度	内訳	特製		ベルダ		國華		不二		敷島		かをり		やよひ	
		數量	代金	數量	代金	數量	代金	數量	代金	數量	代金	數量	代金	數量	代金
明治三七	内地用	一一、一〇〇本	三〇一円	本	円	本	円	本	円	本	円	本	円	本	円
	輸出用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—	一一、六〇一、一〇〇	六六六	—	—	—	—
	計	一一、一〇〇	三〇一	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
三八	内地用	一一、〇〇〇	？	—	—	—	—	—	—	四四六、六四四、四〇〇	？	—	—	—	—
	輸出用	—	—	—	—	—	—	—	—	三一、三一〇、〇〇〇	？	—	—	—	—
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	計	一一、〇〇〇	？	—	—	—	—	—	—	五三三、三四四、四〇〇	？	—	—	—	—
三九	内地用	八、〇〇〇	？	—	—	—	—	八八、二一〇、八二〇	？	九、八〇〇、二一〇	？	—	—	—	—
	輸出用	—	—	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇六、八〇〇、〇〇〇	？	—	—	—	—

第一章　煙草專賣　第十二節　製造煙草の販賣

年度	特製		ベルダ		國華		不二		敷島		かをり		やよひ	
	數量	代金	數量	代金	數量	代金	數量	代金	數量	代金	數量	代金	數量	代金
明治四一	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四二	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四三	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四四	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四五	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四七	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四八	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四九	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
五〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
五一	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
五二	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
五三	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
大正元	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
二	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
三	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
五	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
七	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
八	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
九	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
一〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
一一	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
一二	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
一三	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
一四	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—

（備考）一、本表中＊印を附したるは移入品にして外書なり。
二、明治四十二年度口付及兩切煙草の代金は百圓以下切捨、又外國製造煙草中明治四十一年度乃至四十三年度の卷煙草數量は千本以下切捨とす。
三、大正十一年度分は推定數を用ひたるものあり。

第二表　口付紙卷煙草賣渡高表

明治四〇			四一			四二			四三			五			六		
計	移出用	移輸入用	計	移出用	移輸入用	計	移出用	移輸入用	計	移出用	移輸入用	計	移出用	移輸入用	計	移出用	移輸入用
六、〇〇〇	—	—	四五、〇〇〇	—	—	三八、〇〇〇	—	—	一一五、〇〇〇	—	—	一一六、〇〇〇	—	—	一一六、〇〇〇	—	—
四五、〇〇〇	—	—	四五、〇〇〇	—	—	一一、〇〇〇	—	—	一一、〇〇〇	—	—	一一、〇〇〇	—	—	一一、〇〇〇	—	—
一一、〇〇〇	—	—	一一

第七表　貿易（上）

年度	内訳	大正七 輸出	大正七 輸入	大正八 輸出	大正八 輸入	大正九 輸出	大正九 輸入	大正一〇 輸出	大正一〇 輸入	大正一一 輸出	大正一一 輸入	大正一二 輸出	大正一二 輸入
朝鮮	内地用	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸入用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
台湾	内地用	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸入用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
関東州	内地用	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸入用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
計	内地用	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸入用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円

第七表　貿易（下）

年度	内訳	大正七 輸出	大正七 輸入	大正八 輸出	大正八 輸入	大正九 輸出	大正九 輸入	大正一〇 輸出	大正一〇 輸入	大正一一 輸出	大正一一 輸入	大正一二 輸出	大正一二 輸入
朝鮮	内地用	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸入用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
台湾	内地用	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸入用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
関東州	内地用	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸入用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
計	内地用	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円
	移出用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸入用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円	一億一千一百万円

第七圖

第一表　大正九年度

國別	國〇 移出	國〇 輸入	國一 移出	國一 輸入	國二 移出	國二 輸入	國三 移出	國三 輸入	國四 移出	國四 輸入	國五 移出	國五 輸入	國六 移出	國六 輸入
內地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
朝鮮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
關東	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
內地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
朝鮮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
關東	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
內地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
朝鮮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
關東	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
內地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
朝鮮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
關東	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
內地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
朝鮮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
關東	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第十二圖　輸移出入品價格表

年度	米	麥	大豆	豆粕	豆油	鹽	石炭	鐵	木材	生糸	綿糸	綿布	人絹糸	人絹織物
大正元年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正三年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第七編

年度	大正七 移出用	大正七 移入用	大正八 移出用	大正八 移入用	大正九 移出用	大正九 移入用	大正一〇 移出用	大正一〇 移入用
美濃	—	三〇〇〇〇〇〇〇	—	三〇〇〇〇〇〇〇	—	三〇〇〇〇〇〇〇	—	三〇〇〇〇〇〇〇
飛騨	—	一〇〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇〇
信濃	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
上野	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
下野	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
陸奥	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
出羽	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
佐渡	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
計	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇

第七編 貿易

年度	大正一一 移出用	大正一一 移入用	大正一二 移出用	大正一二 移入用	大正一三 移出用	大正一三 移入用	大正一四 移出用	大正一四 移入用
美濃	—	三〇〇〇〇〇〇〇	—	三〇〇〇〇〇〇〇	—	三〇〇〇〇〇〇〇	—	三〇〇〇〇〇〇〇
飛騨	—	一〇〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇〇
信濃	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
上野	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
下野	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
陸奥	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
出羽	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
佐渡	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
計	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇

第七編 貿易(上)

年度	昭和元 移出用	昭和元 移入用	昭和元 移出用	昭和元 移入用	昭和元 移出用	昭和元 移入用	昭和元 移出用	昭和元 移入用
美濃	—	三〇〇〇〇〇〇〇	—	三〇〇〇〇〇〇〇	—	三〇〇〇〇〇〇〇	—	三〇〇〇〇〇〇〇
飛騨	—	一〇〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇〇
信濃	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
上野	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
下野	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
陸奥	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
出羽	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
佐渡	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
計	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇

第七編 貿易(下)

年度	昭和二 移出用	昭和二 移入用	昭和三 移出用	昭和三 移入用	昭和四 移出用	昭和四 移入用	昭和五 移出用	昭和五 移入用
美濃	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
飛騨	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
信濃	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
上野	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
下野	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
陸奥	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
出羽	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
佐渡	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
計	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇

第一章 繰綿生産量

第十二節 繰綿生産の販賣

年度	明治三七	明治三八
美濃	一一本	一一本
飛騨	一一円	一一円
信濃	一一本	一一本
上野	一一円	一一円
下野	一一円	一一円
陸奥	一一円	一一円
出羽	一一円	一一円
佐渡	一一円	一一円
計	一一円	一一円

備考

一、大正十一年度の計數には左記繰綿生産の實績を用ひず。

二、本表中に推定の實績を用ひたるものは除外したるを以て合計數と一致せざるあり。

三、年度の合計欄は内譯を合算したるものとは符合せず。

明治三七	内務	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計	移出用	移出用	内務	計
年度	内訳	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量	米代金	米数量
ナイル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アルゼンチン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ビーメス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリエント	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サロン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
メルー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヒアーシップ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第三表　雨切雑穀産額減表

明治四〇	明治四一	明治四二	明治四三	明治四四	明治四五	大正元	大正二	大正三	大正四	大正五	大正六	大正七
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第十三表　産業組織ノ有無

産業組織ノ有無	明治四四			大正元			三			四			五		
	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用
有	—	—	一、六〇〇、〇〇〇	—	—	一、六〇〇、〇〇〇	—	—	一、四〇〇、〇〇〇	—	—	一、四〇〇、〇〇〇	—	—	一、四〇〇、〇〇〇
無	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇

第十四表　産業組織ノ有無ニ依ル産業ノ種類

産業組織ノ有無ニ依ル産業ノ種類	明治四四			大正元			三			四			五		
	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用
有	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
無	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇

第一表　産業組織ノ有無ニ依ル産業ノ種類

産業組織ノ有無ニ依ル産業ノ種類	明治四四			大正元			三			四			五		
	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用
有	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
無	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇

第一表

産業組織ノ有無ニ依ル産業ノ種類	明治四四			大正元			三			四			五		
	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用
有	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
無	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇

第一〇表

産業組織ノ有無ニ依ル産業ノ種類	明治四四			大正元			三			四			五		
	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用
有	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
無	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇

第一一表

産業組織ノ有無ニ依ル産業ノ種類	明治四四			大正元			三			四			五		
	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用	移出用	移出用	内地用
有	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
無	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四六二、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇一、一一〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇

第七圖　貿易（上）

年度	内地用	大正一		昭和元		一四		一三		一二		一一	
内訳		移出用	輸入用	移出用	輸入用	移出用	輸入用	移出用	輸入用	移出用	輸入用	移出用	輸入用
綿糸	千貫	—	一、二六六	—	一、二六六	—	一、六四四	—	一、六四四	—	一、四四〇	—	一、四四〇
綿布	千反	—	四四、三四四	—	四四、三四四	—	四六、六四四	—	四六、六四四	—	四六、六四四	—	四六、六四四
毛糸	千貫	—	四、三六〇	—	四、三六〇	—	四、三六〇	—	四、三六〇	—	四、三六〇	—	四、三六〇
毛織物	千反	—	二、四四〇	—	二、四四〇	—	二、四四〇	—	二、四四〇	—	二、四四〇	—	二、四四〇
人絹糸	千貫	—	一、四四〇	—	一、四四〇	—	一、四四〇	—	一、四四〇	—	一、四四〇	—	一、四四〇
人絹織物	千反	—	四四、三四四	—	四四、三四四	—	四四、三四四	—	四四、三四四	—	四四、三四四	—	四四、三四四
生糸	千貫	—	四、四四〇	—	四、四四〇	—	四、四四〇	—	四、四四〇	—	四、四四〇	—	四、四四〇
人絹糸	千貫	—	四、四四〇	—	四、四四〇	—	四、四四〇	—	四、四四〇	—	四、四四〇	—	四

第七編　表　賣（上）

| 明治四二 | | 大正 | | |

第七圖　貿易（上）

年度	内訳	大正二 移出用	大正二 移入用	大正二 内地用	大正二 計	一四 移出用	一四 移入用	一四 内地用	一四 計	一三 移出用	一三 移入用	一三 内地用	一三 計	一二 移出用	一二 移入用	一二 内地用	一二 計
ドラッグ	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
ソーン	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
フニーシックス	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
チリー	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
ウニルス	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
ハキーピー	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
合計	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円

第十一圖

年度	内訳	昭和元 移出用	昭和元 移入用	昭和元 内地用	昭和元 計	一四 移出用	一四 移入用	一四 内地用	一四 計	一三 移出用	一三 移入用	一三 内地用	一三 計	一二 移出用	一二 移入用	一二 内地用	一二 計
ドラッグ	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
ソーン	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
フニーシックス	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
チリー	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
ウニルス	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
ハキーピー	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
合計	數量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
	價格	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円

明治四十二			大正元			四四			四三			四二			四一		
移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—

第七圖　貿易（上）

明治四十二			大正元			四四			四三			四二			四一		
移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	？	？	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—

第一表　輸移出入品

明治四十二			大正元			四四			四三			四二			四一		
移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港	移出入	輸移出入	内地諸港
本	一、一一〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	一、一一〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	一、一一〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	一、一一〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	一、一一〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	一、一一〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
本	一、一一〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—
輸	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—

年度	内訳	特殊	輸入	輸出	計	移出用	移輸出用	内地用	計	移出用	移輸出用	内地用	計	移出用	移輸出用	内地用	計	移出用	移輸出用	内地用
大正一〇	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一〇	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一一	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一一	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一二	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一二	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一三	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一三	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一四	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一四	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一五	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一五	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

第四表　差額貿易減高表

年度	輸出	輸入	差額	特殊A	特殊B
明治三八	千円	千円	千円	千円	千円
明治三九	千円	千円	千円	千円	千円
四〇	千円	千円	千円	千円	千円
四一	千円	千円	千円	千円	千円
四二	千円	千円	千円	千円	千円
四三	千円	千円	千円	千円	千円
大正	千円	千円	千円	千円	千円
大正一	千円	千円	千円	千円	千円
大正二	千円	千円	千円	千円	千円
大正三	千円	千円	千円	千円	千円
大正四	千円	千円	千円	千円	千円
大正五	千円	千円	千円	千円	千円
大正六	千円	千円	千円	千円	千円
大正七	千円	千円	千円	千円	千円
大正八	千円	千円	千円	千円	千円
大正九	千円	千円	千円	千円	千円
大正一〇	千円	千円	千円	千円	千円
大正一一	千円	千円	千円	千円	千円
大正一二	千円	千円	千円	千円	千円
大正一三	千円	千円	千円	千円	千円
大正一四	千円	千円	千円	千円	千円
大正一五	千円	千円	千円	千円	千円

年度	内訳	特殊	輸入	輸出	計	移出用	移輸出用	内地用	計	移出用	移輸出用	内地用	計	移出用	移輸出用	内地用	計	移出用	移輸出用	内地用
明治三八	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
明治三九	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
四〇	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
四〇	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
四一	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
四一	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
四二	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
四二	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
四三	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
四三	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正一	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正二	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正二	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正三	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正三	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正四	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正四	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正五	数量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正五	重量	金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

（備考）一、大正十一年度の計数には推定を用ひたるもの多し。
二、本表中左記度量衡を時に外せしを以て数年度の合計は内訳を合算したるものと符合せず。

年度	内訳	数量	代金	数量	代金	数量	代金	数量	代金	数量	代金
		オリエンタレス		ロンドレス		セニョリタス		合計		移入業者	
明治四三	内計	一	一円	三、三〇〇	二、四四〇	一	一円	三、三〇〇	二、四四〇	三、〇〇〇	二、四〇〇
明治四四	内地用	一	一円	三、三〇〇	二、四四〇	一	一円	三、三〇〇	二、四四〇	三、〇〇〇	二、四〇〇
明治四五	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正元	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正二	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正三	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正四	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正五	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正六	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正七	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正八	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正九	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一〇	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一一	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一二	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一三	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一四	移入業者	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一四	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一四	移入業者	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

第七圖

年度	内訳	数量	代金	数量	代金	数量	代金	数量	代金	数量	代金
		輸入		移入		内地用		移入		内地用	
明治四三	内計	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治四四	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治四五	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正元	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正二	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正三	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正四	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正五	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正六	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正七	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正八	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正九	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一〇	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一一	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一二	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一三	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一四	移入業者	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一四	内地用	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正一四	移入業者	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一円	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

第七圖（下）

年度	内訳	大正元			四			四一			四二			四三			四四		
		移出用	移入用	計	移出用	移入用	計	移出用	移入用	計	移出用	移入用	計	移出用	移入用	計	移出用	移入用	計
米	米	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
麦	麦	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大豆	大豆	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小麦粉	小麦粉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
麦酒	麦酒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
清酒	清酒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
醤油	醤油	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
味噌	味噌	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
綿糸	綿糸	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
綿織物	綿織物	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
毛織物	毛織物	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
絹織物	絹織物	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人絹織物	人絹織物	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
麻織物	麻織物	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
石炭	石炭	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鉄	鉄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
銅	銅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鉛	鉛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
亜鉛	亜鉛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫黄	硫黄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸	硫酸	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硝酸	硝酸	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
苛性ソーダ	苛性ソーダ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
曹達灰	曹達灰	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸アンモニア	硫酸アンモニア	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
過燐酸石灰	過燐酸石灰	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸銅	硫酸銅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸亜鉛	硫酸亜鉛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸ソーダ	硫酸ソーダ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸マグネシア	硫酸マグネシア	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸カリ	硫酸カリ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸苦土	硫酸苦土	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸ニッケル	硫酸ニッケル	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸亜鉛	硫酸亜鉛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸ソーダ	硫酸ソーダ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸マグネシア	硫酸マグネシア	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸カリ	硫酸カリ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸苦土	硫酸苦土	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
硫酸ニッケル	硫酸ニッケル	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第十二節　雑穀類の販賣

年度	内訳	明治三九			三八		
		移出用	移入用	計	移出用	移入用	計
米	米	一	一	一	一	一	一
麦	麦	一	一	一	一	一	一
大豆	大豆	一	一	一	一	一	一
小麦粉	小麦粉	一	一	一	一	一	一
麦酒	麦酒	一	一	一	一	一	一
清酒	清酒	一	一	一	一	一	一
醤油	醤油	一	一	一	一	一	一
味噌	味噌	一	一	一	一	一	一
綿糸	綿糸	一	一	一	一	一	一
綿織物	綿織物	一	一	一	一	一	一
毛織物	毛織物	一	一	一	一	一	一
絹織物	絹織物	一	一	一	一	一	一
人絹織物	人絹織物	一	一	一	一	一	一
麻織物	麻織物	一	一	一	一	一	一
石炭	石炭	一	一	一	一	一	一
鉄	鉄	一	一	一	一	一	一
銅	銅	一	一	一	一	一	一
鉛	鉛	一	一	一	一	一	一
亜鉛	亜鉛	一	一	一	一	一	一
硫黄	硫黄	一	一	一	一	一	一
硫酸	硫酸	一	一	一	一	一	一
硝酸	硝酸	一	一	一	一	一	一
苛性ソーダ	苛性ソーダ	一	一	一	一	一	一
曹達灰	曹達灰	一	一	一	一	一	一
硫酸アンモニア	硫酸アンモニア	一	一	一	一	一	一
過燐酸石灰	過燐酸石灰	一	一	一	一	一	一
硫酸銅	硫酸銅	一	一	一	一	一	一
硫酸亜鉛	硫酸亜鉛	一	一	一	一	一	一
硫酸ソーダ	硫酸ソーダ	一	一	一	一	一	一
硫酸マグネシア	硫酸マグネシア	一	一	一	一	一	一
硫酸カリ	硫酸カリ	一	一	一	一	一	一
硫酸苦土	硫酸苦土	一	一	一	一	一	一
硫酸ニッケル	硫酸ニッケル	一	一	一	一	一	一
硫酸亜鉛	硫酸亜鉛	一	一	一	一	一	一
硫酸ソーダ	硫酸ソーダ	一	一	一	一	一	一
硫酸マグネシア	硫酸マグネシア	一	一	一	一	一	一
硫酸カリ	硫酸カリ	一	一	一	一	一	一
硫酸苦土	硫酸苦土	一	一	一	一	一	一
硫酸ニッケル	硫酸ニッケル	一	一	一	一	一	一

第五表　刻煙草賣渡高表

年度	内訳	明治三八			三九		
		移出用	移入用	計	移出用	移入用	計
米	米	一	一	一	一	一	一
麦	麦	一	一	一	一	一	一
大豆	大豆	一	一	一	一	一	一
小麦粉	小麦粉	一	一	一	一	一	一
麦酒	麦酒	一	一	一	一	一	一
清酒	清酒	一	一	一	一	一	一
醤油	醤油	一	一	一	一	一	一
味噌	味噌	一	一	一	一	一	一
綿糸	綿糸	一	一	一	一	一	一
綿織物	綿織物	一	一	一	一	一	一
毛織物	毛織物	一	一	一	一	一	一
絹織物	絹織物	一	一	一	一	一	一
人絹織物	人絹織物	一	一	一	一	一	一
麻織物	麻織物	一	一	一	一	一	一
石炭	石炭	一	一	一	一	一	一
鉄	鉄	一	一	一	一	一	一
銅	銅	一	一	一	一	一	一
鉛	鉛	一	一	一	一	一	一
亜鉛	亜鉛	一	一	一	一	一	一
硫黄	硫黄	一	一	一	一	一	一
硫酸	硫酸	一	一	一	一	一	一
硝酸	硝酸	一	一	一	一	一	一
苛性ソーダ	苛性ソーダ	一	一	一	一	一	一
曹達灰	曹達灰	一	一	一	一	一	一
硫酸アンモニア	硫酸アンモニア	一	一	一	一	一	一
過燐酸石灰	過燐酸石灰	一	一	一	一	一	一
硫酸銅	硫酸銅	一	一	一	一	一	一
硫酸亜鉛	硫酸亜鉛	一	一	一	一	一	一
硫酸ソーダ	硫酸ソーダ	一	一	一	一	一	一
硫酸マグネシア	硫酸マグネシア	一	一	一	一	一	一
硫酸カリ	硫酸カリ	一	一	一	一	一	一
硫酸苦土	硫酸苦土	一	一	一	一	一	一
硫酸ニッケル	硫酸ニッケル	一	一	一	一	一	一

第七節　米麦（上）

第七編　貿易（上）

大正

	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過
	計	計	計	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
米国	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇
英国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
仏国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
独逸	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
墨国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
露国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
其他	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇

第十二節　輸移出入品の種類

大正

	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過
	計	計	計	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
米国	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇
英国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
仏国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
独逸	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
墨国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
露国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
其他	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇

	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過	移輸出	移輸入	移輸入超過
	計	計	計	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
米国	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇四六、〇〇〇	八六六、〇四六、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇
英国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
仏国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
独逸	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
墨国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
露国	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
其他	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇

年度	明治三八			明治三九		
内訳	移出用	移入用	計	移出用	移入用	計
一円						
米	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	六、六六六、六六六	一、三三三、三三三		一、三三三、三三三
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一四〇						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一四一						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一四二						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一四三						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一四四						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一

年度	大正元			大正二		
内訳	移出用	移入用	計	移出用	移入用	計
一四〇						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一四一						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一四二						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一四三						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一四四						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一

年度	明治三八			明治三九		
内訳	移出用	移入用	計	移出用	移入用	計
一四一						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一四〇						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
一三九						
米	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
麦	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
大豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
小豆	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一
其他	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二	一、一一一、一一一		一、一一一、一一一

第七編　事業費（上）

大正

年	一			二			三			四			五			六			七		
	移出	移入	計	移出	移入	計	移出	移入	計	移出	移入	計	移出	移入	計	移出	移入	計	移出	移入	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二
大阪	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二
神奈川	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二
兵庫	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二
新潟	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二
長野	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二
山梨	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二
静岡	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二
愛知	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二
岐阜	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二
三重	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二	一,三六六,三四六	一,三六六,三四六	二,七三二,六九二

第一表　事業費

第十二表　道路改修費の財源

年	内地計	移出	移入	内地計	移出	移入	内地計	移出	移入	内地計	移出	移入	内地計	移出	移入	内地計	移出	移入	内地計	移出	移入
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京	一,六〇一,一一六	一,六〇一,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—
大阪	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—
神奈川	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—
兵庫	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—
新潟	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—
長野	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—
山梨	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—
静岡	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—
愛知	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—
岐阜	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—
三重	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—	一,四四〇,一一六	一,四四〇,一一六	—

第十二表　道路改修費の財源

第一表　煙草産額表

年度	煙草	料	年度	煙草	料
明治三八	四三九、一〇一貫		大正元	四四三、二〇〇貫	七、一二一、〇〇〇円
四〇	三、一一一、〇〇〇		二	四四一、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四一	三、〇〇〇、〇〇〇		三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四二	三、〇〇〇、〇〇〇		四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四三	三、〇〇〇、〇〇〇		五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四四	三、〇〇〇、〇〇〇		六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四五	三、〇〇〇、〇〇〇		七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正元	四四三、〇〇〇	七、一二一、〇〇〇	八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百二十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百三十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百四十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百五十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百六十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百七十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百八十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九十六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九十七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九十八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一百九十九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
大正二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
四	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
五	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
六	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
七	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
八	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百十二	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百十三	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
十一	四四三、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二百

年度	内国	外国	代金計
明治四三	一、九八〇、三四四	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
四四	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
四五	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
大正元	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
三	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
四	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
五	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
六	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
七	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
八	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
九	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和元	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
三	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
四	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
五	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
六	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
七	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
八	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
九	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
三	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
四	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
五	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
六	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
七	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
八	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
九	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和三	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
四	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
五	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
六	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
七	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
八	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
九	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和四	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
五	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
六	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
七	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
八	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
九	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和五	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
六	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
七	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
八	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
九	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和六	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
七	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
八	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
九	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和七	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
八	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
九	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和八	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
九	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和九	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和十	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和十一	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八
昭和十二	一、九三一、〇三一	一、〇三一、〇三四	三、〇一一、〇七八

（備考）本表中左記の各包装を除外せるを以て前段年度の内訳合算額は合計額と符合せず。

第七編　專賣（上）

年度	内国	外国	代金計
昭和元	五、九一一、〇九六円	五、〇一一、〇九六円	一〇、九二二、一九二円
二	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円
三	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円
四	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円
五	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円
六	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円
七	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円
八	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円
九	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円
十	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円
十一	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円
十二	五、九三一、〇三一円	五、〇三一、〇三四円	一〇、九六二、〇六五円

次頁に続く

第七表　地方別煙草賣渡高表（昭和元年度）

地方別	内国					外国			代金計
	口数	切数	巻数	製品	代金計	巻数	製品	代金計	
北海道	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	三、七五〇、〇〇〇	一〇、三五〇、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三五〇、〇〇〇
宮城	一、三六、〇〇〇	一、三六、〇〇〇	一、三六、〇〇〇	三、八〇八、〇〇〇	一〇、三六、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三六、〇〇〇
岩手	一、〇三一、〇〇〇	一、〇三一、〇〇〇	一、〇三一、〇〇〇	三、〇九三、〇〇〇	一〇、三一、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三一、〇〇〇
青森	一、九六八、〇〇〇	一、九六八、〇〇〇	一、九六八、〇〇〇	三、九〇四、〇〇〇	一〇、九六八、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、九六八、〇〇〇
秋田	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
山形	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
福島	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
茨城	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
栃木	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
群馬	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
埼玉	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
千葉	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
東京	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
神奈川	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
新潟	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
富山	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
石川	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
福井	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
山梨	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
長野	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
岐阜	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
静岡	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
愛知	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
三重	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
滋賀	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
京都	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
大阪	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
兵庫	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
奈良	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
和歌山	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
鳥取	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
島根	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
岡山	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
広島	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
山口	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
徳島	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
香川	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
愛媛	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
高知	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
福岡	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
佐賀	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
長崎	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
熊本	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
大分	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
宮崎	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
鹿児島	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
沖縄	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	三、一〇二、〇〇〇	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇	三、〇一一、〇七八	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇
朝鮮人口一人当代金	一、〇三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇円	三、一〇二、〇〇〇円	一〇、三四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇円	三、〇一一、〇七八円	四、〇四五、〇七八円	一〇、三四、〇〇〇円

第七圖　賣　（上）

兵庫	大阪	京都	滋賀	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川
賣	次に	賣	次に	次に	次に	次に	次に	次に	次に	次に
賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣

佐賀	一、四八、〇〇〇、〇〇〇	本	三九、〇九九、〇〇〇	本	三、六九五	本	七五、七六六	貫	二、一二三、五一〇	円	一九二、〇〇〇	本	一、八三九	円	三、〇五五	本	九八	円	三七	円	二、一六四	円	二、一二五、六七五	円	三・〇九三	円
長崎	一、〇四三、〇四三、〇六〇		二四三、二六〇	円	二八二	円	一、七五三、九五五		四、〇六一、六一七		二、八九〇、五七〇		三三、九八一		一、一七二		八、七五〇		一、八〇〇		三六、八八五		四、〇九八、五〇二		三・五〇三	
熊本	一、八七三、四三一		八二三、四〇三		六、七九五		六九八		一、六八、三四		一、六九三、七五八		一、一七、四三〇		一、一七二、六六五		六四		五七三		四、八八六、六六三		四、八九八、九六五		三・七四一	
大分	二九九、九六六、四四〇		五四、四九二、三六〇		三、八〇〇		一、一二五、一四〇		一〇、三八九		八四五、一五〇		九、三九九		一、二五〇		一、二五〇		六		三、〇四二、四四二		三、〇五三、四五三		二・九四四	
宮崎	一、六六、三四二、〇〇〇		二四、四一二、一〇〇		一、〇四〇		九二		九六二、八三〇		二、三二六、八四〇		一四三、八五〇		一四七五						一、四七五		二、三六八、三一六		三・一八六	
鹿児島	二四六、八一七、一四〇		一、六八〇、九〇一		五九、〇一六、七五〇		二三七、八九三		二五六		一、七五〇、一六五		三、六五九、二一七								八、四〇一		三、六六七、六一八		二・四七二	
沖縄	四三、一四九、八〇〇		四、一四〇、九三〇												七三二、八〇〇		七、六三六									
樺太	一五三、〇六四、〇〇〇		二八三、〇八九		九六八、三九四、〇〇〇		六〇八、三四〇		一、七〇〇		六四、八五三		三四、八五二		二、三二五		七、三		二、三二五		二、〇八二		二、〇六一、六一七		二・〇八二	
合計	一八、四一五、三五三、二七〇		九、四三七、六四七、五五〇		五九、六〇六、一三三、〇五		一、八〇七、九二五		一〇七、五六〇		一五四、四四四		一九、一八八		六、三七七、八〇六		七五、三五五、三四四		二六一、七四七、二五〇		一九二、一七七、四三五		三、〇八八、二六七		七六六、三五〇		二四八、〇一三	
	二六、六二一、九三五		一、〇四三、〇六〇		一、〇四〇		一、〇四〇		一、〇四〇		一、〇四〇		一、〇四〇		一、一二五、一四〇		一、一二五、一四〇		二、三五、一七八		一、一七七、四四〇		一、一七七、四四〇		二、〇八二		七、三	

（備考）一、× 印は移入煙草にして外書なり。
二、＊ 印は單位量に滿たざるものとす。

第十三節　製造煙草の輸移出

第一款　製造煙草の輸出

製造煙草の輸出は明治元年に既に百五十餘圓あり、其の後數年間は中絶したるも、同五年には三千四百六十餘圓に上り、爾後消長なきにあらざれども曾て中斷することなかりき。初期の輸出は皆刻煙草なりしも、明治十三年始めて紙卷煙草百六十五圓の輸出を見、爾來紙卷煙草の輸出は遞增して二十六年には三萬圓に垂んとせり。此等紙卷及刻煙草の輸出は清・韓國居留邦人の需要に係るものにして、其の紙卷煙草の如き、品質は歐米品に若かざりしも價格甚だ低廉なりし爲め、本邦居留民及清・韓下層民の間に需要を喚びたるものなり。日清戰役後は更に輸出を增加し、二十八年には紙卷煙草のみにて十一萬五千七百六十圓に達せしが、此の時に方り村井商會の米國葉を原料とする紙卷煙草は大に隆盛に赴き、單に內地のみならず清・韓・印度・南洋方面に其の販路を開拓し、漸次輸出數量を增加したり。

是より先き亞米利加煙草會社はトラストを組織し、巨億の資本を擁し、廣大なる設備を以て漸次世界の煙草販賣權を獲得せんとし、初め東洋方面に於て村井商會と激烈なる競爭を開始したるが、遂に明治三十二年に至りて村井商會を合同し、同商會の組織を變更して株式會社と爲し、之に多額の資本を投下したり。茲に於て從來清・韓地方に於て行はれたる彼我の競爭は消滅し、其の最も需要多きビンヘット・ビーコック・ヒーロー等は皆村井の名に於て輸出せらるるに至れり。斯くして煙草の輸出は年年隆盛となり、明治三十六年には紙卷煙草二百四萬七千九百餘圓、刻其の他の煙草四萬三千五百餘圓の巨額に上り、本邦輸出品中の重要品目を爲すに至れり。而して其の額の大部分を占むるものは清韓兩國に對する輸出なりとす。

明治三十七年七月煙草專賣法實施せらるるや、政府は從來開拓せられたる販路を維持するは固よ

り、更に濠洲・滿洲・露領亞細亞地方に販路を擴張し、以て大に輸出の發展を圖らんとせしが、此の時に方り輸出の情勢は全く一變したり。蓋し從來清・韓地方に輸出せられし煙草の大部分は村井商會の取扱に係り、而も此の村井商會は前述の如く亞米利加煙草會社の資本系統に屬するものなるが故に、同地方の販賣は殆ど村井商會名義の獨占に委せられ、何等競爭の必要なかりしも、今や政府が製造販賣を開始するに及びては、必然的に此の兩者の製品間に競爭を惹起することとなれり。即ち亞米利加煙草會社は、嚮に同地方の嗜好に投じたるビーコック・ビンヘット・ヒーロー等の商標を村井商會より收め上海に製造場を設けて製造を行ふことと爲し、英國商人と合して英米煙草會社を組織し、資本を增加し規模を擴大して、我國輸出商人と大に競爭を開始するに至れり。之れ專賣實施に伴ふ當然の歸結にして、政府は固より拱手退讓すべきに非ざるを以て、新に方針を立てて輸出をして鞏固なる基礎の上に發展せしめんことを圖れり。然れども同會社の資本は甚だ巨大にして、其の地盤亦極めて强固なるものありしを以て、我輸出煙草にして同社の製品と競爭せんことは固より容易に非ず。即ち之が爲には輸出業者は充分なる資力及信用の外に、相當の經驗を有するものなることを要し、又輸出煙草の價格は最も低廉ならざる可からざるのみならず、內地定價の制を固守することなく、適宜之を增減するの餘地あるを必要とす。其の他輸出品の品質が需要地の嗜好に適合するを要するは勿論、其の商標及意匠等の點に至る迄其の好尙に投ずるの要あり。是を以て大藏省は專賣法の施行に先ち明治三十七年五月二十七日、輸出の根本方針に就き左の如く省議を決定したり。

『製造煙草の輸出は一方に於ては專賣の主要目的たる國庫收入の點より、又一方に於ては國家事業の一要部たる外國貿易の點より打算して、深く其利害得失を考究し、將來我政府の採るべき方針を決定せざる可らず。而して專賣事業に於ては國庫收入の增加と外國貿易の伸張とは、往々相容れざるの場合少しとせず。依て出來得る限り此二點の調和を計り、輸出煙草賣渡の方針を左の如く決定せんとす。

一　左の資格を具備する者に限り輸出煙草の賣渡を爲すこと。

イ　輸出事業に經驗を有すること

ロ　相當の資產を有すること

ハ　外國に於て相當の販賣機關を有すること

ニ　一ヶ月百五十萬本以上の注文をなすこと

二　輸出業者の希望に依り政府は特別の商標を付したる特別の製品を製造すること。

三　特別製品の注文者には相當の擔保を提供せしむること。

四　特別の商標を付したる特別製品は、同一輸出地に對しては、其製品の注文者以外に之が賣渡を爲さざること。

五　輸出地の範圍は政府に於て之を定むること。

六　輸出業者に於て不都合の行爲なき限は引續き賣渡をなすこと。

七　從來の製造煙草の輸出業者には優先の便宜を與ふること。但第一項の資格を有する者に限る。

八　內地向製品を輸出せんとする者は前項の限りにあらざること。』

即ち政府は製造煙草の輸出奬勵の爲めには、第三款に於て述ぶるが如く其の賣渡價格を特に低廉

と爲すと共に、輸出特許の地域を制限し、輸出業者の選定を嚴重にし、且つ其の申請に依り輸出用の特別煙草の製造に應ずる等の方針を決定せしものなるが、此の方針に基き政府は先づ最も主要輸出國たる清・韓兩國に對し、輸出を申請せる者に就き審査を遂げたり。然るに此等兩國は煙草の輸出に關して其の事情を異にするものあり、卽ち清國に在りては主として需要あるものは兩切煙草にして、口付煙草の需要は極めて少額に過ぎざるに反し、韓國に在りては本邦人多數在住せるが故に、其の需要は兩切・口付共に甚だ多し。隨つて本邦輸出煙草は清國に於ては英米煙草會社の全面的の競爭を受くるに反し、韓國に在りては其の競爭は兩切のみに止まりて口付には競爭者なく、夾ば其の競爭を免れ得るものなり。更に又清國に對する輸出品は其の形狀・意匠・裝飾等に特別の製法を必要とするに反し、韓國に於ては特に斯かる製法を必要とせず、大體に於て內地用製品を以て充用し得べきなり。是を以て政府は斯かる事情を考究の上、此の兩國に對する方針を決定し、卽ち兩國とも(一)兩切煙草の輸出業者は之を一人に限定し、以て本邦人相互の競爭を防止して專ら外國の强敵に當らしめ(二)口付煙草の輸出は之を一人に限定することなく、適當の希望者あるときは之に對して自由に賣渡を爲すこととしたり。但し韓國へ口付煙草を輸出する者に對しては、政府に於て必要と認めたるときは其の販賣區域を限定することあるべく、又韓國に對する輸出業者にして特殊の製品を注文する場合には、專賣局は內地專賣業務に妨害を來さざる範圍に於て便宜を與ふることと爲したり。斯くて右の方針に基き政府は同年六月、兩切煙草に就て清國輸出は三井物產合名會社に、韓國輸出は韓國煙草組合に之を特許し、口付煙草に就ては兩國とも希望者の申請ある每に其の資格を審査の上、漸次之を許可したり。清・韓兩國の特許に次ぎて、同月滿洲に對する兩切煙草輸出の特許を久米民之助に與へ、更に同年十月英領印度・蘭領印度・海峽殖民地は三井物產合名會社に對し、露領浦鹽斯德・薩哈嗹島・黑龍江附近は江副廉藏に對し、暹羅國は夏目はつに對し、夫々本邦製造煙草の各種類の輸出を特許したり。

右の如く輸出地の制限及輸出業者の選擇に意を用ふると同時に、政府は亦上述の如く輸出用特別煙草の製造賣渡の制度を設けたり。抑〻煙草專賣法は其の第二十五條に於て自由倉庫に關する規定を設け、政府の製造煙草にして輸出先の嗜好に適せざる場合は、輸出業者は自由倉庫內に於て適當品を自製するを得るものと爲せしが、此の制度は輸出業者の基礎未だ强固ならざるに於ては、却つて不利益となるべきを以て、政府は之が實施を避け、之に代へて右の如く輸出業者の申請に應じて政府に於て輸出用特別煙草を製造することと爲せしものなり。兩切煙草ドラゴン・フエニックス・ロングライフ（以上三井物產會社申請）、ハネービー・ビーバー・ウエルス（以上東亞煙草會社申請）、パンデマトロム（殿井伊助申請）等は、皆此の制度に依りて製造賣渡せられしものとす。

前述の如く最初政府は種類又は地域を限りて輸出を特許するの方針を採り、特に清・韓兩國に對しては、兩切煙草に就ては有力商人の一手販賣とし、口付煙草に就ては相當資格者に對して自由に賣渡を爲し來りしが、此等同一區域內に於ける多數の口付煙草輸出業者中には、往々にして或は名を輸出に藉りて安價に製品の賣渡を受け、之を他に讓渡して手數料を貪り、或は一旦輸出するも之を逆送して密輸入を試む等、種々の不正を働く者を生せしを以て、明治三十八年三月十六日大藏省は輸出許可に關する將來の方針として、左の如く省議を決定したり。

「一、兩切煙草の取扱は從前の通とすること。

二、口付煙草の輸出は既に許可せられたる者以外に之を許さざること。但從來多額の煙草を

輸出したる實蹟ありて、輸出先に相當販賣機關を有し、資力信用充分なりと認むる者に對しては特に許可することあるべし。

三、從來口付煙草の輸出を許され居る者に對しては嚴密に之を調査し、不適當と認めらるる者は將來輸出の爲にする賣渡を爲さざること。

四、刻煙草に付ては口付紙卷煙草の將來の方針に準じ之が取扱を爲すこと。』

然るに當時に於て煙草輸出の特許を受けて之に從事せる者既に二十三名の多きに達し、此等の中兩切煙草の輸出業者は何れも漸く其の基礎を固めんとする傾向なりしに反して、口付煙草の輸出業者は同一地域内に多數特許せられし結果、相互の間に漸く競爭の弊を生じて、次第に其の利益を減殺せられ、營業成績概して甚だ良好ならず、遂には輸出の發展を阻害するの虞あるに至れり。茲に於て政府は、將來同一地に對する輸出は總て同一人をして取扱はしむるの方針を採ることと爲し、先づ差當り從來の輸出業者を整理するの目的を以て此等の業者を合同せしめ、漸次其の整理を俟ちて各地とも兩切・口付・刻三者の合同を爲さしめ、遂に之を一手に集中せしめんことを圖れり。斯くて同年五月省議を以て韓國・清國・滿洲・英領及蘭領印度・海峽殖民地・暹羅の諸地方に對する方針を左の如く決定したり。

『　韓國

一　兩切は現在の如く合名會社韓國煙草組合に限り之が賣渡をなすこと。

二　口付及刻は從來韓國に輸出の爲め口付紙卷煙草の賣渡を爲したる者の中、設備連絡等不完全にして販路發展の見込なく、又資力信用共に過少なりと認むる者は之を除き、其他の者を糾合して會社を組織せしむること。但會社成立迄の間は、之が成立に妨無き範圍内に於て適宜其賣渡高に斟酌を加へ、從來賣渡をなしたる者の内前項に依り除外せられざる者に限り之が賣渡をなすこと。

清國（滿洲を除く）

一　兩切は現在の如く三井物産合名會社に限り之が賣渡をなすこと。

二　口付及刻は凡そ一省を目的として地域を定め、地域毎に輸出者一人を限り之が賣渡をなすこと。

滿洲

一　兩切は現在の如く代々木商會（久米民之助）に限り之が賣渡をなすこと。

二　大連出張員事務所に於て賣渡すべき口付及刻は、江副廉藏に限り之が賣渡をなすこと。大連陸揚の目的を以て内地に於て賣渡すもの亦同じ。但大連事務所の賣渡區域は、蓋平より秀巖・鳳凰城を經て九連城に至る線を劃し、尙鴨綠江筋を以て之が區域となすこと。

三　大連以外の諸港より陸揚をなすべき口付及刻は、從來滿洲に輸出の爲め口付を賣渡したる者の中、韓國會社に加入せざる者、又は從來の輸出業者中設備連絡等不完全にして販路發展の見込なく、又資力信用共に過少なりと認むる者を除き、其他の者を糾合して會社を組織せしめ、此會社に限り之が賣渡をなすこと。但會社成立迄の間は、之が成立に妨なき範圍内に於て適宜其賣渡高に斟酌を加へ、從來賣渡を爲したる者にして、前項に依り除外せられざる者に限り之が賣渡をなすこと。

英領及蘭領印度・海峽殖民地

一　兩切（米國葉を原料としたる）は現在の通り三井會社に限り之が賣渡を爲すこと。

二　兩切（日本葉を原料としたる）口付・刻は殿井伊助に限り之が賣渡をなすこと。

暹羅國

一　兩切・口付・刻共夏目はつに限り之が賣渡を爲すこと。』

斯くて右の方針に基き輸出業者の合同を勸奬したる結果、同年七月には韓國に於ける口付煙草輸出業者は合同して日本煙草輸出株式會社を組織し、又滿洲に於ては同月久米及江副兩名間に販賣に關して協定成立したり。而して露領浦鹽斯德・薩哈嗹島・黑龍江地方に對しては、從來江副一人に各種煙草の輸出を許可せしも、同年六月之との合同を條件として久米に輸出を許可せしを以て、此の兩名は翌三十九年五月に至り合同して合名會社煙草輸出特許商會を組織し、茲に滿洲及露領亞細亞地方は右商會の特許地となれり。然るに同年十月に至り韓國に於ける日本煙草輸出會社及韓國煙草合名會社は、更に右特許商會と合同して新に東亞煙草株式會社を組織するに及び、茲に韓國・滿洲・露領亞細亞・樺太地方の輸出は全く同會社の一手に歸したり。

以上述ぶるが如くにして、煙草專賣法實施以來、製造煙草の輸出に對する奬勵助成に意を用ひし結果、從來の輸出先中南清地方は英米會社製品の競爭に依り、後には輸出中止の已むなきに至りしと雖も、北清地方に對しては尙ほ從來の販路を維持することを得、殊に滿洲及韓國地方に對しては、三十七八年戰役に出征せる軍隊及軍屬の需要と相俟ちて、其の輸出額は一時大に增加したり。然るに戰爭終結後軍隊の引揚と共に滿洲に於ては英米煙草會社及露國煙草會社との競爭漸く激烈に趨き、加ふるに四十一年五六月以來清國に於ける銀價の下落と、四十二年九月以降北清一帶の地方に於ける日貨排斥熱の勃興とは、我が對清貿易上に尠からざる打擊を與へ、爲に四十年度以降の煙草輸出額は年年遞減の狀勢を示せり。其の後日貨排斥熱も久しからずして消滅し、銀價も四十三年五六月頃より漸次恢復の曙光を認められしを以て、滿洲に於ける前記外國會社製品の競爭にも拘らず、其の賣行漸次增加の傾向を呈するに至りしが、明治四十二年十一月以降東亞煙草株式會社は、滿洲及韓國に製造工場を設けて自ら煙草の製造販賣を開始するに至り、茲に此等兩地方に對する製造煙草の輸出は著しく其の額を減ずることとなれり。之に加ふるに樺太及韓國の相次いで我國の版圖に歸するに及び、此等地方への輸出は移出の取扱に轉じたるを以て、輸出額は更に減少したり。而して斯くの如き輸出貿易の頽勢は此等の主要輸出先に止まらずして其の他の地方にも及び、從來輸出數量の多からざる地方は漸次輸出を中止するに至り、明治四十年に於て二百二十九萬餘圓に達せし輸出額は、大正元年には僅に四十四萬餘圓に過ぎざるに至れり。斯くて輸出特許者も明治末年には東亞煙草及三井物產の二會社を存するのみとなり、前者は滿洲・露領薩哈嗹・黑龍江州及沿海州を、後者は支那（滿洲を除く）・英領香港・英領及蘭領印度・海峽殖民地を特許地域として、各種製造煙草の輸出に從事したり。尋いで歐洲大戰勃發するや、戰時及戰後に亙りて煙草の國內需要は著しく增進し、內地製造高は殆ど之に應ずる能はざるの景況を呈し、輸出の餘地は全然之れ無きに至りしを以て、輸出高は更に減少し、大正末年に於ては僅に六萬三千餘圓に止まり、復た昔日の面影を存せざるに至れり。而して此の間に於て輸出特許者たる三井物產株式會社は、大正三年八月業務の都合に依り輸出特許者たることを辭退せしを以て、遂に輸出特許者は東亞煙草會社一社となり、同時に其の特許地域も支那（滿洲を含む及英

領印度のみとなれり。但し其の特許地域は後西比利亞及薩哈嘧州を追加せられて大正末年に至れり。尚ほ以上の如き輸出貿易の衰退に伴ひ、前述の如き輸出用特製煙草も其の必要を見ざるに至りしを以て、大正九年度限り此の制度は廢止せられ、爾後は單に內國用製品にして海外に需要あるもののみ輸出せらるるものとす。

製造專賣實施後に於ける各年度輸出の實績に就きては、之を第十五節に於ける記述に讓り、左に明治初年以降大正末年に至る輸出高の消長を表示するに止めんとす。

（一）製造煙草輸出高表（煙草專賣法施行以前）

年次	紙卷煙草 數量	紙卷煙草 價格	諸煙草 數量	諸煙草 價格	價格合計
明治元	一斤	一圓	六〇〇斤	一五一・五二	一五一・五二
二	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—
五	—	—	二、三三七	三、四六七・四〇	三、四六七・四〇
六	—	—	二八、九九四	六、九〇七・四五	六、九〇七・四五
七	—	—	三九三	二三七・五〇	二三七・五〇
八	—	—	三四六	二四五・八八	二四五・八八
九	—	—	一五六	三三・〇〇	三三・〇〇
一〇	—	—	四五六	二八五・二二	二八五・二二
一一	—	—	二、〇四六	四四七・四〇	四四七・四〇
一二	一	一	六〇〇	一五一・五二	一五一・五二
一三	—	—	—	—	—
一四	—	—	—	—	—
一五	—	—	—	—	—
一六	—	—	二、三三七	三、四六七・四〇	三、四六七・四〇
一七	—	—	二八、九九四	六、九〇七・四五	六、九〇七・四五
一八	—	—	三九三	二三七・五〇	二三七・五〇
一九	—	—	三四六	二四五・八八	二四五・八八
二〇	—	—	一五六	三三・〇〇	三三・〇〇
二一	—	—	四五六	二八五・二二	二八五・二二
二二	—	—	二、〇四六	四四七・四〇	四四七・四〇
二三	—	—	二、三三七	三、四六七・四〇	三、四六七・四〇
二四	—	—	二八、九九四	六、九〇七・四五	六、九〇七・四五
二五	—	—	一七、二四九・九〇	一七、二四九・九〇	一七、二四九・九〇
二六	—	—	二九、八五三・九五	二九、八五三・九五	二九、八五三・九五
二七	—	—	五六、八七六・七七	五六、八七六・七七	五六、八七六・七七
二八	—	—	一一五、七六〇・四七	一一五、七六〇・四七	一一五、七六〇・四七
二九	九	九	八一、六三七・〇五	八一、六三七・〇五	八一、六三七・〇五
三〇	一六六、五五七	一六六、五五七	二三一、六一〇・九七	二三一、六一〇・九七	二三一、六一〇・九七
三一	七七、九二七	七七、九二七	一三三、四四一・一七	一三三、四四一・一七	一三三、四四一・一七
三二	一二六、七八〇	一二六、七八〇	二四九、九四八・三五	二四九、九四八・三五	二四九、九四八・三五
三三	二八一、六二二	二八一、六二二	七一五、五四四・四四	七一五、五四四・四四	七一五、五四四・四四
三四	六〇〇、三一四	六〇〇、三一四	一、六八三、三一九・六二	一、六八三、三一九・六二	一、六八三、三一九・六二
三五	一二、九一六	一二、九一六	一二、九一六	一二、九一六	一二、九一六
三六	一〇五、五五四	一〇五、五五四	一〇三、五九四	一〇三、五九四	一〇三、五九四
三七	三〇、三四五	三〇、三四五	三七七、六七六	三七七、六七六	三七七、六七六
三八	三一、五五四	三一、五五四	三四四、四一八	三四四、四一八	三四四、四一八
三九	四七、三四八	四七、三四八	四三八、五八	四三八、五八	四三八、五八
四〇	二五、二六〇・五〇	二五、二六〇・五〇	二五、一三二	二五、一三二	二五、一三二
四一	二〇、〇一九・一二	二〇、〇一九・一二	一五、九五五・七六	一五、九五五・七六	一五、九五五・七六
四二	一四、九六七・四七	一四、九六七・四七	二四、八六七・九四	二四、八六七・九四	二四、八六七・九四
四三	三一四、九六六・九三	三一四、九六六・九三	二五、三一七・五九	二五、三一七・五九	二五、三一七・五九
四四	七四〇、八〇四・九四	七四〇、八〇四・九四	三一、七二三〇・〇七	三一、七二三〇・〇七	三一、七二三〇・〇七
四五	二五、一六七・五七	二五、一六七・五七	一六三、一三〇・〇七	一六三、一三〇・〇七	一六三、一三〇・〇七
四六	二六八、八五七・九三	二六八、八五七・九三	二〇二、七四・九四	二〇二、七四・九四	二〇二、七四・九四
四七	二五、二六〇・五〇	二五、二六〇・五〇	二五三、一一七・五九	二五三、一一七・五九	二五三、一一七・五九
四八	二〇、〇一九・一二	二〇、〇一九・一二	一四九、三九六・九三	一四九、三九六・九三	一四九、三九六・九三
四九	一五、九五五・七六	一五、九五五・七六	三一四、九六七・四七	三一四、九六七・四七	三一四、九六七・四七
五〇	二〇、八五七・六二	二〇、八五七・六二	七四〇、八〇四・九四	七四〇、八〇四・九四	七四〇、八〇四・九四
五一	二六、八五七・七〇	二六、八五七・七〇	一六三、一三〇・〇七	一六三、一三〇・〇七	一六三、一三〇・〇七
五二	三一、五五四	三一、五五四	一〇二、七四・九四	一〇二、七四・九四	一〇二、七四・九四
五三	三〇、三四五	三〇、三四五	二五三、一一七・五九	二五三、一一七・五九	二五三、一一七・五九
五四	三四、四一八	三四、四一八	一四九、三九六・九三	一四九、三九六・九三	一四九、三九六・九三
五五	四七、三四八	四七、三四八	三一四、九六七・四七	三一四、九六七・四七	三一四、九六七・四七
五六	二五、二六〇・五〇	二五、二六〇・五〇	七四〇、八〇四・九四	七四〇、八〇四・九四	七四〇、八〇四・九四
五七	二六八、八五七・九三	二六八、八五七・九三	一六三、一三〇・〇七	一六三、一三〇・〇七	一六三、一三〇・〇七

第一表　輸出入品

年度	輸出入品	輸出	輸入
明治三七	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
明治三八	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第二表　輸出入品

年度	輸出入品	輸出	輸入
明治三七	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
明治三八	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第三表　輸出入品

年度	輸出入品	輸出	輸入
明治三七	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	露国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	北米合衆国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	露国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	他諸国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第四表　輸出入品

年度	輸出入品	輸出	輸入
明治三七	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	露国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	他諸国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
明治三八	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	露国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	他諸国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第五表　輸出入品

年度	輸出入品	輸出	輸入
明治三七	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	露国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	他諸国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
明治三八	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	露国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	他諸国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第六表　輸出入品

年度	輸出入品	輸出	輸入
明治三七	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	露国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	他諸国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
明治三八	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	露国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	他諸国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第七表　輸出入品

年度	輸出入品	輸出	輸入
明治三八	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	露国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	他諸国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

(二)　製造煙草輸出高表（煙草専売法施行以後）

年度(天)	輸出先	口付数量	口付価格	切戻数量	切戻価格	乗戻数量	乗戻価格	輸出数量	輸出価格	輸出価格合計
		千本	円	千本	円	千本	円	千本	円	円
明治三七	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
明治三八	清国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領海峡植民地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	英国	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第八表　輸出入品

年度	輸出入品	輸出	輸入
明治三五	清国	六四〇、六一六	七一七、〇〇〇
明治三六	清国	二〇、四七九、九三〇	二、一八、五九四
明治三七	清国	五八、〇六七	四二、八九四
明治三八	清国	四三五、三〇八	三三、三六四
大正三	清国	二〇、九一五、三〇四	二二、二八、五八五

第七節　貿易

貿（上）

| 明治四一 | | |

		瓜哇	計	支那	南洋	印度	西比利亞	瓜哇	計	支那	南洋	計	支那	西比利亞	計	支那	カムチヤツカ	關東州	計	支那	サガレン州	關東州	計
	千本	三三、一六〇	一、一四〇	一〇、六六〇					二、八〇〇	一〇〇	一〇、三六〇	一〇、四八〇		五、四三〇	五、四三〇								
	円	八七、二八	六、八六七	三三、三九〇					四〇、二三七	五〇四	三四、八九七	三五、四〇一	千本 一九、八一二	二九、二九四	二九、二九四								
	千本 一〇〇	三三、一四六	五二、四〇〇			五〇〇			五二、九〇〇	一七、八五〇	二三〇	一八、〇八〇	円 九一、四五七 千本										
	円 三〇六	七三六、八六〇	二四〇、七五三			一、七五〇			二四二、五〇三	五一、六九六	七八一	五三、四七七	円										
	千本																						
	円																						
	貫	二、四五三	二六、六六一	四、五〇六	一八	一〇九			四、五二四	六八、八三七	三七、一二七	四一九	二、三五六	三、九一〇	二、七四〇	三九、六二四	四四、〇一二	四四、〇八	三、一九六	一、〇九〇	八一〇	一、二四〇	三、一四〇
	円	三〇六	八四〇、七三九	三二六、三四七	三三、四九九	一、七五〇			三五一、五九六	八九、三三七	三六、〇九七	一二五、四二四	一四二、九三三	五〇、四六六	三九、六二四	三五、七〇三	七三、三〇六	四四、〇八	三九、一九八	一六、六九一	五、四七三	一七、〇三五	三九、一九八
	千本																						
	円																						
	貫	二、四五三	二六、六六一	四、五〇六	一八	一〇九			四、五二四	六八、八三七	三七、一二七	四一九	二、三五六	三、九一〇	二、七四〇	三九、六二四	四四、〇一二	四四、〇八	三、一九六	一、〇九〇	八一〇	一、二四〇	三、一四〇
	円	三〇六	八四〇、七三九	三二六、三四七	三三、四九九	一、七五〇			三五一、五九六	八九、三三七	三六、〇九七	一二五、四二四	一四二、九三三	五〇、四六六	三九、六二四	三五、七〇三	七三、三〇六	四四、〇八	三九、一九八	一六、六九一	五、四七三	一七、〇三五	三九、一九八

		支那	サガレン州	關東州	計
昭和元年	千本	—	—	—	—
	円	—	—	—	—
	千本	六、六〇〇	—	四、四〇〇	一一、〇〇〇
	円	一〇、四三四	—	六、九五六	一七、三九〇
	千本	—	—	—	—
	円	—	—	—	—
	貫	九七〇	一、一七〇	一、三二〇	三、四三〇
	円	一六、六二七	七、九〇五	三三、〇二六	四六、五六八
	千本	—	—	—	—
	円	—	—	—	—
	貫	一〇、四三四	—	六、九五六	一七、三九〇
	円	二七、〇六一	七、九〇五	二八、九八三	六三、九四八

（備考）一、明治四十一年迄は暦年調にして輸出高、四十二年度以降は年度調にして輸出用賣渡高を掲ぐ。
二、大正十一年度は資料遺失の爲め輸出先不明。

第二款　製造煙草の移出

製造煙草の移出は本邦領土中煙草專賣法未施行地に煙草を販賣するものにして、其の方法等は總べて輸出に準ずるものとす。專賣法實施當時に於ては移出先は臺灣のみなりしが、後樺太及朝鮮相次いで我國の版圖に入るに及びて移出地となり、尋いで千島列島之に加はり、大正時代の末に至りて更に南洋群島も移出地となれり。以下此等地方に對する移出の沿革を略說せんとす。

臺灣に對しては我國の領有以前に於て既に製造煙草輸出の事實あり、領有後も引續き村井商會・岩谷商會等其の製造品を移出し、其の額は明治三十六年に於て八十三萬四千二百餘圓に達したり。三十七年七月煙草專賣法施行せらるるや、政府は翌八月より始めて臺灣地方に對する移出賣渡を開始せしが、其の方法は輸出の場合と同じく、民間の當業者中身元確實にして信用經驗ある者を選定し、其の請求に依り特別價格を以て隨時賣渡を爲すこととしたり。然るに翌三十八年度より臺灣總督府に於て煙草專賣を實施するに及び、爾後同地需要の製造煙草は總て同總督府專賣局の請求に依り、直接之に賣渡すこととなれり。即ち總督府專賣局は內地專賣局より各種製造煙草を其の生產費を以

て賣渡を受け、之を島內に於て內地同樣の定價を以て消費者に販賣せしむるものにして、其の差額を總督府の收益と爲すものなり。隨て同年度以後數年間は、從前に比し移出金額に於て多少の減少を來せしも、其の後移出數量の增加と共に其の金額も大體に於て逐年增加し、以て大正末年に至れり。尙ほ臺灣に移出する煙草は總て內地用製品にして特殊の製品を製造せしことなしと雖も、唯大正四年度に於て總督府より施政二十年記念に際し、來賓接待用として兩切煙草の特別製造方の請求ありしに由り、之に應じてジヤスミンを特製移出したることあり。

朝鮮は我國領有以前に於ては東亞煙草株式會社に對して輸出の特許を與へしが、併合の結果明治四十三年九月以降同地方に對する賣渡は移出の取扱となり、引續き從來の輸出特許者たる東亞煙草會社に對し移出賣渡を行ひたり。然るに大正十年七月以降同總督府に於ても煙草專賣を開始せしを以て、爾後同地需要の內國製品は臺灣に對すると同樣の方法を以て、直接同總督府專賣局に對して賣渡さるることとなれり。

次に樺太は我國領有以前に在りては江副廉藏及久米民之助兩名に特許を與へて、製造煙草の輸出を行はしめしが、明治三十八年九月我國の領土に歸するに及びて之を移出の取扱と爲し、引續き從來の輸出特許者をして移出に當らしめたり。同三十九年五月右兩名の移出特許者は、合同して煙草輸出特許商會と改め、尋いで同年十月更に韓國に對する輸出特許者と合同して東亞煙草株式會社を組織せしを以て、同地方は專ら右會社の移出特許地となりしが、其の後同地方に於ける軍政の撤廢せらるるに及びて、明治四十二年六月同地方を煙草專賣法施行地に編入し、爾後內地と同一の制度を布かるることとなれり。

以上の外煙草專賣法の規定に基き、明治三十七年勅令第百三十三號を以て定められたる專賣法不施行地に、千島列島鹿兒島縣及沖繩縣下の諸島嶼等あり。此等の地方には當初未だ煙草の移出行はれざりしも、此の中千島列島は明治四十四年四月始めて園田實德に對し各種煙草の移出を特許し、爾後引續き年々多少の移出を見たりしが、大正十年四月以降移出特許者を栖原角兵衞に變更せり。又鹿兒島縣下諸島嶼中沖永良部島及與論島に對しても、大正十五年度より移出の事實を生じたり。尙ほ南洋群島に對しては、既に大正四年度以降輸出の事實を存せしが、對獨平和條約の結果大正十年四月同群島は我國の委任統治に歸せしを以て、翌十一年四月軍政の撤廢せらるると共に、同群島への輸出を移出の取扱に改めたり。

今煙草專賣法施行以後に於ける累年移出高を示せば左表の如し。

年度	移出先	口付紙卷煙草		兩切紙卷煙草		葉卷煙草		刻煙草		價格合計
		數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
		千本	円	千本	円	千本	円	貫	円	円
明治三七	臺灣	二三、九二〇	五九、六七四	五九、五五〇	一七二、六五〇	—	—	—	—	二三二、三二四
三八	臺灣	九二、二八〇	一〇五、〇六四	二一四、七二〇	三四七、八三七	—	—	二一、七〇六	七三、〇〇三	五三三、九四四
三八	樺太	九、四四〇	一五、三九	六、七五〇	一一、六八	—	—	—	—	二七、三二七
計		一〇一、六八〇	一二〇、六〇三	二二一、四七〇	三五九、八三五	—	—	二一、七〇六	七三、〇〇三	五五三、二三二
三九	臺灣	二〇、五四〇	二三八、二八〇	五六、五〇〇	九七、〇九〇	—	—	二七、六二〇	八九、九七九	四二五、三四九
三九	樺太	九、九八〇	二二、〇七二	—	—	—	—	二、三八〇	二、五四四	三三、六一七
計		三〇、五二〇	二六〇、三五二	五六、五〇〇	九七、〇九〇	—	—	三〇、〇〇〇	一〇一、五三三	四五八、九六六
四〇	臺灣	三一七、四三六	一四一、四五七	三四一、七六五	一三、五四〇	—	—	一三、五四〇	四八、五四九	四五〇、〇〇六
四〇	樺太	一四一、二〇八	三四、七六五			—	—	五、一九六	二六、〇九五	六〇、八六〇

第七圖

年	明治四一			大正元			四四			四三			四二		
種類	株數	大藏	株數	大藏	株數	大藏	株數	大藏	株數	大藏	株數	大藏	株數	大藏	株數
總計	三千	鮮滿	朝鮮	鮮滿	朝鮮	鮮滿	朝鮮	鮮滿	朝鮮	鮮滿	朝鮮	鮮滿	朝鮮	鮮滿	朝鮮
合計	三千	一千	二千	一千	二千	一千	二千	一千	二千	一千	二千	一千	二千	一千	二千
米	六〇〇	一〇〇	五〇〇	一〇〇	五〇〇	一〇〇	五〇〇	一〇〇	五〇〇	一〇〇	五〇〇	一〇〇	五〇〇	一〇〇	五〇〇
豆	四〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇
大豆	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
小豆	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
粟	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
稗	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
玉蜀黍	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
陸稻

第七圖

輸移出用製造煙草の賣渡價格	大正九			一〇			一一			一二			一三			一四		
	東京千朝鮮計	臺灣	計	東京千朝鮮計	臺灣	計	東京千朝鮮計	臺灣	計	東京千朝鮮計	臺灣	計	東京千朝鮮計	臺灣	計	東京千朝鮮計	臺灣	計
賣渡價格	六五〇〇〇	—	六五〇〇〇	六〇〇	—	六〇〇	六四〇〇〇	—	六四〇〇〇	六〇〇〇	—	六〇〇〇	六〇〇〇	—	六〇〇〇	六〇〇〇	—	六〇〇〇
賣渡數量	一〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	—	一〇〇〇〇〇〇

より輸出業者に交付したる戻歩合を控除したる額を基本と爲し、更に煙草の生産費を考慮の上、專賣利益を侵害せざる範圍内に於て之を定むることとしたり。茲に輸出交付金と稱するは、政府が曩に葉煙草專賣時代に於て民間製品の輸出奬勵の爲め、輸出業者に交付したる奬勵金にして、明治三十二年三月法律第七十四號及同年七月勅令第三百四十一號の規定に基き、葉煙草專賣法施行地に於て製造せられたる煙草を外國に輸出したる者に對し、其の價格の百分の二十に相當する金額を交付せしものを謂ふ。斯くて右の標準に從ひ、明治三十七年七月各地方に對する各種輸出煙草の賣渡價格を決定せしが、此の中兩切紙卷煙草に在りては、既述の如く外國煙草會社の競爭激烈を極め、之と對抗上更に販賣價格を低下せしむるの必要上、右の決定標準に準據することを得ざるものありしを以て、之に對しては殆ど生産費を以て賣渡を爲すこととし、翌八月此の方針を以て兩切煙草の賣渡價格を改定したり。翌三十八年四月より刻煙草の製造を開始するに及び、之が輸出賣渡價格も亦口付紙卷煙草同樣の標準を以て定めたり。爾後右の價格決定標準に就ては何等著しき變更なしと雖も、之に基きて決定せらるる各種煙草の賣渡價格に至りては、固より內地に於ける煙草定價の變更・輸出地の狀況の變化等の原因に依り、屢〻改訂を加へられて大正末年に至れり。今之が改正の一々を記述するは頗る繁雜に亙るを以て之を省略し、款末に於て大正末年現在の賣渡價格一覽表を揭ぐるに止むべし。

次に移出煙草の賣渡價格に就て見るに、先づ臺灣に對しては煙草專賣法實施と共に政府製造煙草の移出を行ふこととなりしが、政府は之が移出賣渡價格は、移出業者をして內地元賣捌人と同一率の利益を享受せしむることを標準として定むることと爲し、卽ち內地元賣捌人に對する賣渡價格より內地同島間の運賃を差引きたる額を以て賣渡價格と定めたり。又樺太に對しては三十九年四月移出開始せらるるや、政府は同地方開拓の狀況に鑑み、消費者をして內地と同樣の定價を以て購買するを得しむると共に、移出業者に對しては內地元賣捌人と同一率の利益を保たしめんことを目的とし、賣渡價格を決定するの方針を採り、卽ち內地定價より運賃・保險料・移出者・仲次人・小賣人の收得すべき利益を控除したるものを標準として賣渡價格を定めたり。但し同地方は四十二年六月以降專賣法施行せられ、內地と同樣專賣局の直接販賣となれり。翌明治四十三年九月以降朝鮮に對する輸出は移出の取扱となりしが、其の賣渡價格は從來と同樣に決定せられ、尋いで千島地方及南洋群島に對して煙草の移出行はるるに當りても、其の賣渡價格は口付煙草及刻煙草輸出の標準に據りて決定せられたり。然るに此等移出地の中臺灣は明治三十八年度、朝鮮は大正十年七月より、何れも總督府に於て煙草專賣を實施するに至りしを以て、爾後移出業者に對する賣渡は廢止せられ、專ら總督府に對して賣渡を爲すこととなりしが、之に對しては製造實費を以て賣渡すことと爲し、卽ち生産費に事務費を加算したる額を以て賣渡價格と定めたり。

今大正末年現在に於ける輸移出煙草の賣渡價格決定の標準、竝に各種輸移出煙草の賣渡價格を示せば左の如し。

第一　賣渡價格決定標準

（一）口付紙卷煙草及刻煙草

（イ）一般

輸移出先に於ける小賣價格を內地の小賣定價に略〻均一ならしむる趣旨を以て、輸移出先小賣價格若くは內地定價より、輸移出業者及卸小賣人の利益・同上營業費・關稅・運賃・保險料・輸移

出先に於ける消費稅を控除したるものを賣渡價格とす。

（ロ）朝鮮總督府及臺灣總督府

生產費に事務費を加算せるものを以て賣渡價格とす。

（二）兩切紙卷煙草

（イ）一般

外國製品との競爭の爲め賣行困難なるを以て、製造實費を以て賣渡すことと爲し、卽ち生產費に事務費を加算したるものを以て賣渡價格とす。

（ロ）朝鮮總督府及臺灣總督府

口付煙草及刻煙草に同じ。

（ハ）千島地方

口付煙草及刻煙草の一般の場合に同じ。

第二　輸移出煙草賣渡價格表（昭和元年度末現在）

種類	品名	量目	輸移出								
			支那	關東州	カムチヤツカ サガレン州	南洋	朝鮮	臺灣	千島	內地賣渡價格
口付煙草	不二島	二萬本	円	円	円	円	円	円	円	円
	敷島	同上	—	—	—	八八・九三	六七・五二	六七・三二	—	二一八・七九〇
	付朝日	同上	—	—	九八・八三	六九・八一	—	四九・八三	一二三・六一	一五六・九六二
	煙	同上	—	—	—	—	—	三七・〇二	一〇一・二五	一三〇・六七五
	カメリヤ	同上	—	—	—	四四・五三	—	二七・五二	—	八七・四〇〇

種類	品名	量目	輸移出								
			支那	關東州	カムチヤツカ サガレン州	南洋	朝鮮	臺灣	千島	內地賣渡價格
刻煙草	アルマ	五千本	—	—	—	五五・六八	—	—	—	一六〇・〇四五
	サロン	三千本	—	—	—	二九・八三	—	—	—	七二・九六六
	スター	二萬本	—	—	—	九六・九〇	—	—	—	二六五・四二
	エアーシップ（五十本鑑入）	八千本	—	—	—	五九・一〇	—	—	—	八四・一〇七
	同（十本入）	二萬本	—	—	—	八七・〇〇	—	—	—	二一〇・一八
	チェリー	同上	—	—	—	八二・三〇	—	—	—	一七五・二六六
	ゴールデンバット	一萬五千本	—	—	四三・六三	五九・七〇	—	—	七〇・九一	九一・七八八
	朝鮮蜂	同上	—	—	—	—	—	—	六〇・一九	七八・四〇〇
	ほまれ	二萬本	二八・一〇	二八・一〇	—	—	—	二八・〇〇	—	六一・六七七
葉卷煙草	ペルフェクトス	二十五本	—	—	—	三・七二	—	—	—	五・七〇〇
刻煙草	水府（四十匁入）	四貫匁	一三八・一三	一三四・一六	四〇・五四	七五・五八	八二・〇九	八二・一九	八七・三六	二一八・七二九
	福壽草（四十匁入）	六貫匁	—	—	—	二九・八三	六九・四四	九三・八四	—	二四五・八八三
	白梅（四十匁入）	同上	九八・三六	一〇〇・一三	—	七六・五一	—	六六・二四	—	一七四・九五三
	さつき（四十匁入）	同上	—	—	—	五七・四〇	六九・四四	四〇・六四	八七・三六	一一八・〇一四
	同（五匁入）	同上	—	—	—	—	—	五二・六四	—	一一八・〇一四
	あやめ（四十匁入）	同上	—	—	—	—	—	三九・七四	六五・九九	九〇・三二四
	はぎ（五匁入）	同上	—	—	四〇・五四	—	—	—	四四・六三	五九・七五五

（備考）一、品目は昭和元年度現行販賣のもののみを揭記す。

二、內地賣渡價格は昭和元年度販賣實績の平均價格なり。

第十四節　煙草の回送

葉煙草及製造煙草の回送は、煙草の製造及販賣に伴ふ必然の重要事務なり。蓋し葉煙草の耕作は殆ど全國に亙りて行はれ、產地に依り夫々其の品質・價格其の他を異にするものなるが、此等の葉煙草を原料として煙草の製造を行ふに當りては、製品の價格又は需要者の嗜好等に應じて、或は各地產葉煙草を交互に使用し、或は又適宜數種のものを混合使用するの必要あるを以て、單に製造地附近の產葉のみに原料を局限するを得ざるは言を俟たざる所なり。更に又一地方に於て葉煙草の收納多量に上り、之が貯藏設備に不足を告ぐるが如き場合に於ても、之を他地方に回送して保管するの必要あり。是を以て既に葉煙草專賣時代に於て、政府は民間製造業者の需要に應じ、或は政府の貯藏上又は販賣上の必要に基き、其の收納したる葉煙草を常に各專賣所相互の間に轉換回送し、以て需給の均衡を保たんことを圖りしが、尋いで煙草製造專賣制度の實施せらるるに及びては、製造原料たる葉煙草は配合の必要上、全國各收納所及製造所間に交互に分配授受せられざるべからざるのみならず、政府製造に係る各種製造煙草は、販賣の爲め之を各製造所及販賣所相互の間に移送せざるべからざることとなり、玆に回送の事務は葉煙草及製造煙草の兩者に亙りて、甚だ廣汎且つ複雜となれり。

煙草の回送は政府自身之を行ふことなく、適當なる運搬業者を選定して之と契約を締結し、之をして其の事務に當らしむるものにして、其の契約は毎年度之を更改することとせり。而して其の回送委託の方針は、葉煙草專賣時代と製造專賣時代とに於て之を異にす。卽ち先づ葉煙草專賣時代に在りては、各專賣所（明治三十二年四月以後專賣支局と改稱）をして、其の所在地に居住し身元確實にして成るべ

く經驗ある者を選擇して、直接之と運送契約を結ばしむることと爲し、而して專賣所管內に於ける回送は專賣所長をして專行せしめ、管外の回送は專賣局長に申請して其の命令に依らしむることとせり。明治三十七年七月製造專賣制度實施せられ、紙卷煙草の製造開始せらるるや、之が原料たる葉煙草を收納所より製造所に回送するの必要を生せしが、當時尙ほ製造事業は草創に係り、且つ其の量目も多からざりしを以て、姑く從來の方法に依り收納所をして之に當らしむることと爲し、唯製造煙草の回送に就ては、製造所の數は未だ數箇所に過ぎざりしを以て、各製造所をして直接契約せしむることとなく、總て專賣本局に於て同一業者に委託することとしたり。然るに翌三十八年四月以降刻煙草の製造をも開始せらるるに及び、民間の煙草製造業は全く禁止せらるることとなり、玆に葉煙草の回送は賣渡の目的を以てせらるるものなく、總べて原料分配の爲のみとなれり。而も其の回送の經路は全國各收納所・製造所・分工場相互の間に亙りて極めて複雜多岐にして、回送數量も亦巨額に上ることとなりしを以て、到底從來の如き回送方針に依ることを得ざるに至れり。玆に於て政府は回送の方針を一變して、回送線路の遠近に依り契約方法を區別することと爲し、卽ち遠距離に涉る回送に就ては、專賣本局に於て全國的に完備したる運輸網を有する運送業者を選定の上之と運送契約を結び近距離又は地方的の線路に屬するものに就ては、收納所長をして其の地方所在の運送業者と直接契約を結ばしむることと爲したり。又製造煙草を販賣するものなるが、此の場合の回送に就ても葉煙草と同一の方針を採り、其の全國的なるものは專賣本局に於て契約を結び、地方的なるものは各製造所をして直接契約せしむることとせり。爾後專賣機關の變遷に伴ひ回送契約締結官署の名稱には屢〻變更ありしと雖も、回送の方針に關しては何等の變更

なきものとす。

煙草回送に關する方針は上述の如くなるも、之が事務取扱の手續に關しては固より別に其の準則なかるべからず。卽ち大藏省は明治三十年十月葉煙草專賣法の實施に先ち、主稅局長通牒を以て始めて葉煙草回送手續を定むる所ありしが、尋いで同三十三年六月從來の經驗に基き之が全文を改正し、更めて專賣局長達を以て葉煙草回送規程を制定したり。三十七年七月製造專賣制度實施せらるるや、葉煙草の回送に就ては引續き從來の規程を襲用することゝ爲し、製造煙草の回送に關しては同年六月製造煙草賣渡及回送取扱順序を定め、賣渡手續と回送手續とを併せ規定したり。然るに翌三十八年四月各種煙草の製造を總て政府の獨占と爲すに及びて、葉煙草の回送に關する從來の規定は到底之を襲用すべからざりしを以て、同年三月に至り其の全文を改正したり。又製造煙草賣渡及回送取扱順序も、同年四月其の全文の改正ありしが、同年十二月に至り之に代へて新に製造煙草回送受拂竝損害處理手續の制定を見るに至れり。

右の如く煙草回送に關する手續規定は、當初は葉煙草及製造煙草に就きて夫々別個に設けられしも、均しく回送に關する規定を區々に分離せしむるは、事務處理上にも不便尠からざるを以て、之を綜合統一して、明治三十九年七月新に煙草回送規程を制定したり。右規程も亦爾後の經驗に徵して屢〻改正追加せられしが、大正三年八月に至り更に其の全文の改正あり、九月一日より實施せられたり。本規程も爾後十數回に亙りて其の一部を改正せられ、以て大正末年に至れるものなるが、今此等の改正を經たる昭和元年度末現行規定を掲ぐれば左の如し。

煙草回送規程（大正三年八月十日專賣局長官達甲第三〇四〇號）

第一章　總　則

第一條　本規程ニ於テ回送ト稱スルハ物品會計官吏ノ保管ニ屬スル第三類及第八類物品ノ運送ヲ謂フ

第二條　本規程ニ於テ支署ト稱スルハ工場、出張所、派出所及取扱所ヲ謂フ

第二章　運送契約

第三條　運送請負契約ハ本局ニ於テ締結通知スヘシ但シ左ノ場合ハ當該地方專賣局ニ於テ一會計年度ヲ限リ締結スヘシ

一　各地方專賣局管轄區域內ノ回送但シ德島地方專賣局ニ在リテハ三島町倉庫ト管轄區域內相互ノ回送

二　第十二條第一項ノ命令ニ據ラサル回送

第四條　運送請負人ハ二年以上運送ノ業ヲ營ミ直接國稅年額十圓以上ヲ納メ且請負契約ヲ履行スルニ適當ナリト認ムヘキ者ナルコトヲ要ス但シ保管轉換ヲ目的トセサル一時限ノ回送ハ此ノ限ニ在ラス

第五條　運送請負契約ヲ締結セムトスルトキハ第一號書式ニ依リ運賃見込額ヲ調査スヘシ

前項ノ調査ヲ了リタルトキハ運送請負人タルニ適スル當業者ヲ調査スヘシ

第六條　前條ノ調査ヲ了リタルトキハ契約期間ヲ定メ第三號書式ノ契約書案ヲ開示シ請負希望者ヨリ第一號書式ノ見積書ヲ徵シ調査ノ上第二號書式ノ運賃見積額比較表ヲ調製シ請負人ヲ決定スヘシ

保證人タルヘキ者ハ見積書ノ提出ト共ニ申出シメ調査スヘシ但シ請負人ノ資産信用確實ナルトキハ本局ノ承認ヲ得テ保證人ヲ立シメサルコトヲ得

第七條　運送請負人決定シタルトキハ第三號書式ノ運送請負書ヲ徵スヘシ

第八條　契約締結ヲ了リタルトキハ請負書添附ノ見積書謄本ニ契約月日、期間及保證人ノ住所氏名ヲ附記シ五日以內ニ本局ニ提出スヘシ

第九條　前四條ノ規定ハ運送請負契約變更ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ運送區間ノ增加ニ在リテハ第四號書式ノ承諾書ヲ以テ請負書ニ代用スルコトヲ得

第十條　發送元ハ回送上必要アルトキハ運送請負人ニ對シ左記事項ヲ指定スルコトヲ得

一　契約外ノ經路ニ由ル運送

二　鐵道運送ノ場合ニ於テ契約運賃ノ算出ニ適用シタル以上ノ高額賃率ニ依ル運送

三　到達豫定期日ノ變更

四　到達豫定最短期間以內ノ急送

運送請負人ヨリ前項第一號又ハ第二號ノ承認ヲ請ヒタルトキハ遲滯ナク其ノ認否ヲ決定告知スヘシ

前二項ノ指定又ハ承認カ回送案內書發送後ナルトキハ同時ニ回送先ニ通知スルコトヲ要ス

第十條ノ二　前條ノ規定ハ運送中ノ回送煙草ニ對シ回送先ニ於テ發送元ノ措置ヲ俟ツ能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條　左ノ事項ハ遲滯ナク本局ニ申報スヘシ

一　前二條ニ依リ指定若ハ承認ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ運送區間カ本局契約ニ屬スルトキ

二　前號ノ外本局ニ於テ締結シタル契約運賃ノ變更ヲ要スル事由アルトキ

三　物價勞銀ノ高低、勞働組合ノ決議其ノ他將來回送煙草ノ運賃ニ影響スヘキ事情アルトキ

第一號及第二號ノ申報ニハ回送煙草ノ引渡月日、品名、數量、增減スヘキ運賃額及其ノ算定根據ヲ附記シ且第十六號書式ノ調査書ヲ添附スルコトヲ要ス

第三章　回　送

第十二條　製造原料ニ供スル葉煙草、販賣ニ供スル製造煙草及輸出若ハ移出ニ供スル煙草ノ回送ハ本局ニ於テ命令スヘシ

保管及賣渡ノ爲ニスル管內ノ輸送ハ之ヲ專行スルコトヲ得

第十三條　製造作業ヲ爲ササル地方專賣局ニ於テ雜件受入ニ係ル葉煙草ハ命令ヲ俟タス內國種ハ最寄支局ニ外國種ハ芝若ハ京都工場ニ回送スヘシ

收納完了後在庫葉煙草ノ產出年次、種類、乾燥區分、葉分別一等級一貫匁未滿ノモノヲ生シタルトキ亦同シ

兩切紙卷煙草ノ製造作業ヲ爲ササル支局ニ於テ外國種葉煙草ニ付前項ノ事實アリタルトキ亦同シ

第十四條　製造煙草回送先所管ノ地方專賣局ハ發送元ニ對シ其ノ管內ニ於ケル回送先ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク本局ヘ申報スルヲ要ス

第十五條　葉煙草ノ回送命令ヲ受ケタル地方專賣局ハ十日以內ニ第五號書式ノ計畫表ヲ調製スヘシ

前項ノ期間ハ到達期ヲ回送先トノ協定ニ委シタルモノニ在リテハ其ノ終了ノ日ヨリ起算ス

第一項ノ計畫表ハ確定前運送請負人及鐵道、海運等ノ關係者ニ內示シ其ノ意見ヲ參酌シ一般貨物輸送トノ調節ヲ圖ルヘシ

支署ヲシテ拂出ヲ取扱ハシムヘキモノニ在リテハ計畫表ノ謄本又ハ抄本ヲ回付シテ其ノ實行ヲ命スヘシ

第十六條　葉煙草ノ回送命令カ別表ニ揭クル內國產ニシテ十等以上（大正九年以前產ハ十六等以上）ナルトキハ指定收納區域別在庫數量ニ按分シテ拂出ヲ爲スヘシ但シ別表指定ノ區域外ニ於テ保管スルモノト雖其ノ在庫高ハ併算スルヲ要ス

前項按分ニ際シ或ル收納區域ノ割合カ寡少ナルトキハ二十分ノ一ニ達スル迄增加セシメ他ノ區域ノ割合ヲ減スルコトヲ得

第一項指定ノ區域外ト雖作柄ノ狀況ニ鑑ミ回送先別ニ對スル品質ヲ均一ナラシムヘシ

第十七條　一回送命令ノ葉煙草ヲ數回ニ分割拂出ヲ爲ス場合ニ在リテハ每回ノ數量及等級別ノ割合ハ可及的均一ナラシムルヲ要ス

但シ一箇等ノ命令數量少額ナルモノハ初回ニ於テ取纏メ拂出ヲ爲スヲ妨ケス

第十八條　回送葉煙草ハ其ノ發送元ニ於テ第六號書式ノ葉分別按分計畫表ヲ調製シ之ニ基キテ回送拂出ヲ爲スヘシ但シ收納期ニ於ケル當年產葉ノ回送ニシテ其ノ在庫數量ハ命令高ヲ拂出シ得ルモ葉分別ニ於テ一方ニ偏スル場合ハ回送先ト協定ノ上回送時期ヲ延長シ可及的相當葉分ノ拂出ヲ爲シ得ルコトニ計畫スルヲ要ス

前項ノ計畫ニ該リ或ル等級別量目ニ不足アルトキハ近接上下各一箇等ヲ以テ補充シ價格ニ於テ過不足ナカラシムヘシ其ノ補充等級ノ在庫高寡少ニシテ全部ヲ補充シ難キトキハ在庫數量ヲ限度トシテ一部ノ補充ヲ爲スヘシ但シ分割拂出ノ場合ニ於テ前回ノ不足數量ニシテ爾後ノ收納其ノ他ノ受入ニ依リ補充シ得ヘキ見込アルモノハ其ノ數量ヲ加算分配スルヲ要ス

第十八條ノ二　製造煙草ノ回送命令ヲ受ケタル地方專賣局若ハ支署ハ三日以內ニ第七號書式ノ計畫表ヲ調製スヘシ但シ命令數量ノ全部ヲ五日以內ニ拂出シ得ヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條　回送計畫ヲ了リタルトキハ遲滯ナク計畫表ノ謄本ヲ本局ニ其ノ謄本又ハ抄本ヲ回送先、運送請負人及關係鐵道驛等ニ送付スヘシ

第二十條　前四條ノ規定ハ回送計畫變更ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ變更計畫表及回送先ヘノ通知ニハ其ノ事由ヲ附記スルヲ要ス

第二十一條　回送葉煙草ニハ第八號雛形ノ荷札ヲ附著シ且回送案內書ノ異ル每ニ荷造ノ外部ニ適宜ノ徽號ヲ附スヘシ

荷札ハ平野札又ハ類似ノモノトシ毀損落失ノ虞ナキモノヲ用ヰ徽號ハ包裝札又ハ荷札ト別

離スルヲ要ス

第二十二條　回送製造煙草ハ其ノ木箱ノ外部ニ第九號雛形ニ依リ回送先及發送元ヲ表示スヘシ但シ發送元ノ表示ハ發送先ニ於テ賣渡別ニ抹消スルコトヲ要ス

繩掛其ノ他ノ荷造ヲ必要トスルトキハ本局ノ承認ヲ受クヘシ

第二十三條　回送煙草ノ拂出ヲ爲サムトスルトキハ運送請負人ニ對スル引渡期日及到達豫定期日ヲ定メ回送費豫算執行決議簿ニ證印ヲ徵スヘシ

命令ニ據ル製造煙草ノ回送ハ特ニ明示アルトキノ外翌月ニ渉リ拂出ヲ爲スコトヲ得ス

第二十四條　回送煙草ノ引渡ハ運送請負人ヲシテ現品ヲ調査セシメ回送費豫算執行決議簿ニ領收印ヲ徵スヘシ

前項ノ手續ヲ了リタルトキハ第十號書式ノ回送案內ヲ回送先ニ送付スヘシ

前條ノ期日ヲ過キ引渡ヲ爲シタルトキハ指定期日、引渡遲延ノ事由及其ノ正否ヲ回送案內書ニ附記スルコトヲ要ス但シ指定期日ヲ變更シ其ノ期日ニ於テ引渡シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條　第三十三條ノ通知アリタルトキハ葉煙草ニ在リテハ遲滯ナク相當品ノ補充回送ヲ爲シ其ノ旨本局ニ申報スヘシ

前項ノ回送案內書ニハ其ノ事由ヲ明示スルヲ要ス

第二十六條　回送葉煙草一案內書ノ數量ハ五百貫匁以上三千貫匁以下トスヘシ但シ回送命令高又ハ第十六條第一項ニ依ル按分量目若ハ在庫高カ五百貫匁ニ滿タサル場合及分割拂出ノ爲殘餘ノ回送數量カ二千貫匁ニ滿タサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條　回送拂出高カ命令高ニ達セサル場合回送不能トシテ左ノ區分ニ依リ處理スヘシ

一　葉煙草ニ在リテハ其ノ時々產出年次、種類、乾燥區分、等級別數量及不能事由ヲ回送先ヘ速報シ且本局ニ申報スルコト

二　製造煙草ニ在リテハ回送不能ヲ豫想シ得ルニ至リタル都度品名、包裹別數量及不能事由ヲ回送先並本局ヘ速報スルコト

第二十八條　回送煙草到著シ運送請負人ヨリ其ノ受入ノ申出アルトキハ日出ヨリ日沒迄ノ間ニ在リテハ休暇日ナルト否トニ拘ラス遲滯ナク現品ヲ調査シ受入ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ手續ヲ了シタルトキハ第十一號書式ノ領收書ヲ發送元ニ送付スヘシ

運送請負人ノ請求アルトキハ領收書ヲ交付スヘシ

第二十九條　物品出納命令ハ拂出ニ在リテハ回送案內書ノ原本ニ受入ニ在リテハ其ノ正本ニ記載代用スヘシ領收書發送ニ關スル必要事項ニシテ當該回送案內書ニ記載ナキモノハ附記シ置クヘシ

第三十條　本章ノ規定ノ全部又ハ一部ハ保管轉換ヲ目的トセサル回送ニ第二十一條ノ規定ハ管內ノ回送ニ適用セサルコトヲ得

第十六條乃至第十八條ノ規定ハ製造原料ニ供セサル葉煙草ノ回送ニ適用セス

第二十一條、第二十二條第一項ノ規定ハ所在地、準所在地ノ回送ハ適用セス但シ適宜回送品タル表示ヲ附スルコトヲ得

第三十一條　回送受拂ノ事蹟ハ第十二號書式ニ依リ受入ニ在リテハ其ノ月分ヲ翌月五日迄ニ拂出ニ在リテハ其ノ年度分ヲ翌年度四月五日迄ニ本局ニ報告スヘシ

第四章　損害處分

第三十二條　運送中亡失其ノ他ノ被害ニ罹リタルモノ又ハ到達豫定期日ヲ經過シテ受入タルモノアルトキハ第十三號樣式ニ依リ調査書ヲ調製シ運送請負人ノ證印ヲ徵スヘシ但シ製造煙草ノ被害ニシテ同一品ヲ以テ即時賠償ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條　亡失其ノ他ノ事由ニ依リテ受入ヲ爲ササルモノ又ハ受入ヲ爲スモ其ノ地方專賣局ノ原料トシテ使用シ能ハサルモノアルトキハ回送案內書ノ區分ニ依リ其ノ品名、數量及價格ヲ遲滯ナク發送元ニ通知スヘシ但シ第二十八條第二項ノ領收書ニ附記スルモ妨ナシ

第三十四條　被害調査書ノ調製ヲ了リタルトキハ損傷ニ係ル煙草ハ左ノ區分ニ依リ處理スヘシ

一　製造原料ニ供シ難キモノハ燒却スルコト

二　被害製造煙草ニシテ他ノ製造原料ニ供シ又ハ品位ヲ降下シ若ハ降下セスシテ更裝スヘキモノ及ボール箱ノ取換ヲ要スルモノハ當該品類ヲ製造スル最寄ノ地方專賣局又ハ支署ニ回送スルコト

三　包裝、裝置用品ノ取換又ハ修補ヲ要スルモノハ其ノ取換又ハ修補ヲ爲スコト

第二號ノ作業カ輕易ナルトキハ材料品ノ送付ヲ受ケ更裝又ハ取換ヲ爲スコトヲ得

第三十五條　亡失其ノ他被害ニ罹リタル損害金額ノ算定ハ別ニ定ムル所ニ據ルヘシ

第三十六條　延著日數ハ運送中運送人其ノ他運送ニ從事シタル者ニ於テ過失アルト否トニ拘ラス到達豫定期日ノ翌日ヨリ起算シ回送先ニ於ケル受入迄ノ日數ニ依ルヘシ但シ徵收スヘキ懈怠金額ハ正當ノ事由ニ屬スル日數ヲ控除シテ算定スルヲ要ス

第三十七條　運送請負人ヨリ契約ニ係ル被害若ハ延著ニ關スル責任證明期間ノ伸長ヲ請フトキハ其ノ適否ヲ調査シ承認スヘキモノハ期間ヲ指定スヘシ但シ受入又ハ受入ヲ爲スヘカリシ日ヨリ起算シテ百五十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十八條　被害又ハ延著ニ關スル責任ノ證明ヲ爲シ若ハ證明ヲ爲ササル旨申出又ハ證明期間ヲ經過シタルトキハ遲滯ナク賠償又ハ懈怠金ノ徵否ヲ決定スヘシ但シ調査書一通ノ損害金額五百圓ヲ超ユルモノハ一件書類ノ謄本ニ處分意見ヲ附シ本局ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

賠償又ハ懈怠金ヲ徵收スヘキモノト決定シタルトキハ納入告知書ニ第十四號書式ノ計畫書ヲ添附シテ運送請負人ニ交付スヘシ其ノ徵收セサル者ハ告知ニ止ムヘシ

第三十九條　支署ニ於テ被害又ハ延著ノ調査ヲ爲シ前條ノ決定ヲ爲シ得ルニ至リタルトキハ左ノ區分ニ依リ處理スヘシ

一　被害ニシテ調査書一通ノ損害金額百圓ニ滿タサルモノ及延著ニ在リテハ當該工場長及出張所長ニ於テ前條ノ決定ヲ攝行スルコト其ノ出張所所屬ノ支署ニ於テ調査シタルモノ亦同シ

二　前號以外ノモノハ意見ヲ附シ地方專賣局ニ回付スルコト

前條第二項ノ交付又ハ告知ハ調査支署ヲ經由スルヲ要ス

第四十條　回送先ヨリ前ニ亡失其ノ他ノ被害ニ罹リタルコトヲ知リタルトキハ發送元ハ之カ調査ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ遲滯ナク回送先ニ通知スルコトヲ要ス

第三十二條、第三十四條乃至第三十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十一條　左ノ事項ハ回送案內書ノ餘白ニ記載シ置クヘシ

一　運送請負人ヨリ回送煙草受入方ヲ申出ツルモ卽日受入ヲ爲サザリシトキハ其ノ月日及事由

二　亡失其ノ他被害アリタルトキハ其ノ數量

三　延著シタルモノアリタルトキハ其ノ數量及日數

四　被害又ハ延著調査書ヲ調製セザリシトキハ其ノ事由

第四十二條　被害及延著處分ノ事蹟ハ第十五號書式ニ依リ其ノ年度分ヲ翌年度四月五日限本局ニ報告スヘシ

第五章　監　督

第四十三條　常時回送煙草ノ受拂ヲ爲ス地方專賣局又ハ支署ハ運送請負人ニ對シ通信上ノ監督ヲ行ヒ又ハ營業場其ノ他運送經路ニ就キ煙草運送ノ實況ヲ視察シ且之ニ應スル指示ヲ爲スコトヲ得

監督從事員ハ左ノ事項ニ著眼スヘシ

一　濕氣ヲ防ク設備ナキ場所ニ堆積シ若ハ堆積中日射、雨露等ヲ受ケ又ハ他ノ惡臭若ハ濕氣ヲ帶フル物ト混積スルコトナキヤ

二　盜難等ニ因ル亡失ヲ豫防監督スル方法ヲ講シアルヤ

三　取扱上ノ注意周到ナラス爲ニ包裝ヲ毀損セシメ又ハ毀損シタルモノノ修補ヲ怠ルコトナキヤ

四　運送具ノ設備充分ナラス又ハ設備アルモ毀損等ノ爲運送ヲ遲延シ若ハ途中被害ニ罹リ或ハ日射、雨露等ヲ受クルコトナキヤ

五　鐵道貨車ノ不完全ナルモノ又ハ無蓋貨車ニ積載シ若ハ船舶ノ甲板ニ曝露セシメ又ハ潮水浸入ノ虞アル場所ニ積載スルコトナキヤ

六　仲次其ノ他ノ積卸地等ニハ一時貯藏ニ適スル倉庫等ノ設備アリヤ

七　一回ニ引渡シタルモノヲ故ナク分送シ又ハ運賃其ノ他競爭等ノ關係ヨリ他ノ貨物ヲ先送シ或ハ後發ノモノト併送スル爲積送ヲ遲延スルコトナキヤ

八　運送請負人カ運送ニ從事スル者ニ仕拂フヘキ運賃、手數料等適實ナラス又ハ是等ノ仕拂遲延ノ爲取扱ヲ亂雜ニシ若ハ運送ヲ遲延スルコトナキヤ

九　運送請負契約ノ運賃、運送經路及到達豫定最短期間ハ適實ナリヤ

前項第九號ノ運賃ハ回送煙草ト同一ノ經路ヲ運送スル主要ナル一般貨物ノ運賃ヲ調査シ之ニ依リ其ノ適否ヲ勘案スヘシ

第四十四條　前條ニ依リ實地監督ヲ爲シタルトキハ當該從事員ノ復命書ノ謄本ヲ遲滯ナク本局ニ提出スヘシ但シ前條第二項第一號乃至第八號ノ事項ハ曾テ提出シタルモノト其ノ狀況

今毎年度の葉煙草及製造煙草の同送高を表示すれば左の如し。

（一）葉煙草同送高表

年度			内管	外管	計
明治四三	同送		？円	？円	？円
四四			？	？	？
四五			？	？	？
四六			？	？	？
四七			？	？	？
四八			？	？	？
四九			？	？	？
五〇			？	？	？
五一			？	？	？
五二			？	？	？
五三			？	？	？
五四			？	？	？
五五			？	？	？
五六			？	？	？
五七			？	？	？
五八			？	？	？
五九			？	？	？
六〇			？	？	？
六一			？	？	？
六二			？	？	？
六三			？	？	？
六四			？	？	？
六五			？	？	？
六六			？	？	？
六七			？	？	？
六八			？	？	？
六

明治	四三	四四	四五	大正	元	二	三	四
四二	四三	四四	五	元	二	三	四	五
計	計	計	計	計	計	計	計	計
内	外	内	外	内	外	内	外	内
一、六三六	一、六三六	一、六三六	一、六三六	一、六三六	一、六三六	一、六三六	一、六三六	一、六三六

	管外	計	管內	管外	計	管內	管外	計	管內	管外	計
大正一二	二、一五〇、一六二、〇三二本	二、三五五、二六〇本	二、七一七、〇六〇貫	七三三、一六四円	一、五三八円	三〇三、八八五円	一、〇二七、三六八円				
	一四、二一〇、〇四九、五一三（三、九〇〇、九七〇）	四、〇九七、七一八	三、五四八、六七七	七九一、八七〇	一、六七三	三六七、三六六	一、一六〇、九一〇				
一三	二、七二三、三九六、九七〇（二、四四〇、四三三）	二、〇四三、四三三	二、六五〇、四五九	六三〇、六〇九	一、五三九	三六〇、八四三	一、二六〇、九二〇				
	二三、二三三、九四八、四九六（二、四四〇、〇五）	一、六四一、二三五	三、五〇八、八六六	七〇六、六二六	一、二三三	二六〇、八四三	九二三、六七四				
管內	一四、九六六、三四五、四六六	三、六八四、六六八	三、八四二、九四四	九〇、一七七	二、七六二	三三九、八二五	一、〇四九、二四四				
管外	三、四五五、八六九、九一五	二、八二六、三二五	九四一、八四一	三二五	三二五	六四四、〇八四	一四四、四七七				
一四	一〇、七二四、五八七、九八一	二、〇四五、五五五	二、四〇一、一〇五	五二一、九三〇	一、四七七	二四八、九四一	七六三、三四九				
計	一四、一八〇、四七七、八九六	四、八七二、〇六〇	三、三四二、九四四	六〇三、一〇八	一、七〇二	三三、〇二六	九一六、八〇七				
管內	三、七四四、〇二二、二五五	一、八〇九、四四〇	一、〇六六、二七九	八七、八三五	三三六	六八、四五二	一五六、五二四				
管外	一〇、六九三、七五一、八六七	一、三三五、一〇八	二、五八六、三五五	五一七、五七五	一、〇三五	二四八、一七三	七六六、七八四				
計	一四、三九七、七四四、一二二	三、一四二、五三八	三、四四三、六三四	六〇五、四二一	一、二六二	三、六六、六六六	九三三、二九九				

（備　考）一、本表中欠と記せるは半製品の回送とす。

二、明治四十年度には別に板煙草八枚の回送あり。

第十五節　煙草專賣實蹟概要

第一款　明治三十一年度

（一）煙草耕作

葉煙草專賣法は明治三十一年一月一日より實施せられたりと雖も、明治三十年度に於ては其の施行僅に三箇月に止まり、且つ本法施行以前よりの持越に係る葉煙草の處分を爲したるに過ぎず。卽ち全く本法適用の下に葉煙草を耕作せしは本年度を以て最初とす。而して本年に於ける全國葉煙草耕作町村數五千七百八十箇町村、總段別二萬六千二百七十六町餘歩、耕作人員三十四萬七千二百餘人にして、其の收穫量目は八百二十七萬八千百餘貫、一段歩平均收穫量目三十二貫なり。今之を前年の實蹟に比較すれば（前年は本法實施前なるを以て精密なる調査を爲すこと能はざるも、試に各種の資料に徵し其の段別・收穫量目及一段歩平均量目を比較す）、耕作段別百八十九町餘歩、收穫量目百三十五萬千七百餘貫、一段歩平均量目四貫匁餘を減少せり。之れ本年は法律施行の初年に係るを以て、耕作者中未だ新法を了解せずして作付を休止したる者ありて、作付段別の減少を來し、又耕作期に於ける氣候の適順を缺き、水害・旱害及風害を蒙りたる爲め收穫量目を減じたるに由るものなり。

（二）葉煙草收納

本年度に於ける葉煙草の收納高は八百十七萬七百餘貫、此の賠償金額は五百九十六萬七千六百餘圓にして、一貫匁當賠償價格は七十二錢九厘なりとす。

（三）葉煙草賣渡

本年度に於ける葉煙草の賣渡高は七百十三萬四千三百餘貫、此の賣渡代金は千二百十五萬九千五百餘圓にして、一貫匁當賣渡價格は一圓四十三錢八厘に當れり。

第二款　明治三十二年度

（一）煙草耕作

本年に於て葉煙草の耕作を爲したる町村は六千五百九十七箇町村にして、全國總町村數の四割九

分餘に當れり。又耕作屆出段別は四萬二千八百町歩なりしも、檢査の結果四萬二千二百餘町歩となり、此の耕作人員は五十六萬八千八百餘人なりき。實際の作付段別が斯く減少したるは、主として當初の屆出段別が正確を缺きしと、屆出後苗床期中成育不良にして、豫定の段別に移植し得ざりし等に因るものなり。又之を前年度に比すれば、耕作町村數は八百十七箇町村（六分二厘）、耕作段別は一萬五千九百餘町歩（三割七分餘）、耕作人員は二十二萬千六百餘人（三割九分餘）を增加せり。其の原因は前年度は專賣法施行の初年なりし爲め、耕作者は新法の下に於ける各自の得失を顧慮して其の耕作を休止したる者多かりしも、實施後の狀況に徵するに、秤量及賠償金の正確にして作柄の良否に依るの外收益の變動を見ざるの利益あるに鑑み、從前の產地非產地の別なく、又地味の如何を問はず、經驗の有無を論せず、競うて作付を增加し、又は新規耕作を爲せしもの多かりしに由るものなり。

（三）葉煙草收納

葉煙草の收納高は千三百四十九萬三千三百餘貫匁、此の賠償金額八百三萬九千二百餘圓にして、平均一貫匁賠償價格は五十九錢五厘餘に當れり。今之を前年度に比較すれば、量目に於て五百三十一萬七千百餘貫匁、賠償金に於て二百七萬千五百餘圓を增加したるが、一貫匁當賠償價格は却て十三錢三厘を減少したり。量目の增加は耕作段別增加の結果に外ならずして、平均賠償價格の低下は氣候適順ならざりし爲め品質の劣惡を來したること其の主因なるも、前述の如く產地非產地を問はず無經驗の耕作者激增したる結果、自然劣等の葉煙草を多く產出したること亦其の一因たり。

（三）葉煙草賣渡

本年度に於ける葉煙草の賣渡高は千二百三萬千三百餘貫匁、此の代金千四百九十八萬四千二百餘圓にして、平均一貫匁價格は一圓二十四錢五厘に當れり。之を前年度に比すれば量目に於て四百八十九萬六千九百餘貫匁、代金に於て四百七十二萬四千八百餘圓を增加し、平均一貫匁價格に於ては十九錢三厘を減少したり。斯くの如く賣渡高の增加したるは、前年度の葉煙草の生產高少かりし爲め本年度に於て大に之を補給したるに因るものにして、又價格の低下したるは、前記の如く收納葉煙草の品質の劣りしに因るものなり。尙ほ本年法律改正に依り、葉煙草の買受人は煙草製造業者又は葉煙草賣買業の免許を受けたるものに限ることとなりたる結果、前年度の賣渡人員一萬四千二百餘人なりしもの、本年度に於ては約五千四百人を減じて八千八百餘人となるに至れり。

第三款　明治三十三年度

（一）煙草耕作

本年の耕作町村は五千百六十七箇町村にして、全國總町村數の三割七分餘に當れり。又耕作屆出段別は三萬八千四百餘町歩なりしも、移植の期を失したる等の事情に由り、實際の作付を爲したるは三萬七千四百餘町歩となりたり。之に對する耕作人員は四十一萬八千九百九十餘人にして、今之を前年度に比すれば、耕作町村數は千四百三十箇町村（二割一分七厘）、耕作段別は四千七百餘町歩（一割一分三厘）、人員は十四萬九千九百人（二割六分三厘）を夫々減少したり。斯く減少したる理由は、專賣法施行後殊に前年度に於て、產地非產地又は地質の適否を問はずして、經驗なき者も濫に耕作を爲したる結果何れも劣等の葉煙草を產出し、從て收支の償はざるを經驗して、本年度に於ては忽ち耕作を休止する者續出したるに由るものなり。

本年に於ける作柄は概して平年作若くは平年作より劣れる方にして、平年作以上の増收ありたるは僅に鹿兒島指宿府中三原及山田の五支局に止まれり。本州東半部は六月中旬移植の頃より旱天續きにて植付の時期を失し、九月上旬暴風雨の害を受け、又東北部は移植後れたる爲め從て收穫も遲延し、霜害を蒙り、多少の減收を示すに至れり。本州西半部は移植の頃晴雨適順にして好都合なりしが、四國地方は八月暴風雨の爲め少からざる損害を蒙りたり。

（二）葉煙草收納

本年度葉煙草の收納高は千三百三十萬九千餘貫匁、此の賠償金額七百七十二萬六百餘圓にして、平均一貫匁賠償價格は五十八錢に當れり。之を前年度に比較するに量目に於て十八萬三千三百餘貫匁、賠償金に於て三十一萬八千六百餘圓、平均一貫匁當賠償金に於て一錢六厘を減少したり。斯くの如き減少を呈したる所以は、耕作段別の減少したると、收納葉煙草の品質の依然劣惡なりしに由るものなり。尙ほ葉煙草の賠償金は前年迄は各支局別に等級を定めたるも、本年適用すべき賠償金は葉煙草の種類に依り其の等級の範圍を定むることとし、而して其の等級は之を一等乃至十八等に分ちたり（明治三十三年三月大藏省告示第十三號）。

（三）葉煙草輸入

外國葉煙草の輸入は前年（三十二年）八月より政府の獨占する所となりしが、前年度に於ては實施前見越輸入を爲したる者多かりし爲め、政府の輸入高は僅に千八百貫弱に止まりたり。而して本年度に於ては總額二十七萬二千八百餘貫の輸入あり、此の購買價格五十萬九百餘圓に達したるも、尙ほ從前の輸入額に及ばざりし所以は、民間の貯藏依然豐富にして、政府に對して賣渡の要求をなす者未だ多からざりしに由るものなり。

（四）葉煙草賣渡

本年度に於ける葉煙草の賣渡高は內國產千五十五萬六百餘貫匁、外國產二十七萬二千七百餘貫匁合計千八十二萬三千四百餘貫匁、此の賣渡代金千四百五十萬六千七百餘圓にして、平均一貫匁の賣渡價格は內國產一圓二十六錢六厘、外國產四圓二十二錢六厘に當れり。之を前年度に比すれば量目に於て內國產は百四十七萬八千八百餘貫匁を減少し、外國產は二十七萬九百餘貫匁を增加せり。前年度に比し賣渡量目減少の步合は一割餘なるにも拘はらず、其の代金の減少步合が僅に三分强の少額に過ぎざるは、本年度に於て賣渡價格を引上げたるに依るものなり。

第四款　明治三十四年度

（一）煙草耕作

葉煙草の耕作は從來屆出制度を採用し、別に制限を施すことなかりしが、數年來の經驗に徵するに漸く生產過剩の弊を現出するに至りしを以て、本年度より之を許可制度に改め、且つ耕作區域を設定し及耕作段別を制限することとしたり。而して本年の耕作許可町村は千七百六十五箇町村、許可段別は二萬三千八百餘町步、此の內實際の作付を爲したるは二萬二千九百餘町步にして、此の耕作人員は二十四萬二千三百餘人なりき。今之を前年に比するに、町村數は三千四百二（六割六分）、耕作段別は一萬四千五百餘町步（三割八分八厘）、耕作人員は十七萬六千六百餘人（四割二分一厘）を激減したるが、右は全く上述の耕作制限に基因せるものなり。

本年の作柄は九州南部方面に於て六・七月多濕の被害ありて、數量品質共に稍〻平年作を下るあり、又山間の小產地に於ては降霜早かりし爲め少からざる被害ありたるも、全國的に之を見れば先づ平年の作柄なりと云ふを得べし。

（二）葉煙草收納

本年度の收納高は八百六十二萬六千四百餘貫匁、此の賠償金額五百七十九萬二千二百餘圓にして一貫匁平均賠償價格は六十七錢一厘に當れり。之を前年度に比するに量目は四百六十八萬三千五百餘貫匁、賠償金は百九十二萬八千三百餘圓を激減したるが、之れ段別制限の當然の結果にして、又一貫匁當賠償價格に於て九錢一厘を增進したるは、濫作の弊を除去せしと共に、法改正の結果數量査定の施行ありて、耕作上手數を要すること多くなり、自然品質の良好を致したるものなり。

（三）葉煙草輸入

本年度外國葉煙草の輸入總額は五十六萬六千四百餘貫匁、此の購買價格百四萬八千七百餘圓にして、一貫匁平均購買價格は一圓八十五錢二厘に當れり。而して右の內僅に二百餘貫匁を見本として馬尼剌及土耳古より輸入したる外は總て米國產葉なりとす。今之を前年度に比するに量目は二十九萬三千五百餘貫匁、價格は五十四萬七千七百餘圓を增加したるも、尙ほ輸入のさして增加を見ざる所以は、法改正に際し一般營業者間に多額の見越輸入ありしに由るものなり。

（四）葉煙草賣渡

本年度葉煙草の賣渡量目は內國產千百二十四萬二千餘貫匁、外國產五十六萬六千三百餘貫匁、合計千百八十萬八千四百餘貫匁にして、此の總賣渡代金は千九百八十一萬一千二百餘圓なりしを以て、平均一貫匁賣渡價格は內國產に在りては一圓五十二錢九厘、外國產に在りては四圓六十二錢一厘となれり。今之を前年度に比すれば量目に於て內國產は六十九萬千三百餘貫匁、外國產は二十九萬三千六百餘貫匁、合計九十八萬四千九百餘貫匁を增加し、代金に於て五百三十萬四千五百餘圓を增加したり。斯くの如く賣行の增加したるは前年來製造業者の持越葉煙草が漸く缺乏を告げたると、年度末に於て見越買入を爲せるもの尠からざりしに由るものなり。

第五款　明治三十五年度

（一）煙草耕作

本年の耕作町村は千二百四十四、此の許可段別は二萬四千八百餘町歩なりしが、實際の作付段別は二萬三千九百餘町歩となり、此の耕作人員は二十一萬二千百餘人なりき。之を前年度に比すれば耕作町村は五百餘箇町村、耕作人員は三萬百餘人を減じたるも、耕作段別は却て千餘町歩を增加せり。之れ畢竟前年來の方針に依り星散孤立せる小產地（本年度に於ては岐阜地方）が整理淘汰せられたるのみならず、主要產地が奬勵擴張せられたるに基因するものなり。

本年の全國作柄を通觀するに、苗床期以來氣候概して不順なりしが爲め、作柄は平年作を下れり。卽ち收量に於ては九州南部・四國及近畿等早作の地に於て僅に平年作を得たるに過ぎずして、平均一割以上の減收を示し、又品質に於ては曇雨連續の結果所謂薄出來の傾向ありて、其の收量を減せし割合には劣損なかりしも、九州南部・近畿・四國地方を除き、他は多少平年作に劣る所ありたり。

（二）葉煙草收納

本年の收納總量目は八百四十三萬餘貫匁、此の賠償金六百十二萬三千三百餘圓にして、平均一貫匁當賠償價格は七十二錢六厘に當れり。今之を前年度に比すれば、量目に於て十九萬六千四百餘貫匁を減少したるに反し、賠償金に於て三十三萬千餘圓、平均一貫匁賠償價格に於て五錢五厘を增加したり。量目の減少は作柄の不良なりしに依るものにして、平均賠償價格の上進したるは前年に比し品質の稍勝りたるに由るものなり。

(三) 葉煙草輸入

本年度に於ける葉煙草の輸入額は三十八萬四千八百餘貫匁、此の購買價格六十九萬八千五百餘圓にして、主として紙卷煙草製造原料として米國より輸入したるものなり。之を前年度に比するに量目に於て十八萬千五百餘貫匁、價額に於て三十五萬百餘圓を減少したるが、右は畢竟民間の持越葉煙草尙ほ豐富にして、政府に對し賣渡を要求する者少かりしに因るものなり。

(四) 葉煙草賣渡

本年度に於ける葉煙草の賣渡總量目千三十六萬五千五百餘貫匁、此の賣渡代金二千百五十萬五百餘圓にして、平均一貫匁賣渡價格二圓七錢四厘となれり。之を前年度に比すれば量目に於て百四十四萬二千八百餘貫匁を減じたるも、代金に於て百六十八萬九千三百餘圓、平均一貫匁賣渡價格に於て三十九錢六厘を增加したり。本年度は葉煙草收穫期に際し各地に暴風雨の被害ありて、爲に一般營業者は之が供給の不足を慮り見越買入を爲す者多く、商況非常に活潑を呈したるが、收納・輸入量目及前年度繰越高に於て前年度より三百萬七千九百餘貫匁の減少を示したる爲め、結局賣渡高は前記の如き減額を示したり。之に反し賣渡代金の增加したる所以は、主として專賣收入率を引上げたるに由るものなれども、本年度收納葉煙草が前年度に比し稍佳良なりしこと亦其の一因たり。

第六款　明治三十六年度

(一) 煙草耕作

本年の耕作許可段別は三萬六百餘町歩なりしも、實際植付を爲したるものは之より約五百町歩を減じたり。又耕作町村數は千二百二十九箇町村、耕作人員は二十四萬八百人にして、之を前年度に比するに町村數は十五を減じたるも、人員は二萬八千六百餘人、段別は六千百餘町歩を增加したり。右は卽ち產地整理の方針の下に、名古屋支局管內高須・上村、大阪支局管內山本(龜岡)・交野、岡山支局管內久米(弓削)、臼杵支局管內國東(鄕)の諸產地を廢止したる一方、主產地に於ては耕作の擴張奬勵を爲したるに因るものなり。

本年に於ける全國の作柄を通觀するに、苗床期以來氣候概して不順にして、殊に九州南部・東海・關東等の葉煙草主產地は、生育最盛期に方り溫度低く降雨多量なりし爲め、葉薄くして香味緩和の狀態を示せり。然れども成熟期以後氣候恢復し氣溫昇りし爲め、收穫・乾燥に便利を得、品位は上進したり。又奧羽・北陸・關西・四國及九州北部等の晚作地は氣候乾濕に偏倚せし爲め、或は雨害を受け又は旱害に罹りしものあり。從て本年の收穫豫定量目千二百三十六萬餘貫に對し約七分の減少を來したり。

(二) 葉煙草收納

本年度に於ける葉煙草の收納高は千百四十七萬四千二百餘貫匁、此の賠償金八百六十六萬三百餘圓にして、平均一貫匁當賠償價格は七十五錢五厘に當れり。今之を前年度に比すれば量目に於て三

百四萬四千百餘貫匁、賠償金に於て二百五十三萬七千餘圓、平均一貫匁當賠償價格に於て二錢九厘を增加せり。

(三) 葉煙草輸入

外國產葉煙草の輸入は年々殆ど米國葉のみにして、何れも紙卷煙草の製造原料に供せらるるものなり。本年度に於ける輸入總量目は五十八萬六百餘貫匁、購買價格百八萬二千八百餘圓にして、前年度に比し量目は十九萬五千七百餘貫匁、價格は三十八萬四千二百餘圓を增加したり。

(四) 葉煙草賣渡

本年度に於ける賣渡總量目は千二十一萬八千五百餘貫匁、此の賣渡代金二千三百九十九萬七千三百餘圓にして、平均一貫匁賣渡價格は二圓三十四錢八厘に當れり。今之を前年度に比するに量目に於て十四萬六千九百餘貫匁を減じ、代金に於て二百四十九萬六千七百餘圓、平均一貫匁賣渡價格に於て二十七錢四厘を增加せり。斯く本年度に於て收納は增加し、賣行も亦好況を呈したるにも拘らず賣渡量目の減少を來したるは、製造事業に對し或種の制限を加へ、賣渡上警戒を施したるに由るものなり。從て翌年度繰越葉煙草の量目は前年度に比し百八十四萬五千八百餘貫匁を激增したり。

第七款　明治三十七年度

(一) 煙草耕作

本年度に於ける葉煙草の耕作許可段別は三萬三千三百餘町歩なりしも、實際作付を爲したるは三萬二千五百七十七町歩にして、此の耕作人員は二十五萬二千九百六十餘人なりき。之を前年度に比するに耕作段別は二千五百餘町歩を增加し、人員は一萬二千百二十餘人を增加したり。尙ほ本年度に整理したる產地は東根收納所管內矢島、鹿兒島收納所管內種子島・大島の諸地方なりとす。

本年に於ては苗床期は概して氣候適順なりしも、生育最盛期に於て旱天連續せし爲め著しく生育を阻害せられしが、其の後は潤雨を得て挽回することを得たるを以て、作柄は割合に良好なりき。卽ち本年の收穫量目は千二百八十萬三千八百六十餘貫匁に達し、前年度に比し百二十九萬七千七十餘貫目を增加し、又其の一段歩當平均收穫量目は三十九貫三百二匁にして、前年に比し一貫四十四匁の增收を見たり。然れども晩收の結果其の品質は稍〻低下したり。

(二) 葉煙草收納

本年度に於ける葉煙草の收納高は新葉千百四十八萬七百九十貫、古葉十一萬九千七十四貫、合計千百五十九萬九千八百六十五貫、之に對する賠償金は新葉八百六十五萬七千八百二十四圓、古葉六萬二百十六圓、合計八百七十一萬八千四十圓にして、平均一貫匁賠償價格は新葉七十五錢四厘、古葉五十錢六厘、全平均價格七十五錢二厘なりとす。之を前年に比するに、收納量目に於て十二萬五千六百餘貫匁、賠償金に於て五萬七千六百八十八圓を增したるも、一貫匁當賠償價格に於ては三厘を減じたり。

(三) 葉煙草輸入

本年度の外國葉煙草購買高は量目六十九萬九千三百二十六貫、此の購買價格百六十二萬千七百十四圓にして、此の內米國葉は六十四萬餘貫匁、百五十七萬一千餘圓を占め、此の外に比律賓・土耳古・淸國葉の輸入ありたり。購買數量及價格を前年度に比するに十一萬八千七百餘貫匁、五十三萬八千八百餘圓を增加せしが、右は本年度より政府に於て兩切紙卷煙草の製造を開始したる爲め、其の原料とし

て輸入したるもの多かりしに由る。

（四）葉煙草賣渡

本年度七月より政府は煙草の製造專賣を開始したるが、紙卷煙草は六月迄、刻煙草は尙ほ年度中民間の製造を許したるを以て、本年度中仍ほ多大の賣行ありたり。卽ち總賣渡高は七百二十二萬四百六十一貫、此の賣渡代金二千百九十七萬三千九百五十六圓にして、前年度に比し量目は二百九十九萬八千百餘貫、價格は百八十二萬八千五百餘圓を減じたり。此の內輸出用として賣渡したる量目は明ならざれども、本年の葉煙草の輸出高は一萬八千餘貫、代金二萬八千四百餘圓に止まるを以て、其の極めて少量なりしを知るべし。

（五）煙草製造

本年度は政府煙草製造の創始に屬し、七月一日より紙卷煙草製造作業を開始せり。而して當初に於ける製造所は東京第一・同第二・京都・大阪第一・鹿兒島の五箇所にして、其の中口付紙卷煙草の作業を爲せるものは東京第一・同第二・大阪第一・鹿兒島の四製造所なりしも、其の後製品需要の狀況に鑑み、三十八年一月より京都煙草製造所に於ても亦之が製造を開始したり。又兩切紙卷煙草の作業をなせるものは東京第二・京都の二製造所なりとす。以上各製造所に於ける工場の設備は作業開始以來日淺く、未だ之が完全を期する能はざりし爲め、鹿兒島・京都の二製造所を除くの外は何れも作業の一部を割き、場外作業擔當人をして之を請負はしめたり。

本年度に於ける政府製造の煙草は紙卷煙草のみにして、其の製造高は口付紙卷煙草三十七億四千六百六十二萬一千餘本、價格三百二十六萬四千三百六十圓、兩切紙卷煙草十五億七百七十二萬二千餘本、價格二百十六萬千三百六十一圓、合計五十二億五千四百三十四萬四千餘本、價格五百四十二萬五千七百二十二圓なりとす。今其の內譯を見れば、口付に在りては朝日十六億六千三百七十四萬八千百本、百四十九萬九千六百九十一圓、山櫻十四億八千四百四十三萬四千四百餘本、百十五萬四千五百十八圓、大和四億二千百九十七萬七千六百餘本、四十二萬六千三百二圓を占め、他は敷島・カメリヤ・御料一寸卷の順位にして、兩切に在りてはリリー八億四千七百七十四萬六千六百餘本、百十四萬二千百四十五圓、チェリー四億九千二百四十六萬餘本、七十三萬九千二百五十二圓を主要なるものとし、ドラゴン・スター・フェニックスの順位を以て之に次げり。

（六）煙草輸入

本年度に於ける外國製造煙草の購買高は葉卷煙草百二萬餘本、價格二萬九千三百餘圓、紙卷煙草二十八萬六千九百本、價格二千六百九十七圓、刻煙草二百三十一貫、價格二千四百餘圓なりとす。

（七）煙草販賣

政府製造煙草は前記五製造所及之に屬する十二煙草藏置所をして販賣せしめたり。而して其の買受を請求し得べきものは、煙草元賣捌人・煙草小賣人・輸出特許者等にして、之が指定に關しては當初民業時代の現狀維持を以て大體の方針とし、煙草元賣捌人に在りては交付金の受領を棄權したる製造業者及製品の仲買業者、竝に小賣業者中一定の條件及資格を備ふるもの、煙草小賣人に在りては製造業者・葉煙草賣買業者・製品の仲買業者及小賣業者に限り、其の申請に依て悉く之を指定し、輸出業者は政府に於て一定の地域を設け、身元確實にして信用を有し、且つ斯業に經驗ある者を擧げて之を指定したり。又其の賣渡方法は各地需要の狀況・嗜好の趨勢等を調査し、以て豫め賣渡すべき種類數量

を概定し、買受請求に應じ隨時之が賣渡を爲し、其の代金の納入・現品の引渡等は總て簡易敏活を主とし、殊に三十八年二月十五日以降買受製造煙草の代金一回五百圓以上なるときは、其の請求に依て賣渡代金の延納を許可し、以て當業者の便宜を圖りたり。

本年度の製造煙草の賣渡高は口付煙草三十五億三百三十五萬八千九百本、此の賣渡代金八百四萬六千九百五十五圓、兩切煙草十四億四千三百八十九萬六千六百本、賣渡代金五百三十萬九千八百十二圓、計四十九億四千七百二十五萬五千五百本、千三百三十五萬六千七百六十七圓なりとす。其の賣行の最も良好なりしは、口付紙卷煙草に在りては朝日の十五億六百九萬八千本、賣渡代金三百五十四萬三千百六十六圓、山櫻の十四億五千六百二十八萬九千六百本、賣渡代金三百八萬九千四百五十九圓にして、大和・敷島・カメリヤ之に亞ぎ、又兩切紙卷煙草にありてはリリーの八億三千五百七十八萬千五百本、賣渡代金三百十七萬四千七百二圓、チェリーの四億四千六百五十六萬五千百本、賣渡代金百七十五萬六千七百五十七圓にして、ドラゴン・スター・フェニックスの順位を以て之に次げり。又外國製造煙草の賣渡高は葉卷煙草九萬二千四百六十本、代金八千五百六十四圓、紙卷煙草二十八萬四千八百本、代金七千五百八十一圓、刻煙草二百十七貫、代金五千七百九十四圓なりとす。以上の賣渡高の內輸出用として賣渡したる額は口付紙卷煙草四億六千五百七十九萬四百本、兩切紙卷煙草四億四千九十萬五千本、計九億六百六十九萬五千四百本にして、輸出先は清韓兩國を主なるものとす。又移出高は口付二千三百九十二萬本、兩切五千二百四十七萬五千本、計七千六百三十九萬五千本にして、全部臺灣移出なりとす。

第八款　明治三十八年度

(一)　煙草耕作

本年は事業の必要上前年に比し耕作段別六百八十三町歩餘を增加告示したるも、實際の耕作は檢査の結果三萬二千三百九十四町歩餘にして、前年度に比し却て百八十三町歩餘を減少し、又耕作人員は二十五萬九百六十餘人にして、之れ亦二千人の減少を示したり。之れ明治三十七八年の戰役に際し、壯丁召集等の爲め勞力の不足を生じ、自然減作又は廢作の已むを得ざるに至りしもの其の主因たるも、播種以來氣候不順にして苗の發育概して良好ならざりしこと亦其の一因を爲せり。尙ほ本年度に整理したる產地は、東京收納所管內一宮、三春收納所管內人首、小出雲收納所管內小布施・魚沼（十日町）、名古屋收納所管內阿下喜・上野（伊賀）、大阪收納所管內霜草・四鄕の諸地方なりとす。

本年の作柄は移植後降雨頻繁にして冷濕の天候連續したる爲め成育不良なりしのみならず、風水及病蟲害少からず、水戶・茂木・秦野管內を除き、他は何れも不良に終り、殊に南部九州鹿兒島管內は被害一層激甚にして、近年稀有の凶作を見るに至れり。隨て全國に於ける作柄は通じて平年作の八分六厘を得たるに止まり、卽ち收穫確定量目は千八十七萬七千四百七十五貫匁、平均一段歩當三十三貫五百七十八匁にして、前年に比し總量目は百九十二萬六千三百八十九貫を、平均量目は五貫七百二十四匁を減少し、其の品位も亦概ね低下して、平均一貫匁に對する賠償價格は七十一錢となり、前年に比し四錢二厘を減じたり。

(二)　葉煙草收納

本年度の葉煙草收納高は新葉九百九十萬二千四百餘貫、賠償金七百二十八萬四千百二十五圓、古葉百六十萬四千四百餘貫、賠償金八十八萬二千七百九十六圓、計千百五十萬六千八百八十五貫、八百十六萬六千九百二十二圓にして、平均一貫匁賠償價格は新葉七十三錢六厘、古葉五十五錢、總平均七十一錢なりき。

（三）葉煙草輸入

本年度に於ける外國產葉煙草の購買高は七十一萬二千二百八十七貫、此の價格百八十六萬千五十三圓にして、此の內米國葉は七十萬七千六百二十七貫、百八十萬六千八百三十四圓を占め、他に少量の比律賓葉・土耳古葉の輸入ありたり。總購買額を前年度に比するに、量目は一萬二千九百六十貫、價格は二十三萬九千三百四十圓を增加したり。

（四）葉煙草輸移出

本年度以降葉煙草の賣渡は輸移出用に限らるることとなりしが、其の賣渡高は僅に四千七百四十二貫、此の代金五千百十九圓に止まれり。

（五）煙草製造

本年度は前年度に引續き紙卷煙草製造の外、四月一日より刻煙草・葉卷煙草の製造作業を開始せしも、未だ刻煙草作業の全部を官設場內に於て經營するの設備整はざるを以て、豫定計畫に基き官設工場外作業擔當人を指定して刻作業の一部を擔當せしめ、以て圓滿の進行を期したり。今本年度末に於ける製造場數を掲ぐれば左の如し。

製品區分	製造所	分工場	計	場外作業擔當工場
口付	二	—	二	三一
口付、兩切、葉卷	一	—	一	—
口付、刻	二	—	二	—

製品區分	製造所	分工場	計	場外作業擔當工場
兩切、刻	一	—	一	—
刻	三一	五七	八八	五一四
合計	三七	五七	九四	五四五

本年度に於ける煙草の製造高は口付紙卷煙草五十三億九千八百五十三萬本、兩切紙卷煙草二十六億八千七百五十七萬三千七百餘本、合計八十億八千六百十萬七千二百餘本にして、又刻煙草は七百五十四萬九千六百十七貫なりき。口付の內最も製造の多かりしは朝日の三十五億千四百十六萬四千八百餘本にして、大和・敷島・山櫻・カメリヤ之に亞ぎ、又兩切に在りてはリリーの十二億四千四百十七萬二千六百餘本第一位を占め、チエリー・ドラゴン・スター之に亞ぎ、刻に在りては「はぎ」の三百九十五萬四千七十一貫、「もみぢ」の二百四萬五千三百三十三貫、「あやめ」の百十九萬四千八十二貫を主たるものとし福壽草・白梅・「さつき」等の上級品の製造は極めて少額なりとす。又今年より葉卷煙草の製造を開始したるも、未だ試驗的製造に過ぎずして、其の製造量も合計僅に三千五百十本に止まりたり。

本年度に於て煙草製造の爲め使用したる葉煙草の原量目は總計千百四十七萬二千三百六十貫にして、解包調理の結果六十八萬百八貫を減じて、實量目は千七十九萬二千二百五十一貫となりたり。

（六）煙草輸入

本年度に於ける外國製造煙草の購買高は紙卷煙草七百三十八萬三百本、葉卷煙草五十六萬八千三百本、刻煙草六百二十三貫、板煙草十二貫にして、之を前年度に比すれば、紙卷煙草は七百九萬三千四百

本、刻煙草は三百九十二貫、板煙草は十二貫を增加したるも、葉卷煙草は却て四十五萬二千四百餘本を減少したり。

（七）煙草販賣

本年度より刻煙草及葉卷煙草の製造販賣を開始し、玆に始めて煙草專賣の全容を備ふるに至れり。而して販賣官署としては從來の煙草藏置所を廢して、東京外十三箇所に煙草販賣所を置き、販賣所所在地外の製造所及分工場に於ても販賣事務を取扱はしむることとしたり。今本年度末に於ける販賣所數を揭ぐれば左の如し。

區分	製造所	分工場	販賣所	計
刻煙草 卷煙草及刻煙草	一〇 一三	四五 九	一 一〇	五五 三二

區分	製造所	分工場	販賣所	計
卷煙草及刻煙草、內地製葉卷煙草及輸入製造煙草 合計	一 二四	一 五五	四 一四	六 九三

本年度に於ける內地製造煙草の內地賣渡高は、口付紙卷煙草四十九億二千十二萬六千九百本、兩切紙卷煙草十三億二千三百九十三萬八千三百餘本、葉卷煙草十七萬二千六百五十本、刻煙草五百十四萬六千五百二十五貫にして、口付煙草に在りては朝日の三十一億九千五百二十七萬九千餘本が壓倒的多數を占め、大和・敷島・山櫻・カメリヤの順を以て之に亞ぎ、兩切煙草に在りてはリリーの七億七千九百十四萬四千餘本第一位を占め、チェリー・「ほまれ」之に亞ぎ、他は何れも千萬本代及其の以下の賣行ありしに止まれり。又葉卷煙草の賣行は未だ著しからずして、特に擧ぐべきものなく、刻煙草に在りては「はぎ」の二百六十八萬七千四百二十一貫を第一位とし、「もみぢ」「あやめ」之に亞げり。

外國輸入煙草の賣行は口付紙卷煙草十萬五千三百餘本、兩切紙卷煙草六百五十八萬四千二百餘本計六百六十八萬九千六百餘本、賣渡代金八萬二十六圓、葉卷煙草四十八萬二百餘本、代金二萬八千四百七十圓、刻煙草六百貫、代金七千九百五十七圓なりとす。

又輸移出用賣渡高を見るに、輸出に在りては口付三億九千三百萬本、兩切六億千十九萬二千四百本刻一萬五百四十貫にして、輸出先は清・韓兩國を主とし、移出（全部臺灣）にありては口付九千二百二十八萬本、兩切二億千四百七十二萬本、刻一萬九千百六十貫なりとす。

今內地製造煙草の內外總賣渡高を累計すれば、口付五十四億五百四十萬六千九百本、此の賣渡代金千三百五十六萬三千二百五十四圓、兩切二十一億四千八百八十五萬七百餘本、代金六百七十六萬三千四百二十五圓、紙卷煙草計七十五億五千四百二十五萬七千六百餘本、代金二千三十二萬六千六百八十圓、葉卷煙草十七萬二千六百五十本、代金七千四百四十五圓、刻煙草五百十七萬六千二百二十五貫、代金二千六百六十萬四千六百九十一圓にして、之を前年度に比するに、口付は十九億二百四萬八千本、代金五百五十一萬六千二百九十九圓、兩切は七億四百九十五萬四千百餘本、代金百四十五萬三千六百十三圓、計二十六億七百萬二千百餘本、代金六百九十六萬九千九百十三圓を增加したり。

第九款　明治三十九年度

（一）煙草耕作

本年度に於ける公示耕作段別は三萬七千百五十五町餘歩にして、前年に比し四百九十二町歩を減少せしも、耕作申請に對し許可を與へたるは三萬千六百二十四町歩にして、公示段別に達せざること五千五百三十町歩の多きを示せり。此の原因は、主として近時物價と共に對抗農作物及肥料の騰貴

したるに比し、葉煙草の賠償價格之に伴はざりしが爲め、耕作者が耕作を手控へ、殊に近年因作續きたる爲め、廢作又は減作を爲したる者尠からざりしに因る。而して實際の作付段別は更に減じて三萬九百三十一町歩となり、此の耕作人員二十三萬六千七百六十六人にして、之を前年度に比すれば段別は千四百六十三町歩、人員は一萬四千二百人を減じたり。尙ほ本年度に整理したる產地は北海道（明治三十七年產地に設定す）なりとす。

本年は苗床期中結霜・降雨多く天候概して不順なりしが、本圃期竝に乾燥期には一般に天候順調にして、鹿兒島及出水管內を除く外は孰れも平年作以上の作柄なりき。隨て收穫確定量目は千二百六十四萬九千百餘貫匁に達し、前年に比し百七十七萬千六百餘貫匁を增加し、又一段歩當收穫量目は四十貫八百九十四匁に當り、前年に比し實に七貫三百十六匁を增加したり。而も品質は亦概して良好なりしを以て、平均一貫匁當賠償價格は八十二錢六厘に達し、前年に比し九錢の高價を示せり。

（二）葉煙草收納

本年度の葉煙草收納高は新葉千百三十二萬二千二百二十六貫、此の賠償金額九百三十五萬九千百十二圓、古葉九十三萬三千二十五貫、賠償金五十一萬九千八百一圓、合計千二百二十五萬五千二百五十二貫、九百八十七萬八千九百十四圓にして、平均一貫匁當賠償價格は新葉八十二錢六厘、古葉五十五錢七厘、全平均價格八十錢六厘なりき。之を前年度に比するに收納量目は七十四萬八千三百六十七貫匁、賠償金額は百七十一萬千九百九十二圓、平均賠償價格は九錢六厘を何れも增加したり。

（三）葉煙草輸入

本年度の葉煙草購買高は量目六十二萬千百四十貫、價格百六十六萬三千五百六十一圓にして、此の內米國葉は六十萬九千百七十四貫、購買價格百五十五萬九千四十一圓を占め、其の他土耳古・馬尼剌・バナ・スマトラ・アルゼリア等より少量の輸入ありたり。之を前年度に比するに量目は九萬千百四十七貫、價格は十九萬七千四百九十二圓を減少せり。

（四）葉煙草輸移出

本年度の葉煙草賣渡高は三萬七千三百六十貫、代金三萬六千三百六十三圓にして、前年度に比し量目は三萬二千六百十八貫、代金は三萬千二百四十四圓を增加したり。

（五）煙草製造

本年度に於て煙草製造に使用したる葉煙草の原量目は千二十八萬三千三百七十貫にして、解包調理の結果九百六十六萬七千八百四十二貫となり、六十一萬五千五百二十七貫の減量目ありたり。

本年度の煙草製造高は、口付紙卷煙草六十一億八千六百三十五萬四千八百四十本、兩切紙卷煙草十三億四千二百五十八萬七千百餘本、合計七十五億二千九百五十四萬六千四百餘本にして、前年度に比し口付は七億八千七百八十二萬四千餘本を增したるも、兩切は却て十三億四千四百九十八萬六千餘本を減じ、合計に於て五億五千七百十六萬千餘本を減じたり。口付中最も多く製造せられしは依然朝日にして、二十九億九千二百八十六萬六千四百本に上り、大和は十六億二千三百二十五萬二千餘本にして依然第二位を占めたるが、敷島の躍進亦著しく十二億九千二百八十四萬八千九百餘本に達したり。[illegible]の如く口付の製造數量の增加したるは、兩切の內スター・ほまれ・梅か香等の賣行惡く、之が製造[illegible]したる反面に外ならざるなり。兩切は前述の如く一般に賣行不良なりし爲め製造數量も減少したるが、此の內バット・チェリー・ドラゴンは二億本前後の數量に上りたり。又葉卷煙草の製造

は本年度に至り著しく盛となり、合計六十萬四千本に達したるが（前年度に比し六十萬本增加）、刻煙草は前年度よりも九十一萬七千三百一貫を減じて、六百六十三萬二千三百十六貫なりき。

（六）煙草輸入

本年度に於ける外國煙草の購買高は紙卷煙草千九十九萬八千餘本、葉卷煙草四百四十三萬九千餘本、刻煙草二千二百二十貫にして、前年度に比し紙卷は三百六十一萬七千餘本、葉卷は三百八十七萬千餘本、刻は千五百九十七貫を夫々增加したり。

（七）煙草販賣

本年度に於ける內地製造煙草の內地賣渡高は、口付紙卷煙草五十億八千二百十七萬九千六百六十本、兩切紙卷煙草七億五百五十一萬三千百八十本、葉卷煙草二十五萬百七十五本、刻煙草七百二十五萬千四百五貫にして、此の內最も賣行の良好なりしは、口付に在りては朝日の二十四億三千四百八十一萬二千九百餘本を第一位とし、大和・敷島之に亞ぎ、兩切に在りては一般に賣行衰へしもリリー・チェリー・バットは何れも一億本以上の賣行ありたり。又刻にありては依然「はぎ」第一位を占めて四百三十八萬四千四百餘貫に上り、「あやめ」之に亞げり。

次に輸入製造煙草の賣渡高は紙卷煙草六百五十八萬七千七百餘本（外に臺灣移出用として八百餘本）、代金十三萬二千七百二十八圓、葉卷煙草二百五十六萬七千五百餘本（外に臺灣移出用として四千二百本）、代金十八萬七百八十七圓（臺灣移出用を含む）、刻煙草七百八十貫、代金二萬八百八十一圓、板煙草十九貫、代金百三十五圓なりき。

又輸移出用として賣渡したる內地製造煙草は、輸出用としては口付五億二千七十萬本、兩切二億九千七百六十四萬五千七百餘本、刻一萬五千六十二貫にして、輸出先は清・韓兩國を主とし、移出用としては口付二億千五百三十八萬本、兩切五千六百五十萬本、刻三萬貫にして、其の大部分は臺灣移出なりとす。

今內地製造煙草の內外總賣渡高を累計すれば、口付五十八億千八百二十五萬九千餘本、代金千五百三十四萬二千四百二十圓、兩切十億五千九百六十五萬八千餘本、代金三百四十萬四千五百四十五圓、紙卷煙草計六十八億七千七百九十一萬八千本、代金千八百七十四萬六千九百六十五圓、葉卷煙草二十五萬本、代金一萬五百五十一圓、刻煙草七百二十九萬六千四百六十七貫、代金三千九百二十六萬四千九百十一圓にして、之を前年度に比すれば口付は四億千二百八十五萬二千本、代金百七十七萬九千百六十六圓を增加したるも、兩切は十億八千九百十九萬一千本、代金三百三十五萬八千八百八十圓を減じ、差引紙卷煙草に在りては六億七千六百三十三萬九千本、百五十七萬九千七百十五圓を減少し、葉卷煙草に在りては七萬七千餘本、代金三千百六圓を增加し、刻煙草に在りては二百十二萬二百四十二貫、千二百六十六萬二百二十圓を增加し、結局賣渡總額は五千八百二萬二千四百二十七圓となり、前年度に比し千百八萬三千六百餘圓を增加したり。

第十款　明治四十年度

（一）煙草耕作

本年に於ける葉煙草耕作は同年度より翌年度に亙る需要量目を基礎とし、生產に必要なる耕作段別三萬七千六百九十町步を公示し、全國各產地の狀況に鑑み收納所をして耕作許可の取扱を爲さし

めたり。而して耕作許可の申請を爲したるもの總計二十四萬千七十七人、申請段別三萬二千六百十九町歩餘にして、申請に對し許可を與へたる人員二十四萬八百九十五人、此の段別三萬二千五百九十六町歩餘、不許可處分に付したるもの百八十二人、此の段別二十二町二段歩餘なり。不許可の處分を爲したるは法施行細則第五條の許可すべからざるものに該當するものとす。又各產地內或は產地外の町村にして將來煙草產地を形成せしめんことを期するもの、及農事試驗場・學校等にして學術研究上の必要より試作の許可を申請したるものに對しては、專賣事業上支障なき限度に於て夫々許可を與へ試作せしめたるものあり。其の人員は二千二百六十人にして、段別は百二十八町歩餘なり。

從來の自由耕作時代に於ては煙草產地は全國各府縣內に點在したりしが、專賣制度實施以來累年之が整理を圖り、本年度に於ても豫定の方針に基き產地の產業狀況と民間經濟上の事情とに鑑み、廢止するも何等支障なしと認めたる東京收納所管內秋元・北條、大阪收納所管內上和地、府中收納所管內吉田の各產地の廢止を實行せり。

本年度の作柄は苗床期中關東・北陸・北部九州等天候不順にして苗の生育不良なりしも、其の他は概ね良好にして、苗の不足せしは高梁收納所管內の一部に止まり、植付段別は前年度より七百九十七町歩を增加して三萬一千七百四十八町歩餘の實蹟を示せり。本圃期竝に乾燥期は一般に天候不良なりしも、東京・水戸・茂木・秦野・名古屋・高梁・尾道・池田管內を除くの外は、何れも平年作以上の收穫を得、品質亦概して良好なりき。卽ち收穫確定量目は千二百十二萬四千九百七十二貫匁（內年度內收納濟一千百八十三萬七百六十五貫、亡失廢棄九萬十二貫、其の他二十萬四千百九十四貫）、平均一段歩當收穫高三十八貫百九十一匁にして、前年度に比し夫々五十二萬四千百七十六貫匁及二貫七百三匁を減じたるも、之れ前年度が特に作柄良好なりしに因るものにして、强ち本年度の不良なりしを語るものに非ざるなり。而して平均一貫匁に對する賠償價格は九十一錢九厘にして、前年度より九錢三厘を高めたるは其の品位の優秀なりしことを證するものなり。

（二）葉煙草收納

本年度葉煙草の收量見込は千二百四十八萬二千餘貫匁の豫定なりしが、乾燥不充分の理由及資金の關係上次年度に繰延したるものありて、實際の收納高は、新葉千百八十三萬餘貫匁、此の賠償金千八十七萬千餘圓、古葉百二十五萬餘貫匁、此の賠償金七十二萬四千八百餘圓、合計千三百八萬千餘貫、千百五十九萬五千八百餘圓なりき。而して一人當收納量目は四十二貫九百匁、其の賠償金三十八圓にして、前年度に比し量目は三貫匁、金額は五圓八十錢を增加したり。

（三）葉煙草輸入

本年度に於ける外國產葉煙草の購買高は量目五十六萬九千八百二十一貫、價格百六十三萬八千六百二十四圓にして、前年度に比し量目五萬一千三百十九貫、價格二萬四千九百三十七圓の減少を示せり。購買高の最も多きは米國葉の五十六萬一千百八十三貫、百五十七萬二千七百十五圓にして、馬尼剌葉・土耳古葉之に亞げり。

（四）葉煙草輸移出

本年度に於ける輸移出用葉煙草の賣渡高は量目十一萬三千四百九十三貫、代金七萬一千八百五十五圓にして、前年度に比し量目七萬六千百三十三貫、代金三萬五千四百九十二圓を增加したり。

（五）煙草製造

本年度に於て煙草製造に使用したる葉煙草の原量目は一千七十八萬七千百六十六貫にして、解包調理の結果一千九萬三千七百三十八貫となり、差引六十九萬三千四百二十七貫(六分四厘)の缺減を生じたり。之を前年度に比するに原量目に於て五十萬三千七百九十六貫、實量目に於て四十二萬五千八百九十六貫、缺減量目に於て七萬七千九百貫を各〻增加せり。

本年度に於ける煙草製造高は口付紙卷煙草七十二億三千百八十四萬五千餘本、兩切紙卷煙草十三億千八百八十四萬七千餘本、葉卷煙草四十九萬五千餘本、刻煙草六百二十七萬六千三百三十三貫餘にして、之を前年度に對比するときは口付紙卷煙草十億四千五百四十九萬千餘本を增加し、兩切紙卷煙草二千三百七十三萬九千餘本、葉卷煙草十萬九千餘本、刻煙草三十五萬五千九百八十二貫餘を減少せり。右の如く口付紙卷煙草を增加せるは一般消費の趨向に基くものにして、兩切紙卷煙草の減少は其の需要が逐年口付紙卷煙草に移向したる結果に外ならず。故に各種煙草の製造に就ては此等の點に注意し、口付紙卷煙草の如きは需要の激增に應ずるが爲め、既設製造所に對しては事情の許す限り擴張の設備を施し、更に名古屋製造所に於ても之が製造を開始したり。又兩切紙卷煙草に在りては製造技術は逐次改善の域に入りしも、前年來の賣行の頗勢支ふべからざりしを以て、已むなくスタ一の製造を中止し、蝴蝶亦本年十月以降其の製造を中止するに至れり。隨て兩切煙草の製造數量は前年度に比し更に減少せしと雖も、所謂埃及煙草の輸入次第に增加を示す狀勢に鑑み、土耳古葉を原料とする優良煙草製出の必要を認めて、四十年五月以降新製品ナイルの製造を開始し、尙ほ兩切紙卷煙草の輸出は逐年其の數量を增加せるを以て、更に清韓地方輸出の爲め本年六月以降ビーバーの製造を開始し、又印度方面輸出業者の要求に應じて四十年十月以降バンデマトロムの製造を開始したり。葉卷煙草に在りてはスマトラ葉・ハバナ葉を原料とせる優良品製出の必要を認め、四十一年三月以降新にイムペリアルスの製造を開始したり。刻煙草も亦口付紙卷煙草と同じく、本年度に入りてより需要の變向著しく、製造高は前年度に比し白梅以上は四倍「さつき」は約一割餘「あやめ」は約八分の增加を示し、「はぎ」以下は之に反し却て減少を示せり。

刻煙草製造の直營作業は、本年度に於て新工場の完成せるものなかりし爲め、之を大規模に行ふ能はざりしを以て、創業以來開始したる彥根製造所(年額八萬貫)及四十年一月以降開始したる郡山製造所(年額二十三萬貫)を除くの外は總て場外作業に依りしと雖も、前年度以降生產費の節約と取締上の必要に基き、場外作業擔當人中事故により廢業したる分の製造數量に對しては、可及的在來の建物を利用し或は民有建物を借入れて、臨時直營作業を開始したるもの漸く增加せり。

尙ほ又場外作業に於ては創業以來葉拵・截刻・袋詰の三作業を請負はしむるの制度なりしも、前年度來の成績に徵するに、袋詰作業は製品の優良・生產費の節約・取締の完璧を期する上に於て直營作業に移すの適當なるを認めしを以て、本年度に入りては各製造工場設備の許す限り著々袋詰作業を直營に移すの方法を採り、既に年額百二十餘萬貫に對し實行の運びに至れり。

又刻煙草は創業の當初製品の統一尙ほ充分ならざる時期に在りては、需要者の便利に鑑み生產工場名を包裹面に捺印して其の選擇に委するの可なるを認めしも、爾後原料の統一・作業方法の熟達及技術の進步に伴ひて製品品質の統一は充分之を達成せしを以て、本年度以降は包裹面に工場名の捺印を廢止し、單に製造所名のみを捺印することに改めたり。

(六)　煙草輸入

本年度に於ける外國製造煙草の購買高は口付紙卷煙草二百五十萬本、兩切紙卷煙草一千五百五十七萬七千七百四十本、紙卷煙草代金十二萬二十七圓、葉卷煙草六百四十四萬四千五百五十本、代金十九萬九千百七十八圓、刻煙草六百十七貫七百五十匁、代金七千百二十二圓、代金合計三十二萬六千三百二十七圓なりとす。

（七）煙草販賣

煙草販賣官署は前年度以來の方針に依り、特設販賣所竝に煙草製造所同分工場を以て之に充て、必要に應じ隨時之が增減變更を行へり。其の本年度現在數は特設販賣所十五箇所、煙草製造所十五箇所、同分工場六十二箇所、合計九十二箇所にして、前年度に比し特設販賣所に於て一箇所を增し、分工場に於て一箇所を減せり。尙ほ販賣種目に依り之を區分するときは、內國製刻煙草は全國販賣官署悉く之を販賣し、其の中內國製卷煙草を併せ販賣するもの四十七箇所、內國製卷煙草及輸入製造煙草全部を併せ販賣するもの十六箇所あり。而して從來の販賣官署のみにては供給上不便なりと認め、本年度中增設したるもの內國製卷煙草販賣官署にて四箇所、內國製葉卷煙草及輸入製造煙草を販賣するもの八箇所あり。

煙草賣捌人の本年度末現在數は元賣捌人千三百六十四人、小賣人三十五萬八千八百十七人にして前年度末に比し元賣捌人は百四十二人を減じ、小賣人は一萬三千七百二十二人を增せり。而して現在元賣捌人中會社又は組合の數は百六十箇にして、前年度末に比し八十二箇を增加せり。斯く元賣捌人員竝に會社組合數に增減の差あるは、前年度來元賣捌人の整理に著手し、多數の元賣捌人同一地方に集團して煙草供給上却て有害無益なるものを漸次合同せしめ、會社又は組合を組織せしむるの方針を採りしに由るものなり。

本年度に於ては一般經濟界の沈衰、商工業の不振なりしに拘らず、煙草の賣行上には格別の影響を蒙ることなく、從て本年度煙草專賣益金の收入も遂に豫期以上の好果を收むることを得たり。今之が賣行數量及代金を前年度に比較するに、內國製口付紙卷煙草・葉卷煙草及輸入製品中紙卷煙草・刻煙草は一般に其の數量金額を增加し、內國製兩切紙卷煙草・刻煙草及輸入葉卷煙草は減少せり。尙ほ之を各品種別に詳述すれば、內國製口付紙卷煙草は戰後國民生活程度の向上に伴ひ各種類共益〻之が賣行を增加し、就中比較的上級品に於て其の程度特に著しく、敷島・大和の如きは例月概ね供給不足を訴へざることなきの盛況を呈したり。而して如上の傾向も四十年十二月に於ける一般定價の引上に依りて玆に一頓挫を來したりと雖も、敷島の如きは其の需要値上前に比し却て一層の增加を來し、專賣局に於ても極力之が供給の充足を圖りたる結果、遂に口付紙卷煙草の本年度販賣高は數量代金とも前年度に比し二割六分を增加したり。內國製兩切紙卷煙草は口付の優勢なるに反し、一般に其の需要著しく減退の傾向あり。加ふるに四十年十二月の値上に依り更に衰勢に陷り、本年度の販賣數量は遂に前年度の一割一步減となるに至れり。內國製刻煙草は專賣法實施前民間に於て製造し、實施後に持越して販賣せるもの、前年度の初期には全國を通じ約二百五十萬貫を算せしが、本年度の始に及びては約五十一萬貫に減じたるを以て、本年度に於ける官製品の賣行は前年度に比し一層の增加を爲すべき筈なりしも、四十年二月九日告示第二十二號を以て刻煙草五匁包裏の定價を引上げ、尙ほ又同時に刻煙草大包裏に對する煙草元賣捌人への割引步合を引上げ、共に本年度四月一日より施行することとせしが故に、前年度末に際して全國元賣捌人競うて多額の見越買受を試み、其の結果本

年度初期に於ける刻煙草の賣行は一般に著しく減少を示せり。而して之が影響も本年度十月頃より漸次回復の端を開きたるに際し、恰も十二月に於ける定價引上に遭ひて、更に賣行を挫折したるが爲め、遂に本年度中の販賣高は前年度に比し數量に於て二割七分、賣渡代金に於て一割八分を減ずるに至れり。

內國製葉卷煙草の本年度の販賣高は前年度に比し約二割の增加を見たりと雖も、定價引上後は其の賣行大に減少したり。輸入製造煙草に就ては本年度に於ても銳意各種製品の充實に努め、供給上の便益を圖りたる結果、漸次之が賣行を增加し來り、就中紙卷煙草及刻煙草の增加最も著しく、前年度に比し數量に於て紙卷煙草は二割七分、刻煙草は二割八分を增加せり。然れども獨り葉卷煙草は其の需要次第に減退の傾向あるに加へ、這般の定價引上に依り更に一層の衰態に陷り、遂に前年度に比し賣行數量四割八分の大減少を示せり。而して輸入製造煙草各種を通じたる本年度の賣渡代金額は、前年度に比し約一割の減少に當れり。

（八）煙草輸移出

本年度に於ける製造煙草の輸出は一般に好況にして、就中清韓兩國に在りては英米トラスト及露國煙草會社の强大なる競爭ありたるにも拘らず、其の量額（輸出用賣渡額）口付七億二千七百餘萬本、兩切六億六千三百六十餘萬本、刻四萬九千百九十貫に達し、前年度に比し口付に於て約四割、兩切に於て約十二割、刻に於て約二十三割の增加を見るの盛況なりき。蓋し日露戰役以來本邦人の清韓各地に渡航するもの益〻多く、且つ兩國民の我製品に對する需要も漸次增進するの傾向あると同時に、口付刻の如きは清韓市場に於ては多く對抗品を有せざる爲め、其の賣行亦漸次增加するに至れるなり。斯くて本年度の輸出は最も良好の成績を得たれども、年度末に至り清國に於ける銀價暴落の結果、對支貿易は爲に尠からざる影響を受くるに至り、我特許業者に在りても同國貨幣を內國貨幣に交換するに當り多大の打步を支拂はざるべからざることとなり、同國輸出は到底之を持續するを得ざるの窮境に陷れり。政府は之を救濟するの目的を以て、銀價恢復の時期まで清國に對する輸出價格の低減を行ひ、特許業者に於ても亦極力之が維持に努めたりと雖も、銀價の低落は一時的現象に非ずして尙ほ容易に恢復の望なく、同國に對する輸出は漸く不振の狀態に陷りたり。次に移出は口付二億六千六百餘萬本、兩切六千五百六十萬餘本、刻一萬七千七百三十六貫にして、昨年度に比し刻に於て減少したるも、口付・兩切共に增加し、大體に於て漸增の傾向を示せり。

第十一款　明治四十一年度

（一）煙草耕作

四十一年度煙草耕作段別は同年度に於ける需要量目を基礎とし、全國各產地の狀況に鑑み三萬六千五百五十六町步を公示せり。而して耕作許可の申請を爲したるもの總計二十四萬千六百餘人、此の段別三萬七百九十一町餘步にして、申請に對し許可を與へたるもの二十四萬千二百餘人、此の段別三萬七百六十五町餘步、不許可のもの三百四十九人、此の段別二十六町餘步なり。又本年度に於ける試作許可は人員四千五百十二人、段別百七十町步餘なりとす。而して査定の結果實際の植付段別は人員二十四萬一千八百八十四人、段別二萬九千八百七十六町步にして、前年度に比し人員は一千八百八十三人を增し、段別は千八百七十二町步を減じたり。

豫定の方針に基き本年度に於て整理したる產地は、小出雲收納所管內新潟、金澤收納所管內愛本、大阪收納所管內三日月、成松、池田收納所管內松山、熊本收納所管內南鹿島、御厨、南串山、島原等なりとす。

本年の全國煙草作柄を通觀するに、奧羽、北陸、四國及關西、中國、九州の各一部は概して苗床期の天候不良なりしも、本圃期及乾燥期中の天候は關東及關西、中國、九州の各一部は何れも適順にして、平年に比し良作を得、其の他の地方に於ては天候不良にして、風雨、病蟲等の被害ありし箇所多く、平年よりも減作を呈したり。而して全國の作柄を平均すれば收量平年より稍〻下るも、品位は寧ろ良好なりき。

卽ち本年度收穫高は合計一千百五萬二千六百三十五貫（內年度內收納濟一千三十七萬六千六百四十二貫、亡失廢棄六萬七千四百三十五貫、其の他六十萬八千五百五十七貫）、平均一段步當收穫高三十六貫九百九十一匁にして前年度に比し百七萬二千三百二十七貫、一貫二百匁を各〻減じ、又一貫匁當賠償價格は九十九錢にして前年度に比し七錢一厘を增加せり。

（二）葉煙草收納

本年產葉煙草の收量豫定は千百三十六萬八千餘貫匁、此の賠償豫定額千百十六萬二千餘圓なりしが、實際の收納額は新葉千三十七萬六千六百餘貫匁、賠償金千二十六萬九千四百餘圓、古葉二十四萬餘貫匁、賠償金十五萬千百餘圓、合計千六十一萬六千七百餘貫匁、千四十二萬餘圓にして、前年度に比し量目は二百四十六萬五千貫匁、賠償金は百十七萬五千三百餘圓を減じたり。又一人當收納量は四十四貫匁、其の賠償金四十三圓二十錢にして、量目は一貫百匁を、金額は五圓二十錢を增加せり。

（三）葉煙草輸入

本年度に於ける外國產葉煙草の購買高は量目十三萬四千八百三十二貫、價格二十九萬七千八百八十八圓にして、前年度に比し量目四十三萬四千九百八十九貫、價格百三十四萬七百三十六圓を激減したり。購買高の最も多きは米國葉にして十三萬一千百四十八貫、價格二十七萬五千六百八圓を占め土耳古、馬尼剌葉之に亞げり。

（四）葉煙草輸移出

本年度に於ける葉煙草の賣渡高は量目三萬七千三百三十二貫、代金二萬三千三百三圓にして、前年度に比し量目七萬六千百六十一貫、代金四萬八千五百五十二圓を各〻減少したり。

（五）煙草製造

本年度に於て煙草製造の爲め使用したる葉煙草の原量目は一千三十四萬三千七百三十九貫にして、解包調理の結果九百六十一萬千四百五貫となり、差引七十三萬二千三百三十三貫（七分一厘）の缺減を生じたり。之を前年度に比するに原量目に於て四十四萬三千四百二十七貫、實量目に於て四十八萬二千三百三十三貫を各〻減じ、缺減量目に於て三萬八千九百六貫を增加したり。

本年度に於ける煙草製造高は、口付紙卷煙草六十二億六千八百五十六萬三千餘本、兩切紙卷煙草九億七千二百五十萬六千餘本、葉卷煙草四十二萬六千餘本、刻煙草六百二萬二千二百九貫餘にして、之を前年度に對比するときは口付紙卷煙草九億六千三百二十八萬二千餘本、兩切紙卷煙草三億四千六百三十四萬千餘本、葉卷煙草六萬八千餘本、刻煙草二十二萬四千百二十四貫餘匁を減少せり。今各種煙草製造の概要を述ぶれば、口付紙卷煙草にありては、一時製造を中止したる山櫻の名稱を襲用し、意匠を變じたる十本入包裏のものを清、韓輸出專用として製造することとなり、四十一年八月以降其の作業を開始したり。兩切紙卷煙草にありては前年度に於て一時製造を中止したるスターの製造を開

始し、フエニックスは輸出業者の希望に基きて其の製造を中止し、更に清韓輸出の目的を以て四十一年十月以降ウエルスの製造を開始し、又內地・輸出兩用の目的を以て土耳古葉を主要原料とせる金口新製品アルマを製造することとし、四十二年二月其の製造を開始したり。又葉卷煙草にありては前年製造を開始したる最優等品イムペリアルスの製造に不適當なる原料及同製造の際生ずる截葉を利用するの目的を以て、四十一年四月以降新にプリンセサスの製造を開始せり。更に又刻煙草にありては古來の薩摩刻及水戸刻を代表すべき最優等品を製出して、愛煙者の嗜好を滿足せしむるの目的を以て、四十一年十月以降薩摩刻及水府の製造を開始し、富貴煙は口付紙卷煙草の刻粉を利用し、輸出用に供する目的を以て四十二年三月以降製造を開始したり。

口付紙卷煙草製造作業の一部及刻煙草作業の大部は、創業以來直營工場未完成の間は之を場外作業に委し、全部直營作業を實施する能はずして今年に及べり。然れども場外作業擔當人中事故により廢業を願出でたる製造數量に對しては、成るべく在來の建物を利用し或は民有建物を借上げ、以て直營作業を擴張するの方針を採り、口付紙卷煙草は大阪製造所に於ては四十一年十月以降場外作業を廢し全部直營を實行するに至り、現在口付紙卷煙草製造作業の一部を場外作業となすは東京製造所のみとなれり。又刻煙草の直營製造數量は百八萬三千餘貫に達し、總製造額の一割八分强を示せり。而して刻煙草場外作業は創業以來葉拵・截刻・袋詰の三作業を請負はしむるの制度なりしも、前款に述べたるが如く袋詰作業は直營作業に移すを適當となし、四十年度より之を實行したる結果、本年度に於ては既に年額百五十八萬餘貫に對し、袋詰作業の直營を實施するに至れり。

尙ほ刻煙草包裹面に工場名を印刷することは、作業方法の熟達及製品の統一と共に四十年度以降之を廢止し、單に製造所名のみを捺印することに改めたるが、爾來一層各所製品の統一に努力したる結果、包裹面刷記の必要なきを確認するに至り、本年度八月以降全然之を廢止せり。

（六）　煙草輸入

本年度に於ける外國製造煙草の購買高は、紙卷煙草七百八十四萬四千二百五十七本、代金五萬七百九圓、葉卷煙草九十二萬六千九百七十八本、代金三萬八千五百四圓、刻煙草千六百九十四貫四百六匁、代金一萬三千四百五十八圓、板煙草三十九貫六百匁、代金百五十四圓、代金合計十萬二千八百二十六圓にして、前年度代金合計に比し二十二萬三千五百一圓の減少を示せり。

（七）　煙草販賣

煙草販賣官署の本年度末現在數は煙草販賣所十箇所、煙草製造所十七箇所、同分工場五十箇所、及本年度より新設の煙草販賣所又は煙草製造所の藏置所四箇所、計八十一箇所にして、之を前年度に比すれば、製造所二箇所、藏置所四箇所を增し、販賣所五箇所、製造所分工場十二箇所を減じ、結局總數に於て十一箇所の減少を來せり。尙ほ之を販賣煙草の種類に依り區分するときは、內國製刻煙草は全國各販賣官署何れも之を販賣し、其の中內國製卷煙草を併せ販賣するもの四十八箇所、內國製葉卷煙草及輸入製造煙草を併せ販賣するもの十六箇所にして、前年度末に比し刻煙草販賣官署は十一箇所を減じ、卷煙草販賣官署は一箇所を增加したり。

煙草賣捌人に對しては依然整理の步を進めたる結果、本年度末の現在人員は元賣捌人五百八十九人、小賣人三十三萬三千五百七十人となり、卽ち前年度末に比し各、七百七十五人、二萬五千二百十人を減じたり。

本年度各種煙草の賣行は前年度末に於ける定價引上の影響に加ふるに、引續き一般經濟界の沈衰の爲め、前年度に比較し各種類共概ね減少を來せり。然れども之が減少の程度は定價引上當時に於ける當局の豫想程度以下なりしを以て、定價引上に因る收入の增加と相俟ちて、本年度煙草專賣益金は遂に豫算額を遙に超過するの好成績を得たり。今各種の煙草に就き其の賣行狀況を述べんに、內國製口付卷煙草は値上前迄比年賣行增進の程度著しかりし反動として、値上の影響を受くること特に甚しく、前年度に比し約二割五分の減少を來し、賣渡代金に於ても約六分の減少を見たり。而して此の種の煙草中獨り敷島のみが前年度に比し却て五割以上の增加を示したるは、主として改正定價が一般消費者の購買上便利なるに基因するものの如し。內國製兩切卷煙草は從來連年の需要減縮に加へ、更に前年度の定價引上に遇ひ、各種類共其の賣行著しく減少せるも、獨りゴールデンバットのみは値上前に比し却て多大の增加を來し、其の增加數量は他種の減少高を補うて尙ほ餘りあり、結局兩卷煙草各種を通じて前年度に比し、賣行數量に於て一割二分五厘の增加を示せり。內國製刻煙草は本年度の賣行數量を採りて直に前年度に比較するときは、多大の增加を來せりと雖も、之れ前年度に於ては前々年度末に於ける五匁定價引上の際、元賣捌人に於て多額の見越買受を爲したるの反動を受け、其の賣行著しく減少せし關係に因るものにして、今假に此の事なしとせば、刻煙草各種を通じ其の賣行數量は前年度に比し約一割二分の減少となるべし。然れども賣渡單價の引上に因り、賣渡總代金は前年度に比し却て多額の增加を來せり。內國製葉卷煙草も値上其の他の影響を蒙ること甚しく、其の賣行數量は前年度に比し約四割を減少したり。輸入製造煙草も亦一般に其の定價を引上げたるに拘らず、此の種の煙草に限り値上前に比し却て賣行高の增加を示せるは、本品に對する一般嗜好增進の趨勢侮るべからざるものあると、當局に於て著々需要多き製品の輸入を圖りしに由るものの如し。

（八）煙草輸移出

本年度に於ける製造煙草の輸出は之を前年度の好況に反して、清韓兩國孰れも著しく不振の狀況を呈したり。卽ち總輸出高は口付五億六千八百四十四萬本、兩切三億二千二百十七萬八千本、刻三萬七千六百十貫にして、前年度に比し口付及刻は共に二割、兩切は五割の減少を見るに至れり。其の主因は英米トラスト及露國煙草會社との競爭仍ほ止まず、且つ清國に於ける銀價の低落は依然日清貿易に尠からざる打擊を與へたるにあるものなり。又移出に在りては口付二億六千三百八十二萬本兩切二千百七十三萬二千本、刻三萬二百十二貫にして、口付は前年と大差なかりしも、兩切は七割を減じ、刻は之に反して七割を增加し、其の嗜好の一變を示したり。

第十二款　明治四十二年度

（一）煙草耕作

本年度の公示段別は三萬三千五百二十六町歩にして、耕作許可の申請を爲したるもの總計人員二十三萬五千八百五人、段別三萬八十五町餘歩なりとす。之に對して許可を與へたるは二十三萬五千七百二十六人、段別三萬六十七町餘歩にして、七十九人、十八町餘歩は不許可となりたり。又本年度試作許可は五千百七十七人、二百五十四町餘歩なり。而して査定の結果植付の實蹟は人員二十三萬六千四百二十六人、段別二萬九千三百七十四町歩にして、前年度に比し人員五千四百五十八人、段別五百

二町歩の減少を示せり。

豫定の方針に基き本年に整理したる產地を列擧すれば、東京專賣支局管內沼田、三春專賣支局管內鶴岡、名古屋專賣支局管內淸內路、元金澤專賣支局管內大久保、元大阪專賣支局管內中洲、高梁專賣支局管內郡家、池田專賣支局管內大洲、三島、熊本專賣支局管內人吉等なり。

本年中に於ける全國作柄を通觀するに、苗床期中の天候は關東、關西の一部を除き概して不良にして、病害を被り移植の遲延せし處尠からざりしも、苗の不足せしは元金澤專賣支局管內の一部に止まれり。而して關東地方は生育期及乾燥期中の天候適順にして平年作以上の良作を得たるも、奧羽、北陸、四國地方は移植後旱害及病蟲害を被り、殊に關西、九州地方は暴風雨の害を受け、平年作以下の減收を呈せり。但し全國の作柄を平均すれば收量、品質共に平年作なりき。卽ち本年度收穫高は合計一千百十一萬八十六貫（內年度內收納濟一千七十二萬二百八十六貫、亡失廢棄十三萬三千六百四十五貫、其の他二十五萬六千百五十四貫）、平均一段歩當收穫高三十七貫八百二十二匁、平均一貫匁當賠償價格九十五錢三厘にして、前年度に比し總收穫高は五萬七千四百五十一貫を、平均收穫高は八百三十一匁を增加したるも、平均賠償價格に於て三錢七厘を低下したり。

（二）葉煙草收納

本年產葉煙草の收納見込額は千百萬五千餘貫匁、賠償豫定額千百二十二萬六千餘圓なりしが、實際の收納額は新葉千七十二萬三百貫、賠償金千二十一萬四千八百餘圓、古葉六十六萬五千四百三十貫、賠償金四十萬二千七百餘圓、合計千百三十八萬五千七百餘貫、千六十一萬七千六百七圓にして、前年度に比し量目は七十六萬九千貫、賠償金は十九萬七千餘圓を增加したり。又一人當平均收納量目は四十三貫九百匁、賠償金は四十一圓にして、前年度に比し量目は百匁を、金額は二圓二十錢を減じたり。

（三）葉煙草輸入

米國產葉煙草は從來購買官を派遣し直接市場より購買し、此等の購買葉煙草は之を購買迫に貯藏し、製造上必要の都度本邦に輸入し來りしが、本年度に於ては新に購買の必要なきを以て之を中止すると共に、貯藏其の他の關係に依り三十九年度以後購買に係る分全部を輸入したり。其の他の外國產葉煙草は、輸入取扱人を命じ輸入を爲さしめたるも、之れ亦土耳古葉の外購買の必要なかりしを以て、外國產葉煙草の購買高は全體を通じて僅に四千六百八十九貫、四萬三百二十三圓に過ぎざりき。

（四）葉煙草輸移出

本年度に於ける葉煙草の賣渡高は量目五萬四千百六十九貫、代金六萬八千六百五十一圓にして、前年度に比し量目一萬六千八百三十七貫、代金四萬五千三百四十八圓の增加を示したり。斯くの如く增加を來したる所以は、蓋し對淸、韓國煙草輸出業者中關稅輕減の目的を以て、製品輸出に代ふるに葉煙草輸出を以てするの傾向を生じ、之が賣渡を希望する者增加したるに由るものなり。

（五）煙草製造

本年度に於て煙草製造の爲に使用したる葉煙草の原量目は九百三萬六千三百十九貫にして、解包調理の結果八百三十五萬九千二百十九貫となり、差引六十七萬七千百貫（七分五厘）の缺減を生せり。之を前年度に比するに、原量目は百三十萬七千四百二十貫、實量目は百二十五萬二千百八十六貫、缺減量目は五萬五千二百三十三貫を各減少せり。

本年度に於ける煙草製造高は口付紙卷煙草五十二億一千五百二萬一千餘本、兩切紙卷煙草十億六

千百五十六萬四千餘本、葉卷煙草八十八萬七千餘本、刻煙草六百十七萬四千九百餘貫匁にして、之を前年度に對比するときは、口付紙卷煙草十億五千三百五十四萬一千餘本を減少したるも、葉卷煙草四十六萬餘本、刻煙草十五萬二千六百餘貫匁、兩切紙卷煙草八千九百五十五萬七千餘本を增加したり。今各種煙草製造の概要を述ぶれば、口付紙卷煙草に在りては、本邦產葉煙草の品質特徵を發揮したる優等品を希望するものありし爲め、之が嗜好に應ずるの目的を以て四十三年三月以降國華の製造を開始せり。又葉卷煙草に在りては需要者の購買及携帶の便を圖るの目的を以て、先づ本年度よりロンドレス五本包裹入、セニョリタス十本包裹入の製造を開始せり。

既述の如く煙草の製造作業は、新工場未完成の間は全部の直營を實施する能はざるを以て、口付紙卷煙草製造作業の一部及刻煙草製造作業の大部は之を場外作業に委したるも、生產費の節約及取締の完全を期する爲め、可及的在來建物を利用し又は民有建物を借上げて直營作業を擴張するの方針を採り來りし結果、口付紙卷煙草の製造に於ては遂に四十三年二月に至り全部の直營を實行するに至れり。又刻煙草の直營も漸次擴張せられ、其の製造額は總製造數量の約四分の一卽ち百四十九萬八千餘貫匁に達し、前年度に比し實に四十一萬五千餘貫匁を增加したり。袋詰作業の直營亦著々進捗し、本年度に於ては製造官署の七割以上之を實施するに至れり。

（六）煙草輸入

本年度に於ける外國製造煙草の購買高は紙卷煙草九百八十六萬一千四百三十本、代金五萬七千二百圓、葉卷煙草三十一萬七千五百本、代金一萬三千七百五十五圓、刻煙草九百二貫四百匁、代金七千三百四十圓、板煙草百八貫匁、代金四百六十二圓、代金合計七萬八千七百五十九圓にして、前年度代金合計に比し二萬四千六十七圓の減少を示せり。

（七）煙草販賣

煙草販賣官署の本年度末現在數は製造所二十箇所、同支所二十七箇所、專賣支局一箇所、同出張所二箇所、合計五十箇所にして、前年度に比し販賣官署の名稱及箇所數に於て多大の變更を來せるは、本年度始より實施せられたる專賣局官制改正の結果、從來の煙草販賣所、煙草藏置所を廢して、其の取扱に係る煙草販賣事務を製造所、同支所、專賣支局、同出張所に移し、又從來の製造所分工場を其の支所に改め、其の他販賣事務の簡捷統一を期する爲め、同一地方に集團せし數多の販賣官署中、將來存置の必要なきものを、各其の附近販賣官署に合併整理せしに因るものにして、結局販賣官署の總數は前年度末に比し三十一箇所の減少を來せり。尙ほ之を販賣煙草の種類に依りて區分すれば、內國製品及輸入製品全部を販賣するものは十六箇所にして前年度末に比し異動なく、內國製紙卷・刻煙草のみを販賣するものは三十一箇所にして一箇所を減じ、內國製刻煙草のみを販賣するものは三箇所にして三十箇所を減じたり。

煙草賣捌人に對しては尙ほ前年度來の方針に依り整理を續行し來りしが、會〻四十二年六月を以て從來の元賣捌人・小賣人共其の指定期間滿了し、更に次期賣捌人の指定を要することとなりしを以て元賣捌人は豫て調査せる方針に基き全國を四百四十五營業區域に分ち、一區域一人の元賣捌人を指定し、尙ほ區域內必要の地には支店を設置せしむることとし、小賣人は從來の小賣人中犯則者・行方不明者又は事實營業を爲さざる者等缺點ある者のみを淘汰し、其の他は全部繼續指定を爲すこととせり。其の結果元賣捌人・小賣人共整理前に比し著しく其の數を減じ、本年度末の現在數は元賣捌人四

百四十九人にして、前年度末に比し百四十二人を減じ、小賣人は十九萬九千九百七十八人にして、前年度末に比し十三萬三千五百九十二人を減じたり。尙ほ前記賣捌人の整理を機とし、新に指定すべき賣捌人の營業を改善し、之が監督を嚴にする爲め規定を改正するの必要を認め、四十二年四月を以て從來の煙草賣捌規則を改正し、新に煙草元賣捌人の營業區域指定方、煙草賣捌人の店舗の設備、煙草供給方に關する規定を設け、其の他煙草元賣捌人の煙草小賣人に對する賣渡價格等を定め、同年七月一日より實施することとしたり。而して改正規則實施後の狀況に徵すれば、各賣捌人の營業狀態一新し、煙草配給上頗る圓滿なるを得るに至れり。

本年度中國內に於ける各種煙草の賣行は、前年度來繼續せる一般經濟界沈衰の影響を蒙り、其の賣渡實蹟は數量代金とも前年度に比し概ね減少したるも、本年度に於ては口付紙卷煙草竝に刻煙草に於て比較的上級品の賣行多かりしと、生產費の節約額多かりし等に因り專賣益金は豫定以上の好成績を收め得たり。今各種煙草に就き其の販賣狀況を見るに、口付紙卷煙草にありては本年度內地賣渡高は數量三十九億三千九百七十五萬七千本、代金千六百八萬六千二百二十七圓にして、前年度に比し數量に於て約一割五分、代金に於て約一割三分の減少を來せり。之れ蓋し一般經濟界不振の結果本品需要者の一部が其の嗜好を比較的廉價なる刻煙草及兩切紙卷煙草に轉じたるもの其の主因なるが如し。次に兩切紙卷煙草は口付紙卷煙草よりの需要轉加と、下級品就中ゴールデンバットの賣行著しく增加したるとの爲め、其の本年度內地賣渡實蹟は數量七億九千百四十萬本、代金三百四十八萬六千五百八十五圓に上り、前年度に比し數量に於て約一割九分、代金に於て約一割五分の增加を示せり。又刻煙草の本年度內地賣渡高は數量六百五十八萬四千七百二十九貫、代金四千九百十八萬六千八百圓にして、前年度に比し數量に於ては約三厘の減少を來せるに拘らず、代金に於ては却て四厘の增加を來せり。蓋し此の種煙草中上級品は口付紙卷よりの需要轉加等に因り賣行增加せるに拘らず、下級品は尙ほ經濟界不況の影響を受け賣行減少せしに因る。內國製葉卷煙草は本年度より新に五本入、十本入の小包裝を新製發賣したる爲め一時之が需要を喚起し、遂に總數量に於て六十萬五千餘本、代金二萬七千九百餘圓の賣行を見るに至り、前年度に比し數量に於て約二十二割、代金に於て約十七割の增加を示せり。輸入製造煙草も本年度に入り新規輸入發賣したる種類多かりし爲め其の賣行著しく增大し、遂に本年度の賣上數量は卷煙草千二百五十八萬八千餘本、刻煙草千五百餘貫匁、代金合計四十三萬七千七百餘圓に達し、前年度に比し數量に於て約一割九分、代金に於て約一割を增加せり。

（八）煙草輸移出

本年度に於ける製造煙草の輸出用賣渡高は口付紙卷煙草數量五億四百七十二萬本、代金八十一萬二千五百五十一圓、兩切紙卷煙草數量四億二千百三十七萬八千本、代金五十萬七千九百七十五圓、刻煙草數量四萬四千七百四十四貫、代金二十二萬二千十一圓、代金合計百五十四萬二千五百三十七圓にして、同上移出用賣渡高は口付紙卷煙草三億三千五百八十四萬本、代金四十萬七千四百九圓、刻煙草二萬二千八百十八貫、代金八萬五千九百九十八圓、代金合計四十九萬三千四百七圓（兩切煙草なし）なりとす。今輸移出合計に就て見るに、口付紙卷煙草は前年度より二割八分の減を示し、兩切紙卷煙草は五分、刻煙草は一割九分の增加を見、全體に於て多少の減少を見るに至れり。斯くの如く減少を來したるは强ち市場の商況不振のみに因るものに非ずして、從來の輸出業者たる東亞煙草株式會社が韓國京城

及清國營口に煙草製造工場を興し、內地產葉煙草を輸出して之が製造に著手したること、四月の頃清國吉林地方に於て清國官憲が課稅問題に關聯し、外國煙草の販賣禁止をなしたること、及九月以降に於ける北清一帶の日貨排斥等其の主因を爲したるものと云ふべく、又移出に就ては四十二年六月一日以降樺太に專賣法の施行ありて、同島移出のこと消滅したる爲め、移出高の計數に影響を及ぼしたるものなり。

第十三款　明治四十三年度

(一) 煙草耕作

本年度公示段別は三萬千五百五十九町歩なりしが、耕作許可の申請を爲したるもの總計二十一萬四千三百三十五人、段別二萬八千二百五町歩餘にして、之に對し許可を與へたるは二十一萬四千二百十八人、段別二萬八千百九十二町餘歩なり。又本年度試作許可段別は八千五百九十五人、七百四十九町餘歩にして、兩者を合計するときは人員二十二萬二千八百十三人、段別二萬八千九百四十一町歩なりとす。而して實際の植付段別は耕作者二十三萬三千七人、此の段別二萬九千七百二十四町歩にして、前年度に比し耕作者三千四百十九人を減じ、段別三百五十町歩を增加せり。

豫定の方針に基き本年度に於て產地整理を爲したるは仙臺專賣支局管內狼河原、名古屋專賣支局管內鹽津、坂出支局管內來見、廣田等なり。

本年に於ける全國の作柄を通觀するに、苗床期は初期の天候適順ならず發芽一般に遲れしも、爾後天候順に歸すると共に生育を促進し、平年と大差なく移植を了するを得たり。本圃生育期に於ては關西、中國、九州地方の早作產地は旱害、病蟲害、暴風被害等の爲め幾分生育を阻害せられしも、收量は平年と大差なきを得、其の他の產地は天候概して適順にして生育旺盛に、就中關東及關西の一部地方の如き近年無比の好況を呈するに至れり。然れども收穫期、乾燥期に入りて天候概して適順を缺き、九州地方早作產地は旱天持續し、其の他の產地は低溫多雨殊に關東及關西の一部地方にありては八月中旬に於て暴風の被害と共に洪水に遭ひ、爲に桐ヶ作產地の如き約五百町歩の浸水を見るに至り、品質を不良ならしめたり。而して本年度收穫高は總計千百三十四萬四千四百八十九貫匁（此の內收納高千八十三萬三千四百七十三貫、亡失廢棄其の他二萬七千九百七貫）、一段歩當平均收穫高三十八貫百六十五匁にして、平年に比し幾分增收を示したるも、品質は稍〻不良にして一貫匁當賠償價格八十八錢四厘となり、前年度よりも六錢九厘を低下したり。

(二) 葉煙草收納

四十三年產葉煙草收量は千百三十三萬二千四百餘貫匁、此の所要賠償金千四十七萬八千三百餘圓の豫定にして、內翌年度繰越分二十五萬七千二百餘貫匁、賠償金十八萬五千百餘圓を除き、本年度に於て收納すべきは新葉千百七萬五千百餘貫、賠償金千二十九萬三千二百餘圓、古葉二十七萬六千九百餘貫、賠償金十六萬二千八百餘圓、合計千百三十五萬二千餘貫、賠償金千四十五萬六千餘圓の豫定計畫なりしも、收納實蹟は新葉千八十三萬三千四百餘貫匁、賠償金九百五十七萬五千五百餘圓、古葉二十七萬七千三百餘貫、賠償金十六萬三千四百餘圓、合計千百十一萬八百餘貫、賠償金九百七十三萬八千九百餘圓となり、數量賠償金共に多少の減額を示したり。

(三) 葉煙草輸入

米國產葉煙草は本年度に於ても持越品豐富にして購買の必要なく、其の他の外國產葉煙草にありても原料潤澤なりしを以て、本年度の輸入高は僅に土耳古產葉煙草の一千九百九十八貫、價格二萬八千百七十圓に止まりたり。

（四）葉煙草輸移出

本年度輸移出用葉煙草賣渡高は數量三十二萬三千五十三貫、代金四十八萬八千五百四十四圓にして、前年度に比し約四倍弱の激增を爲したるが、右は製品の輸移出者中、前年度末より淸國及朝鮮に於て煙草の製造を開始し、本年度に至り製造事業稍〻其の緒に就き、之が原料として多量の需要ありたるに因るものなり。

（五）煙草製造

煙草製造の爲め使用したる葉煙草の原量目は千百六十一萬三千五百八十八貫にして、解包調理の結果千八十九萬三千四百八十八貫となり、差引七十二萬百貫（六分二厘）の缺減を生じたり。之を前年度に比するに原量目に於て九十八萬七千四百七十五貫、實量目に於て百五萬六千五百五十七貫を增加し、缺減量目に於て六萬九千八十貫を減少したり。

本年度に於ける煙草製造高は口付紙卷煙草四十五億三千四百七十一萬一千餘本、兩切紙卷煙草十二億一千四百七十萬三千餘本、葉卷煙草七十萬六千餘本、刻煙草七百十一萬三千八百貫匁にして、之を前年度に對比するときは、口付紙卷煙草六億八千三十九萬九千餘本、葉卷煙草十八萬本を減少したるも、兩切紙卷煙草一億五千三百十三萬九千餘本、刻煙草九十三萬八千餘貫を增加したり。今各種煙草製造の狀況を概說するに、口付紙卷煙草は從來普通型に止まりたるも、需要者中露西亞式細卷製品を希望する者あるに至りたるを以て、之に應ずるが爲め四十三年四月以降「やよひ」の製造を開始し、又喫味緩和を尙ぶの傾向に投じて四十四年一月以降芙蓉及八雲の製造を開始し、尙ほ低價煙草の賣行良好に鑑みて、敷島・朝日其の他より生ずる刻屑及仕上粉煙草にして從來廢物となしたるものを利用して、四十四年一月より「たつ田」の製造を開始せり。兩切煙草は數年來漸次需要減退したるも、本年度に至り稍〻需要增加の傾向を示し、而も喫味緩和なるものを尙ぶが如くなるを以て、四十三年五月以降エアーシップの製造を開始したり。更に又從來の製品は裝置の關係上濕潤季に往々變質することあるに因り、之を豫防する爲め鍼力鏈入（五十本入）となしたり。次に刻煙草にありては從來廢物となしたる粉煙草を利用する目的を以て、四十三年十二月以降富貴煙の製造を開始せり。葉卷煙草にありては需要者の購買及携帶の便利を圖る爲め、四十二年に於てロンドレス五本包裹入、セニョリタス十本包裹入の製造を開始し發賣したるに、其の成績良好なりしに因り、本年度に於て更にレガリヤ及オリエンタレス五本包裹入の製造を開始せり。

（六）煙草輸入

本年度に於ける製造煙草の購買高は紙卷煙草千二百四十八萬九千餘本、代金六萬三千五百八十一圓、葉卷煙草四十九萬五千六百本、代金二萬七百六十二圓、刻煙草二千五百六十六貫餘匁、代金一萬八千八百九十圓、板煙草二百六十八貫餘匁、代金九百七十五圓、代金合計十萬四千二百九圓にして、何れも前年度より若干の增加を示し、四十一年度以來一時頓挫を來せし輸入は漸次恢復の狀況を呈するに至れり。尙ほ本年度より海外製造元との間に直接取引を開始し、間接取引（輸入取扱人より購買するもの）と相俟ちて輸入の成績を擧げんことを期したり。

（七）煙草販賣

本年中內國に於ける各種製造煙草は、仍ほ前年度來の經濟界不況の影響を受けて、豫定の賣行を見ること能はざりき。卽ち本年度の總賣渡高は卷煙草五十三億三百九十二萬二千餘本、刻煙草六百七十八萬七千三百餘貫、賣渡代金總計七千三百二十二萬七千三百餘圓にして、豫算に比し數量に於て卷煙草は七分三厘を增し、刻煙草は九分を減じ、總代金に於て三分八厘を減じたり。然れども之を前年度に比較するときは、卷・刻煙草を通じ一般に嗜好向上の趨勢著しく、各種類共比較的上級品の賣行增加したると、本年度の末期に於て數種の口付卷煙草を新製發賣したる爲め、俄に本品の需要を喚起せしとに因り、賣渡數量代金とも著しく增加せり。今各種類別に其の賣行狀況を概說するに、內國製口付紙卷煙草の本年度內地賣渡高は數量四十三億五千五百六十六萬四千餘本、代金千七百八十七萬七千五百餘圓にして、前年度に比し數量一割三分、代金一割一分一厘を增加したり。此の如く好成績を得たるは敷島の賣行益〻增進したると、四十三年二月中芙蓉外二種の新製品發賣に依り一層其の需要を喚起したるに基くものなり。又兩切紙卷煙草は其の品種に依り賣行上多少の消長なきに非ざるも、大體に於て其の需要は殆ど一定せるものの如く、既往數年間格別の變化を認めず、獨りゴールデンバットのみは需要增進の傾向益〻甚しく、加ふるに其の賣行高は兩切紙卷煙草總數量の約八割を占むるが故に、延いて全般の賣行を膨大ならしめ、遂に本年度の兩切紙卷煙草總賣渡數量は九億四千七百三十三萬三千餘本に上り、前年度に比し二割二分を增し、賣渡代金は四百十萬五千四百餘圓にして、前年度に比し一割八分一厘を增加せしむるに至れり。次に刻煙草の本年度總賣渡數量は六百七十八萬七千五百餘貫匁にして、前年度に比し三分を增し、賣渡代金は五千百十九萬九千九百餘圓にして、同じく三分九厘を增加せり。一般に嗜好向上の趨勢は本種にも現はれ、「なでしこ」のみは其の賣行減少せしも、「はぎ」以上は概ね其の賣行を增加せり。更に葉卷煙草は前年度中ロンドレス・セニョリタスの二種に就き、五本入又は十本入の小包裝を發賣せし以來需要激增し、漸次輸入葉卷の領域を侵蝕するの兆あり、其の本年度總賣行數量は九十二萬四千百本にして、前年度に比し五割二分六厘を增し、代金三萬七千百餘圓にして同じく三割二分六厘を增加せり。次に輸入製造煙草の賣行を見るに、葉卷煙草は其の需要の一部が內國製品の爲に侵蝕せられ、他の一部が輸入紙卷煙草へ移轉せるとに因り、其の賣行稍〻減少の傾あり。卽ち本年度賣渡數量は百四十三萬七千四百餘本にして、前年度に比し八分一厘を減じ、賣渡代金は十五萬三千六百餘圓にして、同じく六分八厘を減じたり。之に反し紙卷煙草及刻煙草は數年來需要漸增の勢ありて、其の賣行數量は紙卷千百九十四萬九千餘本、刻其の他二千七十二貫餘匁、賣渡代金は紙卷二十四萬一千九百餘圓、刻其の他四萬九千八百餘圓にして、前年度に比し數量は紙卷八分四厘、刻其の他二割八分二厘、代金は紙卷四分七厘、刻其の他一割九分六厘を增加せり。

（八）煙草輸移出

本年度製造煙草の輸出用賣渡は口付紙卷煙草一億四千六百五十四萬本、代金二十五萬六千百九十四圓、兩切紙卷煙草三億七千七十五萬七千本、代金四十三萬九百二十一圓、刻煙草二萬六千三百九十二貫、代金十二萬七千八百五十四圓、代金合計八十一萬四千九百六十九圓にして、同上移出用賣渡は口付紙卷煙草四億九千四十四萬本、代金六十二萬九千百七十七圓、兩切紙卷煙草二千四百八十一萬本、代金三萬二千五十六圓、刻煙草三萬五千九百六十貫、代金十五萬三千七十七圓、代金合計八十一萬四千三百十圓なりとす。今輸移出數量を前年度に對比するに紙卷煙草に於て約二割、刻煙草に於て約八分の

減少を呈せしが、之れ前數年來東亞煙草株式會社が清國及朝鮮に於て煙草製造を開始したる結果、本邦製品の供給を仰ぐこと減少したるに基くものなり。又前年度に比し移出煙草の激增せるに反し輸出煙草の減少したるは、四十三年八月末韓國合併せられ、以後同國輸出は變じて朝鮮移出となりたるに因るものとす。

第十四款　明治四十四年度

(一)　煙草耕作

本年度の公示段別は三萬千五百五十九町歩にして、耕作許可の申請を爲したるもの總計二十一萬四千三百三十五人、此の段別二萬八千二百五町餘歩にして、此の內許可を與へたるもの二十一萬四千二百十八人、此の段別二萬八千百九十二町餘歩、不許可のもの百十七人、十三町餘歩なり。又本年度試作許可は八千五百九十五人、此の段別七百四十九町餘歩なり。而して査定の實蹟は耕作者二十一萬七千六百四十二人、此の段別二萬七千七百五十六町餘歩、量目千八萬二千六百餘貫にして、前年に比し耕作者は一萬五千三百六十五人、段別は千九百六十七町餘歩、量目百六十八萬三千九百餘貫を減じたり。蓋し前年度に於て耕作成績の不良なりしものの內、幾分減作をなしたる者ありしに因るなり。

豫定の方針に基き本年度に整理したる箇所は神戸支局管內高田取扱所所屬產地のみなりとす。

本年に於ける全國の作柄を通觀するに、苗床期の天候は概して順調なりしも九州地方の一部は降雨旬餘に亙り、關東關西地方は結霜降霰數回に及び多少發育を阻害せり。然れども天候の恢復と共に生育を促進し、平年より一般に移植を早めたり。本圃期に入りては天候不順にして霖雨若くは再三の暴風雨に遭ひ、且つ病害を發生したる等の爲め著しく收量を減じ、松川葉・永府葉・達磨葉・泰野葉產地の如き平年に比し約一割五分乃至三割の減收となり、殊に遠州葉產地は八月上旬に於ける豪雨の爲め、耕作地は浸水或は流失の慘害を蒙り四割餘の減收を呈せり。四國及中國・九州の一部も暴風雨及旱害の爲め生育を阻害し多少收量を減じたるも、收穫期に入り天候概して適順を得、品質の不良を免れたり。而して全國を通算するに平年に比し品質稍〻劣り、量目一割餘の減少にして、爲に耕作者の收入を減じ近年稀有の凶作に終れり。卽ち本年度總收穫高は九百五萬九千三百三十四貫（內年度內收納濟八百七十九萬三千三百八十五貫、翌年度繰越十七萬六千四百一貫、亡失廢棄八萬七千三十貫、其の他二千五百十七貫）、一段歩當平均收穫高三十二貫六百三十九匁、一貫匁當平均賠償價格九十錢九厘にして、前年度に比較するに總收穫高に於て二百二十八萬五千百五十五貫、平均賠償價格に於て僅に二錢五厘を增加したり。

(二)　葉煙草收納

煙草專賣法實施以來葉煙草の賠償價格は殆ど變更なかりしも、本年に至り現時の賠償價格を以てしては、耕作段別の維持困難なりと認めらるる種類に對して、半箇等又は一箇等の引上げを行ひたり（但し達磨葉は十等以下半箇等を引下ぐ）。

本年產葉煙草の收量は九百九十六萬百餘貫匁、此の所要賠償金九百八十二萬三千三百餘圓の豫定にして、內乾燥不充分等の事由により當然年度內に於て收納する能はざる分二十二萬六百餘貫匁、此の賠償金十三萬六千八百餘圓は翌年度に繰越すこととし、本年度內に於て收納すべきは新葉九百七十三萬九千五百餘貫匁、此の賠償金九百六十八萬六千五百餘圓と、前年度收納未濟の古葉十六萬三千

七百餘貫匁、此の賠償金九萬八千餘圓、合計九百九十萬三千二百餘貫匁、此の賠償金九百七十八萬四千五百餘圓とするの豫定計畫を立てたり。而して本年產葉煙草の總收穫量目は九百五萬九千三百餘貫にして、此の內年度內に收納したるは八百七十九萬三千三百餘貫、此の賠償金七百九十九萬三千八百餘圓、翌年度に繰越したるは十七萬六千四百餘貫、亡失又は廢棄に係るもの八萬七千餘貫、其の他二千五百餘貫匁なりとす。又古葉の收納額は十六萬三千五百餘貫、此の賠償金九萬七千七百餘圓にして、收納額合計八百九十五萬六千八百餘貫匁、此の賠償金八百九萬千五百餘圓なるを以て、之を前年度に比すれば量目に於て二百十五萬三千九百餘貫匁、賠償金に於て百六十四萬七千三百餘圓を減じたり。右の如く作柄不良にして且つ收量を減じたるにも拘らず、獨り平均一貫匁當賠償價格は九十錢三厘に騰り、前年に比し二錢六厘を增加したるは、一に賠償價格の引上を爲したるに因るものなり。

（三）葉煙草輸入

從來外國產葉煙草中購買高の最も多きは米國產にして土耳古產之に亞ぎ、マニラ產最も少し。米國產葉煙草に就ては三十九年度より四十一年度に亙り、購買官を產地に派遣して直接市場に就きて購買を爲し、有利なる實蹟を得たるを以て、本年度に於ても此の方法に依り購買せり。其の他の外國產葉煙草は、專賣局直接在外商人に交涉して購買を爲すものと、輸入取扱人をして輸入を爲さしむるものとの二方法に依れり。葉煙草購買高は米國產三十二萬六千三百九十八貫、九十四萬六百八十五圓、土耳古產三千四百二十三貫、四萬一千九百七十五圓、マニラ產千四百五十貫、二千五百三十七圓、合計三十三萬一千二百七十一貫、九十八萬五千百九十七圓にして、前年度に比し著しく增加したるは、前年度に於ては米國產及マニラ產葉煙草の持越品潤澤にして購買の必要なく、僅に土耳古產の輸入を爲したるのみなるに反し、本年度に於ては原料充實の必要上其の購買を爲したるに因るものとす。

（四）葉煙草輸移出

本年度輸移出用葉煙草の賣渡高は量目二十八萬三千八百三十五貫、代金三十八萬千六百五十九圓にして、前年度に比し數量三萬九千餘貫、代金十萬七千餘圓の減少を見たり。右は內地葉煙草不作の爲め賣渡を控へたると、米國及支那葉にして賣渡すべき在庫品缺乏したるとを主因とするの外、特に本年度は引渡及代金徵收未濟のもの多かりしに因るものとす。獨り埃及向輸出の前年度に比し增加したるは、前年度始めて開始したる同地向輸出が本年度に至り、一層の需要を喚起したるに出づるものなり。

（五）煙草製造

本年度に於て煙草製造の爲め使用せし葉煙草の原量目は一千百十五萬四千二百餘貫匁にして、解包調理の結果實量目一千五十萬二千七百餘貫匁となり、差引六十五萬一千五百餘貫匁卽ち原量目に對して五分八厘の缺減を生じたり。今之を前年度に比すれば原量目に於て四十五萬九千三百餘貫匁、實量目に於て三十九萬七百餘貫匁、缺減量目六萬八千五百餘貫匁卽ち四厘を減少せり。

本年度に於ける煙草製造高（更裝品數量を含む）は、口付紙卷煙草四十六億五千八百九十五萬九千九百四十本、兩切紙卷煙草十四億二千四百七萬九千二百三十本、葉卷煙草七十七萬二千三百七十五本、刻煙草六百七十一萬五千百二十二貫餘にして、之を前年度に對比するときは刻煙草は三十九萬八千六百九十六貫餘を減じ、口付紙卷煙草は一億二千四百二十四萬八千二百三十本、兩切紙卷煙草は二億九百三十七萬五千七百九十本、葉卷煙草は六萬五千八百五十本を增加したり。今各種煙草製造狀況の概

要を述ぶれば、兩切紙卷煙草に在りては前年度よりエアーシップ（氣密丸型鐵力罐五十本入）の製造を開始したるも、同品はチエリーに相當するものにして、尙ほ未だ上級の嗜好を滿足せしむるに足らざる憾あるが故に、更に本年度より品質優良なるアイリスの製造を開始したり。而して從來一般の兩切紙卷煙草の容器は紙函なりしが、本品は濕潤季に於ける變質の防止を兼ね、優美なる意匠を施したる鐵力平型鑵（二十本入）となしたり。葉卷煙草に在りては需要者の購買及携帶の便を圖るの目的を以て、前年度迄にロンドレス・オリエンタレス及レガリヤの各五本、セニヨリタスの十本包裹入製造をなし發賣したるに、其の成績良好なりしが故に、本年度よりは其の以外の製品卽ちイムペリアルス・ペルフエクトス・プリンセサスも亦五本包裹入の製造を開始したり。尙ほ口付紙卷煙草の製造に就ては特に記すべきことなし。

（六）煙草輸入

本年度に於ける外國製造煙草の購買高は紙卷煙草九百二十三萬六百六十本、代金四萬八千六百六十八圓、葉卷煙草八十八萬九千百二十五本、代金三萬九千七百八十一圓、刻煙草千六百七十七貫餘匁、代金一萬二千五百六十九圓、代金合計十萬一千十九圓にして、前年度代金合計に比し三千百九十圓を減少したり。

（七）煙草販賣

煙草販賣官署は事業開始以來專賣局官制の改正又は製造所分工場の廢合等、時々の機會を利用して之が整理を行ひたるが故に、其の配置は前年度來著しき變動なく、本年度にては僅に名古屋製造所岐阜支所の廢止、金澤製造所勝山支所に於ける販賣事務の廢止に依り、內國製紙卷及刻煙草販賣官署二箇所を減じたるのみなり。煙草販賣官署の本年度末現在數は製造所二十箇所、同支所二十五箇所、專賣支局一箇所、同出張所二箇所、合計四十八箇所にして、其の中內國製品及輸入製品全部を販賣するもの十六箇所、內國製紙卷・刻煙草のみを販賣するもの二十九箇所、內國製刻煙草のみを販賣するもの三箇所なりとす。

煙草元賣捌人は四十二年七月の指定更新に依り、之が整理に一段落を劃せし以來其の變動極めて少く、其の本年度末現在人員は四百四十五人、營業所數千六箇所にして、前年度末に比し人員に於て一人、營業所數に於て三箇所を減じ、平均一箇所當人口五萬一千四百五十九人とす。小賣人も亦四十二年七月の指定更新期を以て一應の整理を行ひしが、當時成るべく急劇の變化を避け、爾後尙ほ漸を追うて之を續行するの方針を採り、本年度に入りても其の增減變動少からず。其の本年度末現在人員は前年度末に比し、六千八百一人を減じて十八萬三千六百九人となり、平均一人に付人口二百八十一人に當れり。

本年度間內國に於ける煙草の賣行は、一般經濟界の不振に加ふるに米價騰貴の爲め細民の購買力を減じ、下級煙草の賣行に影響せること尠からざりしも、中流以上の消費者に在りては、寧ろ生活程度の昂上に伴ひ需要の傾向漸次上級品に轉じ、又刻煙草の消費者中卷煙草に移りし者尠からざる等の爲め、賣行數量は前年度に比し幾分の減少を來せしに拘はらず、代金に於ては殆ど變化なかりき。卽ち本年度の全國販賣官署賣渡數量は卷煙草五十五億二千二百八十八萬八千餘本、賣渡代金二千二百七十四萬二千五百餘圓、刻煙草賣渡數量六百五十四萬九千三百餘貫匁、賣渡代金四千九百七十八萬七千三百餘圓、合計賣渡代金七千二百五十二萬九千九百餘圓にして、之を前年度に比すれば卷煙草は數

量に於て四分一厘、代金に於て三分三厘を增し、刻煙草は數量に於て三分五厘、代金に於て二分八厘を減じ、總代金に於て九厘を減じたり。今種類別に依る各種煙草の賣行狀況を述ぶれば、內國製口付卷煙草の本年度內地賣渡高は四十三億四千三百七萬八千餘本、代金千七百八十七萬七千七百餘圓にして、前年度に比し數量に於ては三厘を減せるも代金に於ては殆んど增減なし。蓋し大和以下の下級品は前年度に比し何れも賣行減少せるに反し、敷島・美蓉等の比較的上級品は却て增加せしが爲め、斯かる結果を生せるものとす。而して敷島・美蓉は其の賣行高口付卷煙草全數の八割を占め、殆んど之を代表せるの觀あり。內國製兩切卷煙草の本年度賣渡數量は十一億七千八百九十五萬一千餘本、賣渡代金四百八十二萬五千六百餘圓にして、前年度に比し數量に於て二割四分四厘、代金に於て一割七分五厘を增加せり。斯く多大の增加を示せるは、蓋しゴールデンバット・「ほまれ」の二種が他の卷煙草及刻煙草よりの嗜好の推移に依り著しく其の賣行を增加し、遂に兩切卷煙草總賣行數量の九割二分を占むるに至りしに因る。然れども前記二種以外の上級品に至りては、其の賣行何れも減少せし爲め總代金の增加歩合は遂に數量增加の程度に達せざりき。次に內國製刻煙草の本年度賣渡數量は六百五十四萬九千三百餘貫匁、賣渡代金四千九百七十八萬七千三百餘圓にして、前年度に比し數量に於ては三分五厘、代金に於ては二分八厘を減じたり。就中「はぎ」以下の下級品は、細民の節煙と嗜好上向との影響に因り其の減少最も甚しく、福壽草以上の上級品亦卷煙草への嗜好變化等に依り減少し、「あやめ」以上の中級品は主として下級品よりの嗜好の上進に依り增加せり。內國製葉卷煙草は前年度は下級品ロンドレス・セニョリタスの二種に對する小包裹入新製品の發賣に依り一時其の需要を喚起し、延て同年度の賣行總額を增加せしも、本年度に入りては其の反動として該品の賣行却て減退せり。然るに他の上級品亦本年度より小包裹裝置品を發賣せし爲め、此等の上級品は何れも前年度に比し幾分の賣行增加を見、結局總賣渡代金は前年度に超過せしも、數量は遂に前年度に達せざりき。即ち本年度の總賣渡高は八十五萬八千六百餘本、代金三萬九千百餘圓にして、前年度に比し數量に於て七分一厘を減じ、代金に於て五分四厘を增加せり。又輸入製造煙草の本年度賣渡高は、紙卷煙草千百九十八萬五千四百餘本、代金二十四萬八千四百餘圓、葉卷煙草百六十六萬七千四百餘本、代金十八萬千三百餘圓、刻煙草其の他千九百三十貫餘匁、代金四萬九千三百餘圓、合計代金四十七萬九千百餘圓にして、前年度に比し紙卷煙草は數量に於て三厘、代金に於て二分七厘、葉卷煙草は數量一割六分、代金一割八分一厘を增加し、刻煙草其の他は數量六分八厘、代金一分を減じ、總代金に於ては七分六厘を增せり。蓋し一般消費者嗜好上進の傾向は漸次輸入品に及び、其の需要を增進せしめしものとす。

（八）煙草輸移出

本年度に於ける製造煙草の輸出用賣渡高は口付紙卷煙草一億四千九十二萬本、代金十九萬六百圓、兩切紙卷煙草一億五千五十四萬九千本、代金二十六萬二千三百三十五圓、刻煙草八千八百三十貫、代金四萬九十四圓、代金合計四十九萬三千二十九圓にして、同上移出用賣渡高は口付紙卷煙草五億三百四十二萬本、代金六十七萬五千五百二十圓、兩切紙卷煙草二千百五十一萬本、代金二萬六千二百八十八圓、刻煙草三萬七千六百四十二貫、代金十五萬六百三圓、代金合計八十五萬二千四百十一圓なりとす。今輸移出を合せたる賣渡數量を前年度に對比するときは、紙卷煙草に於て約二割九厘、刻煙草に於て二割五分四厘を減少したり。右は清國及朝鮮に工場を有し本邦葉煙草を輸出して各種の製品を製造する東亞煙草株式會社が益〻其の業務を擴張し、生產力を增加したるが爲め、本邦製品の供給を仰ぐこ

と逐次減少するに至りたる結果にして、今同會社製品の販賣數量と前記賣渡數量と合算比較するときは、紙卷煙草は十九億五千五百三十九萬本、刻煙草は六萬五千八百六十五貫となり、前者は一割七分後者は一分七厘の增加を示し、其の需要額は寧ろ增進の趨勢に在るを知るべし。

第十五款　大正元年度

(一)　煙草耕作

本年の公示段別は三萬四千百九十三町歩なりしが、耕作許可の申請を爲したるもの合計二十一萬五千六百八十八人、此の段別三萬九十七町餘歩にして、之に對し許可を與へたるもの三萬九十一町餘歩、不許可のもの五十六人、此の段別六町餘歩なりき。又本年度試作許可段別は四千五百二十九人、段別三百十二町歩なりとす。而して實際植付せしものは耕作者二十一萬六千七百十四人、段別二萬九千三百七十八町餘歩にして、前年に比し耕作者九百二十八人を減じ、段別千六百二十二町餘歩を增加したり。

豫定の方針に基き本年度に整理を遂行したるは小出雲專賣支局管內の關原產地なり。

本年の作柄を概觀するに、苗床期の天候は概して不順にして再三結霜降雹あり、且つ病害の爲め發育を阻害せし處ありしも、其の後の天候恢復と共に生育を挽回し概して平年より移植を早めたり。移植後關東・九州地方の一部には降雹・風雨あり、關西・中國地方の一部は雨濕尠かりし爲め生育上多少の影響を被りたるも、其の後の天候適順なりしにより生育を挽回するに至れり。其の他の地方は終始天候概して順を得たるを以て生育良好にして、秦野・遠州・大草・新田・米國・三原・阿波葉產地の如きは、平年に比し二割乃至三割餘の增收を見たり。又奧羽・北陸・中國・九州地方の一部晩作產地に在りては、收穫期に至り降雨連續し且つ暴風雨の害を被りしに因り、尠からず收量・品質を減損せり。卽ち本年度總收穫高は千百六十二萬三千五百二十五貫（此の內年度內收納濟千百二十九萬六千三百二十五貫、翌年度繰越二十三萬三千百二十一貫、亡失廢棄九萬二千三百二十五貫、其の他千七百五十三貫）、一段歩當同上三十九貫五百六十五匁にして、昨年度に比し總收穫高に於て二百五十六萬四千百九十一貫、一段歩當收穫高に於て六貫九百二十六匁を增し、平年に比し七分餘の增收なりとす。又品質概して優秀なりし爲め一貫匁當賠償價格は一圓十四錢三厘となり、前年度に比し二十三錢四厘を增し、平年に比し一割一歩强の上進を示せり。

(二)　葉煙草收納

葉煙草の賠償價格等級は從來最高四圓四十錢以下最低二十錢迄十八等級なりしも、上位のものは各等價格の差四十錢乃至六十錢の多きに達し、等級間の開差過大なるが爲め、同一等級にて收納する葉煙草中品質に優劣あるものを生じ、其の結果優良產地に於ける耕作者の收益に關係を及ぼす嫌ありしを以て、之が等級の改正を行ひ、特等より二十等迄二十四等級となせり。而して近年物價・賃銀の騰貴と耕作方法の集約化との爲め年々生產費の增嵩を來し、收支の權衡を失するものあるのみならず、既往兩三年間の作柄は天候順を得ず、殊に前年の如きは數回の暴風・豪雨若は旱害ありて、著しく收量を減じ、品質を損せし等一層耕作者の損失を多からしめ、延いて產地發展上にも影響を及ぼすに至り、製造原料供給上支障を釀すの虞なきに非ざるを以て、本年度に於て半箇等又は一箇等の價格引上を行ひ、同時に種類別の等級範圍にも改正を加へたり。

本年產葉煙草の收量は千百三十三萬七千四百餘貫、此の所要賠償金千二百五十一萬四千五百餘圓の豫定にして、此の內翌年度繰越分二十三萬四百貫、賠償金十七萬千百餘圓を除き、本年度內に收納すべきは新葉千百十萬七千餘貫、賠償金千二百三十四萬三千四百餘圓、古葉十八萬二千百餘貫、賠償金十三萬三千九百餘圓、合計千百二十八萬九千百餘貫、賠償金千二百四十七萬七千三百餘圓と豫定せり。而して年度內收納の實蹟は新葉千百二十九萬六千三百餘貫、賠償金千二百九十一萬八百餘圓、古葉十八萬二千百餘貫、賠償金十三萬三千九百餘圓、合計千百四十七萬八千五百餘貫、賠償金千三百四萬四千八百餘圓にして、前年度に比し量目に於て二百五十二萬千六百餘貫、賠償金に於て四百九十五萬三千二百餘圓を增加したり。此の如く增收を來したるは、前記の如く耕作段別の增加と稀有の豐作とに基因し、一貫匁當賠償金の著しく增加したるは、賠償價格の引上と比較的優良葉の產出多かりし結果に外ならず。

（三）葉煙草輸入

本年度外國產葉煙草の購買高は量目十九萬三千六百十五貫、價格六十九萬七千六百三十五圓にして、前年度に比すれば量目十三萬七千六百十六貫、價格二十八萬七千五百六十二圓を減じたり。購買高の最大なるは米國葉の量目十七萬五千八百三十九貫、價格六十二萬四千四百五十一圓にして、土耳古葉、アルゼリア葉等之に亞ぐ。米國葉の前年度に比し減少したるは持越品の潤澤なりしに因り、又アルゼリア葉及希臘葉を本年度に於て始めて購買したるは、米葉下級品の代用として原料經濟上有利なるに因るものとす。

（四）葉煙草輸移出

本年度に於ける輸移出用葉煙草の賣渡は量目二十七萬六千八百九十四貫、代金三十六萬五千三百七十圓にして、前年度に比し數量六千九百四十一貫、代金一萬六千二百八十九圓を減じたり。之れ前年度に於ける葉煙草不作の影響を受け賣控を爲したると、輸移出先に於ける商況の變動に因るものとす。

（五）煙草製造

本年度に於て製造煙草生產の爲め使用せし葉煙草の原量目は一千百二十二萬二千八百餘貫にして、解包調理の結果實量目は一千五十八萬五千二百餘貫となり、差引六十三萬七千五百餘貫（五分七厘）の缺減を生じたり。今之を前年度に比すれば原量目に於て六萬八千五百餘貫、實量目に於て八萬二千五百餘貫を增加し、缺減量目に於て一萬三千九百餘貫を減少せり。

本年度に於ける煙草製造高は口付紙卷煙草四十六億五千八百八十二萬七千餘本、兩切紙卷煙草十五億九千九百九十四萬五千餘本、葉卷煙草百一萬餘本、刻煙草六百六十六萬二千三百餘貫にして、前年度に比し口付紙卷煙草は二億一千二百十五萬七千餘本、兩切紙卷煙草は一億九千八百四十三萬三千餘本、葉卷煙草は三十一萬九千餘本、刻煙草は二萬八千五百餘貫を何れも增加せり。

（六）煙草輸入

本年度に於ける外國製造煙草の購買高は、紙卷煙草一千七百六十七萬五千六百本、代金十萬二百五十圓、葉卷煙草百十七萬七千百餘本、代金四萬八千二百六十九圓、刻煙草二千八百二十貫餘匁、代金二萬六千六百十圓、板煙草百七十八貫餘匁、代金七百二十七圓、代金合計十七萬五千八百五十七圓にして、之を前年度に比すれば紙卷は五萬一千五百餘圓、葉卷は八千四百餘圓、刻は一萬四千餘圓、板煙草は七百

餘圓、合計七萬四千八百餘圓の增加を示したり。蓋し前年度に於ける輸入額寡少に失したることは本年度に於ける輸入增加の一因なりと雖も、其の主因とする所は交通機關の發達に伴ひ渡來外人の增加せると、內國人嗜好の益〻向上せる結果に外ならず。尙ほ本年度より外國製造煙草見本調査會なるものを設置し、各國製造販賣業者より提出する見本中より、廣く內外人の嗜好に適する品種を選擇輸入するの方針を採り、供給上遺憾なきを期せり。

（七）煙草販賣

煙草販賣官署は旣往數年の整理に因り其の配置略、適當の域に達したるが故に、本年度に於ても大なる異動なく、唯本年度七月以降函館專賣支局釧路出張所に於て新に卷煙草及刻煙草の販賣を開始したるが爲め、前年度末に比し一箇所の增加を見たるのみなり。

煙草元賣捌人は本年度六月末日を以て全部其の指定期間滿了せしが故に、七月一日より向ふ三箇年の期間を以て更に之を指定せり。然れども元賣捌人に對しては尙ほ從前の通り一營業區域每に一人を配置するの制度を維持し、該營業區域も大體現狀を繼承し、成るべく變更を加へざるの方針を採りしが故に、指定更新後も人員に多大の增減なかりしが、唯此の機會を以て幾分營業區域の廢合を行ひたるものありし結果、本年度末の元賣捌人員は前年度末に比し九人を減じ四百三十六人となれり。煙草小賣人も亦本年度六月末日を以て全部其の指定期間滿了し、七月以降之を更新指定せり。然るに小賣人に對しては從來種々の機會を以て之が整理を續行し來りたるに拘らず、其の配置尙ほ一般に過剩なるを免れざりしが故に、今回の指定更新を機とし、現在小賣人中營業成績著しく不良なるもの、犯則處分を受けたる者等は之を淘汰し、其の他は繼續指定するの方針を採れり。從て指定更新後の小賣人は更新前に比し一萬三千三百四十一人を減じ、又其の本年度末現在人員は十六萬九千八百七十七人にして、前年度末に比し一萬三千七百三十二人を減じたり。

本年度に於ける煙草の賣行は、內國經濟界の不況なりしに拘らず寧ろ好況を呈し、各品種共前年度に比し賣行高を增加せり。特に本年度に於ては五月以降新に煙草元賣捌人の等級を設けて一級乃至六級の六階級とし、該等級に依りて政府の賣渡價格を區分し、就中五級以上の元賣捌人に對しては從來に比し何れも賣渡價格を增加したるが故に、本年度の賣渡代金額は爲に幾分の增加を來せり。本年度の內地用煙草販賣高は卷煙草五十九億三千九十七萬三千餘本、刻煙草六百七十六萬九千五百餘貫匁にして、前年度に比し卷煙草は七分四厘、刻煙草は三分四厘を增加せり。又本年度の賣渡代金總額は七千七百四十四萬四千八百餘圓にして、前年度に比し六分八厘を增加し、此の內前記元賣捌人に對する賣渡價格改正に因る代金增收額百十六萬二千五百圓を控除計算するも、尙ほ前年度に比し五分二厘の增加を示せり。今各種類別の賣行狀況を概說するに、口付紙卷煙草の本年度賣渡高は四十四億四千九百九十六萬一千八百餘本、賣渡代金千八百七十二萬四千七百餘圓にして、前年度に比し數量に於て二分五厘、代金に於て四分七厘を增加せり。蓋し大和以下の下級品は其の賣行概ね減少せるに反し、敷島・不二等の上級品に於て著しき增加を來せしに因るものにして、就中敷島の賣行は年を逐うて益〻增加の趨勢を現はし、本年度の賣行高は口付卷煙草總額の約八割を占めたり。兩切紙卷煙草は各品種共概ね前年に比し著しき增減なきも、獨りゴールデンバット及「ほまれ」の二種は連年賣行增加の一方にして、本年度に入りて更に一層の增加を見、其の賣行ゴールデンバットは總數量の約八割「ほまれ」は約一割五分を占むるに至れり。而して兩切紙卷煙草の本年度總賣渡高は十四億八千十三

萬二千餘本、代金六百十三萬六千九百餘圓にして、前年度に比し數量に於て二割五分五厘、代金に於て二割七分二厘を增加せり。刻煙草は白梅以上の上級品の賣行は概ね減少し、「さつき」「あやめ」の中級品は著しく增加し、最下級品たる「なでしこ」亦增加の兆あり。蓋し上級品の需要者は漸次中級品に下降し、下級品の一部亦上進して中級品をして益〻增加せしめ、而して下級品の需要者は漸次最下級に集中するの傾向あるに因るものと云ふべし。本年度內刻煙草の總賣渡高は六百七十六萬九千五百餘貫匁、代金五千二百五十四萬二千九百餘圓にして、前年度に比し數量三分四厘、代金五分五厘を增加せり。次に內地製葉卷煙草の賣行は前年度に比し大差なく、ロンドレスを除く外は何れも幾分減少せるに拘らず、獨り同品のみ稍〻增加したるが爲め、結局總數量に於て幾分の增加を見たり。其の本年度賣渡高八十七萬九千三百餘本、代金四萬百餘圓にして、前年度に比し數量二分四厘、代金二分七厘を增加せり。輸入製造煙草の賣行は葉卷煙草に於て減少し、紙卷・刻煙草に於て增加の傾向あり。其の賣渡高は紙卷煙草千三百九十六萬九千百餘本、代金二十九萬二千六百餘圓、葉卷煙草百三十五萬五千八百餘本、代金十五萬一千七百餘圓、刻煙草其の他二千二百餘貫匁、代金五萬九千六百餘圓、合計代金五十萬四千百餘圓にして、前年度に比し數量に於て紙卷煙草は一割六分六厘、刻煙草其の他は一割五分を減少し、葉卷煙草は一割八分七厘を減少し、又總代金に於ては五分三厘を增加したり。

（八）煙草輸移出

本年度に於ける製造煙草の輸出用賣渡高は、口付紙卷煙草數量三千四百二萬本、代金七萬一千七百二十一圓、兩切紙卷煙草數量一億六千二百八十四萬五千本、代金二十六萬八千百三十四圓、刻煙草數量八千六百七十四貫、代金四萬五千四百五十七圓、代金合計三十八萬五千三百十二圓にして、同上移出用賣渡高は口付紙卷煙草數量四億七千三百三十六萬本、代金五十八萬五千八圓、兩切紙卷煙草千六百五十三萬本、代金一萬八千二百七十八圓、刻煙草二萬七千七百二貫、代金十二萬四百三十六圓、代金合計七十二萬三千七百二十二圓なりとす。今輸移出用賣渡數量を前年度に對比するに、兩切に於て四分の增加を見たるも口付及刻に於て二割一分乃至二割二分を減少し、總代金に於ては二十三萬六千四百餘圓を減少したり。

第十六款　大正二年度

（一）煙草耕作

本年の公示段別は三萬六千七百一町歩にして、耕作許可の申請をなしたるもの總計二十三萬五千五百六十四人、段別三萬千四百四十五町餘歩なりとす。之に對して許可を與へたるものは三萬千四百四十町餘歩、不許可のもの四十五人、四町餘歩なり。又試作許可申請に對して許可を與へたるは一萬千六百八十一人、此の段別七百八十八町餘歩なりとす。而して査定の實蹟は耕作者二十三萬四千六百五十一人、此の段別三萬千四百九十一町歩、量目千二百七十一萬八千四百餘貫匁にして、前年に比し耕作者一萬七千九百三十七人、段別二千百十二町餘歩、量目百四十萬九百餘貫匁を增加したるは、蓋し前年の成績良好なりし結果耕作志氣昂上せしに外ならず。

本年に於ける全國の作柄を通觀するに、苗床播種當時は東北・奥羽・北陸地方氣溫寒冷の爲め發芽稍〻遲延し、從て移植の後れたる地方尠からざりしも、關東及關西に於ては其の影響なく順調なる發育を遂げ、次いで移植後は全國各地天候概して適順なりしに因り、移植の遲れたる地方と雖も著しく生育

を促進せり。而して七月中旬に至り關西・中國・四國地方に亙り晴天連續し、宛も旱天の狀態を呈せしを爲め、當時生育の最盛期にありしものには一部生育を遲緩ならしめたるものなきにあらざるも、全國に於ける一般の作柄は概して良好なりき。又八月下旬東北地方に暴風襲來したるも被害區域は狹小なりき。爾後概して天候適順殊に收穫・乾燥期の經過順調なりし爲め、一般に收量多く品質亦良好にして、平年より減收したるは僅に東山・南部・三戸・丸（增田）・吉野・宇陀の六種を數ふるのみにして、二割以上の增收を來せる產地尠からず。結局本年產葉煙草の總收穫量目は千三百五十四萬五千二百餘貫に達し（內收納濟千三百十一萬四千三百餘貫、翌年度へ繰越三十七萬四千四百餘貫、亡失廢棄に係るもの五萬五千八百餘貫其の他五百餘貫）、之を前年度に比するときは百九十二萬一千六百餘貫卽ち一割六分五厘を增し、又平年に比し一割五分の增收となれり。而して平均一段步當收穫量目は四十三貫一匁にして、前年度に比し三貫四百三十六匁を增加し、一貫當平均價格は一圓二十九錢三厘にして、前年度に比し十五錢を增し、平年に比し一割九分の向上なりとす。斯くの如く收穫量目及平均價格に於て著しく向上したるは、耕作段別の增大と作柄の佳良なりし結果に外ならず、蓋し專賣開始以來の豐況なりき。

（二）葉煙草收納

葉煙草賠償價格は大正元年に於て等級の改正を行ふと共に、大部分の種類に對し價格の引上を爲したるも、明治四十三年以降不作の後を承け、耕作者の意氣一般に沮喪の際なりし爲め人氣引立つに至らず、殊に一面物價は益騰貴し陸稻其の他の收益多大なるものあり、延て煙草產地發展上に影響を及ぼすに至るの虞なきに非ざりしに因り、對抗作物若は他產業との利益關係上、現在の賠償價格を以てしては到底段別の充當を期し得ざる種類に對し、本年も亦半箇等乃至一箇等の價格引上を行ひ、同時に二三の種類に對し最高等級を一箇等級宛高進せしむることとせり。

大正二年產葉煙草の收量は千二百八十一萬百餘貫匁、此の所要賠償金千五百九十四萬九千八百餘圓の豫定にして、內乾燥不充分其の他の理由に因り二十四萬八千五百餘貫匁、此の賠償金二十二萬千百餘圓を翌年度へ繰越すこととし、本年度內に收納すべきは新葉千二百五十六萬千六百餘貫匁、此の賠償金千五百七十二萬八千七百餘圓、前年度繰越古葉二十六萬六千四百餘貫匁、此の賠償金十九萬六千五百餘圓、合計千二百八十二萬八千餘貫匁、千五百九十二萬五千二百餘圓と計畫せり。而して年度內に收納したるは新葉千三百十一萬四千三百餘貫匁、此の賠償金千六百九十五萬千七百餘圓、古葉二十六萬六千四百餘貫匁、此の賠償金十九萬六千六百餘圓、合計千三百三十八萬七百餘貫匁、此の賠償金千七百十四萬八千三百餘圓にして、之を前年度に比すれば量目に於て百九十萬二千三百餘貫匁、賠償金に於て四百十萬三千五百圓を增加せり。

（三）葉煙草輸入

外國產葉煙草中購買高の多きは米國葉にして、アルゼリア葉・支那葉・マニラ葉・ハバナ葉・スマトラ葉之に次ぐ。而して其の用途を區分すれば、米國葉及アルゼリア葉は兩切煙草、支那葉は刻煙草、マニラ葉以下は葉卷煙草原料に充つるものとす。購買高總額は量目四十萬千五百六十三貫、購買代金百三十四萬千六百五十五圓にして、前年度に比し量目に於て二十萬七千九百四十八貫、代金に於て六十四萬四千二十圓の增加なり。此の內米國葉は三十七萬二千四百八十五貫、百二十九萬六千六百五十四圓を占め、前年度に比し數量十九萬六千六百四十五貫、代金六十七萬二千二百三圓を增加したり。之れ前年度は持越高の多額なりし爲め買控を爲したる事情ありしも、本年度に於ては持越高平調に復